

令和 5 年度

市 税 概 要



福井市財政部税務事務所

再生紙を使用しております

福井市コミュニケーションマーク



このマークは、福井市のシンボルである不死鳥（フェニックス）が翼を広げた様子をシンボライズしたものです。

福井市の花「あじさい」をイメージした背景のなか、今飛び立とうとする不死鳥が、「やさしさと活力のまち」をめざして未来にはばたく福井市を表現しています。

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和6年3月）

- 1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう
あいさつで ふれあうよろこび 深める絆
- 2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう
スポーツで 広がれつながれ 元気の輪
- 3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう
ふるさとを 今よりもっと 美しく
- 4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう
たかめよう 交通マナーと 防災意識
- 5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう
ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

目 次

概 況

1. 市の概況	1
(1) 位置と地勢	1
(2) 福井市の沿革	2
(3) 市域の変遷	3
(4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移	4
2. 令和5年度一般会計当初予算額	6
3. 令和5年度一般会計当初予算の構成図	7
4. 令和4年度一般会計決算額	8
5. 一般会計歳入（決算額）に占める市税の割合	9
6. 令和4年度市税の概況	10
7. 令和4年度市税決算一覧表	11
8. 令和4年度市税決算税目別構成図	12
9. 市税決算額の推移	13
10. 市税年度別決算表	14
11. 税目別月別収入額調	16
12. 市税収納率の推移	18
13. 市民一人当り・一世帯当り・納税者一人当り市税負担額	19
14. 市税状況調	20
15. 市税の徴税费に関する調	21
16. 令和4年度徴税费構成図	22
17. 税収入に対する徴税费割合	22

税務機構

1. 福井市行政機構図	23
2. 税務機構および事務分掌	25
3. 税務職員に関する調	27
(1) 税務職員配置人員	27
(2) 税務職員数の割合	27
(3) 税務職員年齢調	28
(4) 税務職員経験年数調	28

賦 課

1. 市税年度別調定額（現年課税分）	29
2. 税率の変遷	30
3. 税率一覧表（令和5年度）	32
4. 市 民 税	34
(1) 市民税年度別調定額（現年課税分）	34
(2) 市民税年度別調定額の推移	35
(3) 個人市民税所得者区分別課税状況調	36
(4) 令和5年度個人市民税所得段階別調（所得割課税分）	36
(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調	38
(6) 個人市民税特別徴収義務者数調	38
(7) 令和5年度個人市民税納税義務者数調	38
(8) 個人県民税確定按分率調	38
(9) 年度別納税義務者数調	39
(10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）	39
(11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）	40
(12) 法人税割月別申告率	40
(13) 令和5年度法人数調	41
5. 固定資産税・都市計画税及び交付金	42
(1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）	42
(2) 固定資産税年度別調定額の推移	43
(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）	44
(4) 令和5年度償却資産の概要	44
(5) 償却資産の累年比較	45
(6) 土地・家屋評価額等調	46
(7) 令和5年度宅地に関する調（免税点以上）	48
(8) 令和5年度家屋の種類別状況調	48
(9) 家屋の新・増築状況調	50
(10) 新築住宅に対する軽減税額調	51
(11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調	52
(12) 固定資産評価審査委員会	52
(13) 令和4年度土地・家屋異動件数調	52
(14) 国有資産等所在市交付金調	52
6. 軽自動車税	53
(1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）	53

(2) 軽自動車税年度別調定額の推移	53
7. 市たばこ税	54
(1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）	54
(2) 市たばこ税年度別調定額の推移	54
8. 入湯税	55
(1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）	55
(2) 入湯税年度別調定額の推移	55
9. 特別土地保有税	56
(1) 特別土地保有税年度別調定額（現年課税分）	56
10. 市税外歳入に関する調	57
11. 証明・閲覧状況	57

納 税

1. 納税組合	59
(1) 種類別納税組合数調	59
(2) 組合員数別納税組合数調	59
(3) 税目別組合員数調	59
(4) 納税組合数および組合員数調	60
(5) 納税奨励金交付状況調	60
(6) 納税組合年度別・税目別取扱額調	60
2. 令和4年度口座振替取扱および加入状況調	61
3. 滞納処分状況等調	61
4. 市税督促状況調	62
5. 欠損処分額調	62
6. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表	63

そ の 他

(付録第1) 最近の主な税制改正一覧	65
(付録第2) 個人市民税の所得控除等	78
(付録第3) 令和5年度住民税・所得税要覧	83

概況

1.市の概況

(1)位置と地勢

福井市は、日本の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、福井県の北部、福井平野の真ん中に位置し（東経136度13.10分、北緯36度3.51分）、東西28.7km、南北16.2kmである。

西方は山岳地帯（国見岳）を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸公園に臨んでいるが、その他はおおむね平坦地で、この間を九頭竜、足羽、日野の3大河川が市内で合流し北方三国港に注いでいる。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市方面と相対し、東方は吉野嶽を越えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に隣接している。

市街地の中央部をJR北陸本線が縦貫し、また福井駅を起点としてJR越美北線が東方に走り、えちぜん鉄道、福井鉄道が市内を走っている。また、国道8号（新潟市～京都市）、158号（福井市～松本市）、305号（金沢市～南越前町）、365号（加賀市～四日市市）、416号（福井市～小松市）を始め、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっている。

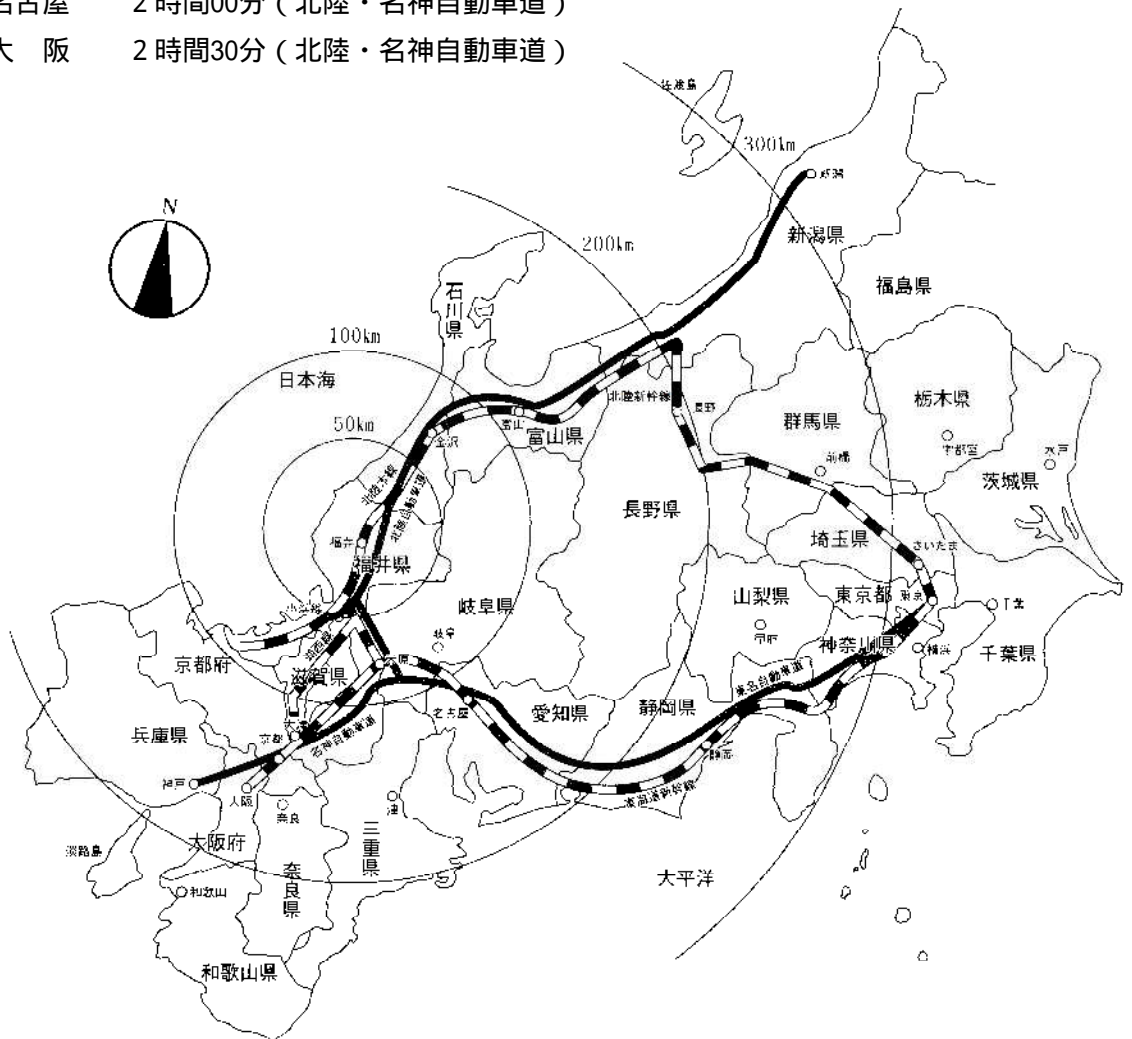
福井 東京 3時間30分（東海道経由：JR特急しらさぎ・JR新幹線ひかり）
（北陸経由：JR特急・JR新幹線かがやき）

福井 名古屋 2時間10分（JR特急しらさぎ）

福井 大阪 1時間50分（JR特急サンダーバード）

福井 名古屋 2時間00分（北陸・名神自動車道）

福井 大阪 2時間30分（北陸・名神自動車道）



(2) 福井市の沿革

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地として福井平野に発達してきた。

福井平野は、今から3000年ほど前の縄文時代後期から晩期にかけて、河川活動によって形成されたといわれる沖積平野で、弥生時代には、既に、農耕可能な平野になっていたといわれる。

また、約1500年程前、この地に生を受けた継体天皇の治山治水事業によって、一面の沼地が豊かな沃野に生まれ変わったともいわれている。その後、文化の発達に伴って地勢的關係から、北陸道の要衝として栄えるようになった。

中世には、市街地の南にある一乗谷に居を構えた朝倉氏が5代にわたり、越前の国守として広大な地域を支配した。当時の一乗谷は小京都とうたわれ栄華をきわめたといわれるが、その居城は、天正元年(1573年)に焼失したままの姿を今日までも残し、日本中世史上極めて貴重な遺跡として、昭和46年7月、国の特別史跡に指定され、目下保存整備の事業が進められている。

市の中心部は、室町時代のころには北の庄と呼ばれ、街づくりの始まりは柴田勝家の城づくりが始まりといわれている。その後は、丹羽長秀、堀秀政らがこの地に城主として任ぜられた。

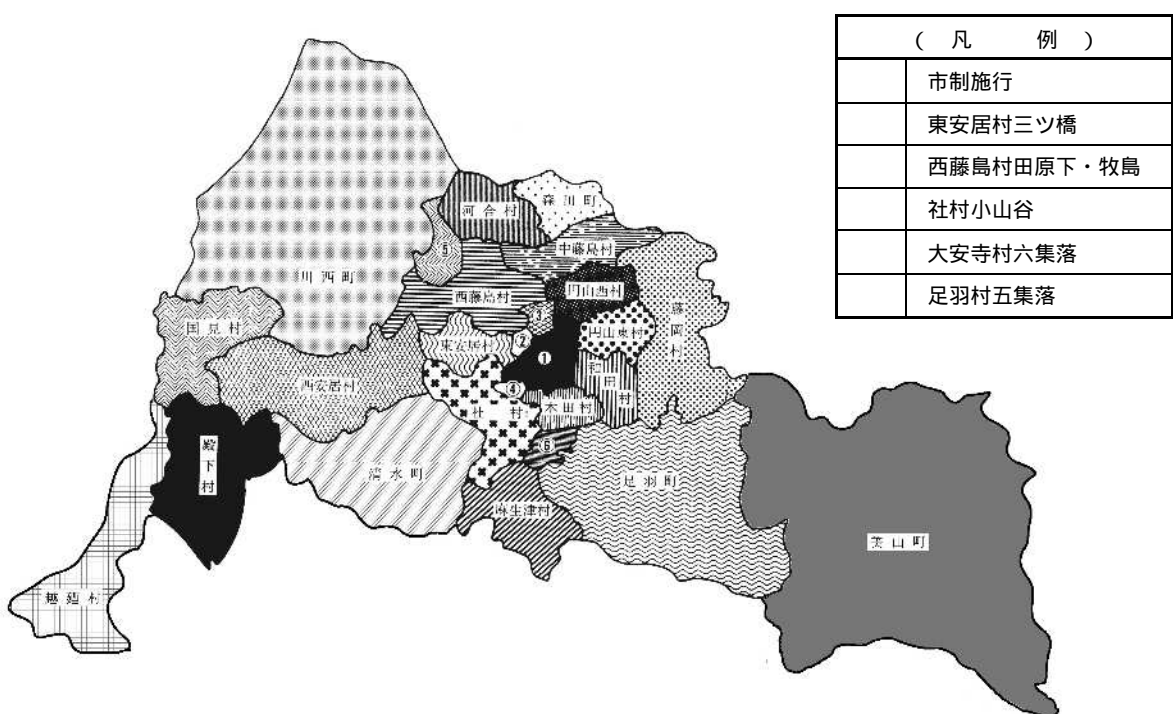
徳川家康の天下平定後は、その二男、結城秀康を68万石の藩主とした。福井の地名については、北庄から福居となり、3代藩主忠昌のとき、福井と改められた。幕末当時の藩主は名君の誉れ高い松平慶永(春嶽)公で、その治下から、橋本左内、由利公正、橋曙覧、笠原白翁など幾多の人材を輩出した。また、慶永は産業振興事業として織物を取り入れ、これが織物王国福井の礎となった。

明治22年に市制が敷かれ福井市となったが、当時の人口は39,863人、面積は4.43平方キロメートルであった。

以来、福井県において政治、経済、文化の中心都市として発展を続けてきている。その間、昭和20年7月の空襲、昭和23年6月の福井大震災と再度にわたって全市が壊滅し致命的な打撃を受け、さらに水害、風害と幾多の災難に見舞われたが、市民の不屈の復興への意欲により、これを乗り越え、今日の『不死鳥のまち福井』を築き上げた。

平成12年11月には特例市に移行し、同18年2月1日には、日常生活圏を同じくする美山町、越廼村、清水町の3町村と合併して人口271,616人(平成18年2月1日現在)、面積536.17平方キロメートルの新「福井市」が誕生した。

平成31年4月には中核市に移行し、現在、地域の特色を生かしながら日本海側の主要都市としてまちづくりを進めている。



(3) 市域の変遷

合併年月日	合併町村名	合併後の人口	面積	累計面積
明治22. 4. 1	市制施行	38,863 人	4.43 km ²	4.43 km ²
昭和 6. 4. 1	足羽郡東安居村三ツ橋	66,162	0.44	4.87
11. 5. 1	〃 和田村	75,273	5.71	10.58
11.10. 1	〃 木田村	81,022	6.31	16.89
14. 8. 1	〃 東安居村	97,772	5.45	22.34
16. 4. 1	吉田郡円山東村	99,124	4.13	26.47
17. 5. 5	〃 円山西村	99,860	6.40	32.87
23. 6. 1	〃 西藤島村田原下・牧島	89,141	1.16	34.03
24. 4. 1	足羽郡社村小山谷	96,407	0.58	34.61
26. 3.30	吉田郡西藤島村	104,881	11.10	45.71
29. 4. 1	足羽郡社村	103,244	14.46	60.17
29. 8. 1	丹生郡西安居村	116,712	28.95	89.12
30. 3.19	吉田郡中藤島村	121,834	7.61	96.73
31. 4.10	足羽郡足羽村 5 集落	125,165	2.43	99.16
32. 4. 1	坂井郡大安寺村 6 集落	127,630	4.60	103.76
32. 5. 1	吉田郡河合村	131,393	8.62	112.38
32.10. 1	足羽郡麻生津村	136,814	15.61	127.99
34. 2. 1	丹生郡国見村	141,160	19.60	147.59
36.10. 1	吉田郡藤岡村	156,493	19.35	166.94
38. 4. 1	丹生郡殿下村	158,018	25.40	192.34
42. 5.17	坂井郡川西町	181,111	80.72	273.06
42. 7.30	吉田郡森田町	192,543	6.13	279.19
43. 5. 1	鯖江市と境界変更		-	279.19
46. 9. 1	足羽郡足羽町	217,708	60.05	339.24
48.11. 1	鯖江市と境界変更		0.02	339.22
53. 4.20	春江町と境界変更		-	339.22
53. 4.20	三国町と境界変更		-	339.22
54. 3. 1	松岡町と境界変更		-	339.22
57. 7. 6	福井港内公有水面埋立		0.36	339.58
58. 6.25	〃		0.70	340.28
59. 1.18	〃		0.03	340.31
61. 3. 1	三国町と境界変更		-	340.31
61. 3. 1	春江町と境界変更		-	340.31
63. 3. 1	鯖江市と境界変更		-	340.31
63. 6. 1	〃		-	340.31
平成元.12.25	〃		-	340.31
3.10. 1	朝日町と境界変更		0.29	340.60
6. 3. 3	三国町と境界変更		-	340.60
8. 2. 9	福井港内公有水面埋立		-	340.60
14. 5.15	清水町と境界変更		-	340.60
18. 2. 1	美山町、越廼村、清水町	271,616	195.57	536.17
22. 2. 1	茶崎漁港内公有水面埋立		0.02	536.19
22. 7.16	小丹生町公有水面埋立		0.00	536.19
26.10. 1	国土地理院の面積計測方法変更		0.22	536.41
令和 5. 7. 1	電子国土基本図の更新に伴う海岸線の形状変化		0.04	536.37

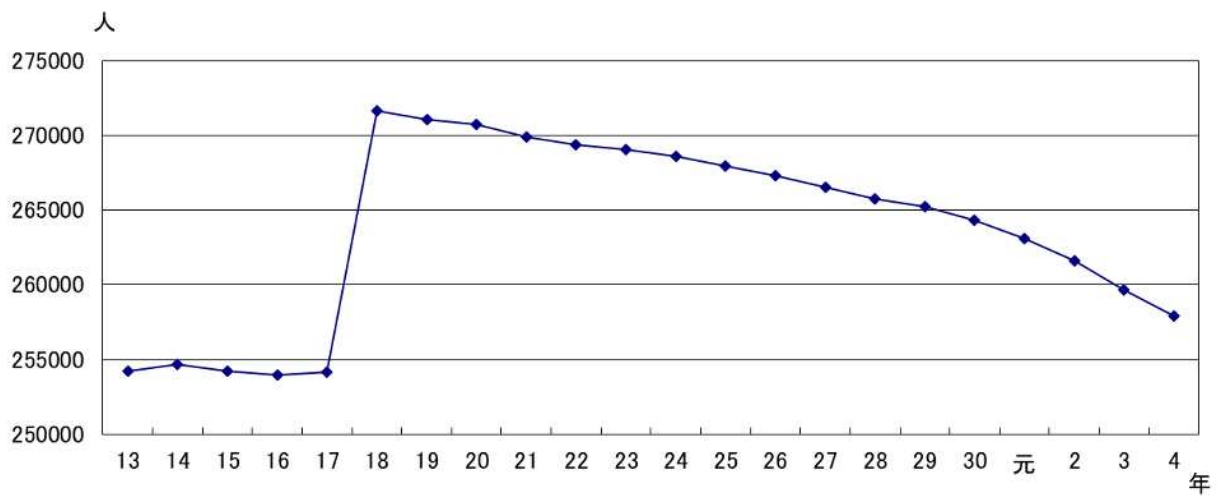
(4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移

(基準日：12月31日)

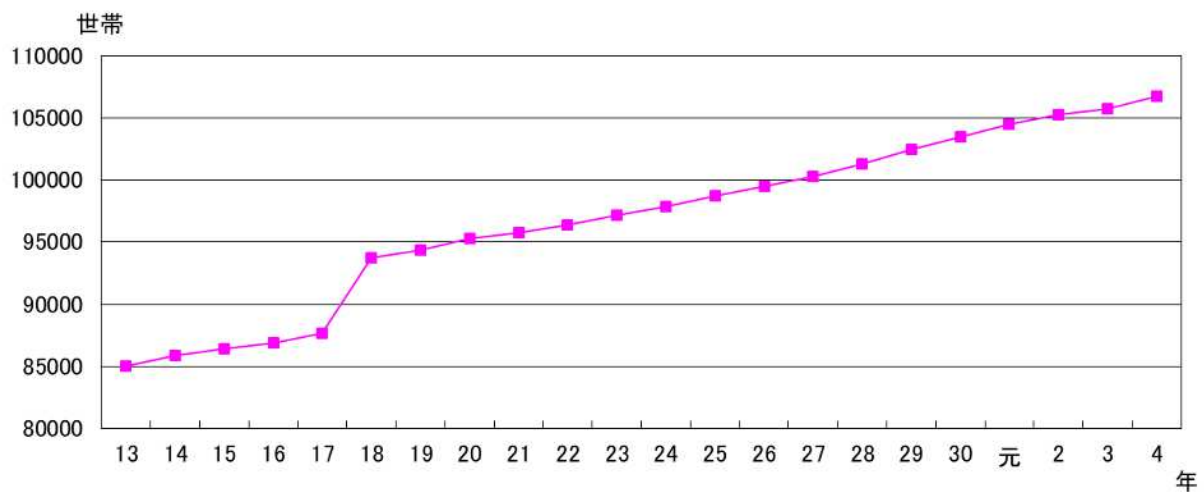
年度	人 口	伸び率	世帯数	伸び率	面 積	人 口 密 度	税 務 職 員 数	税務職員 一人当り人口
	(人)	(%)	(世帯)	(%)	(km ²)	(人/km ²)	(人)	(人)
13	254,213	100.0	84,991	100.8	340.60	746	95	2,675
14	254,665	100.2	85,886	101.1	340.60	747	95	2,680
15	254,244	99.8	86,373	100.6	340.60	746	94	2,704
16	253,997	99.9	86,853	100.6	340.60	745	93	2,731
17	254,178	100.1	87,666	100.9	340.60	746	93	2,733
18	271,640	106.9	93,785	107.0	536.17	506	101	2,689
19	271,062	99.8	94,333	100.6	536.17	505	100	2,710
20	270,756	99.9	95,289	101.0	536.17	504	105	2,578
21	269,920	99.7	95,779	100.5	536.17	503	106	2,546
22	269,362	99.8	96,423	100.7	536.19	502	106	2,541
23	269,069	99.9	97,180	100.8	536.19	501	106	2,538
24	268,604	99.8	97,893	100.7	536.19	500	103	2,607
25	267,960	99.8	98,726	100.9	536.19	499	105	2,552
26	267,331	99.8	99,520	100.8	536.41	498	102	2,620
27	266,514	99.7	100,312	100.8	536.41	496	98	2,719
28	265,771	99.7	101,329	101.0	536.41	495	89	2,986
29	265,246	99.5	102,520	102.2	536.41	494	85	3,120
30	264,326	99.7	103,494	101.0	536.41	492	89	2,969
元	263,129	99.5	104,495	101.0	536.41	490	88	2,990
2	261,601	99.4	105,313	100.8	536.41	487	89	2,939
3	259,644	99.3	105,796	100.5	536.41	484	87	2,984
4	257,911	99.3	106,800	100.9	536.41	480	86	2,998

税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

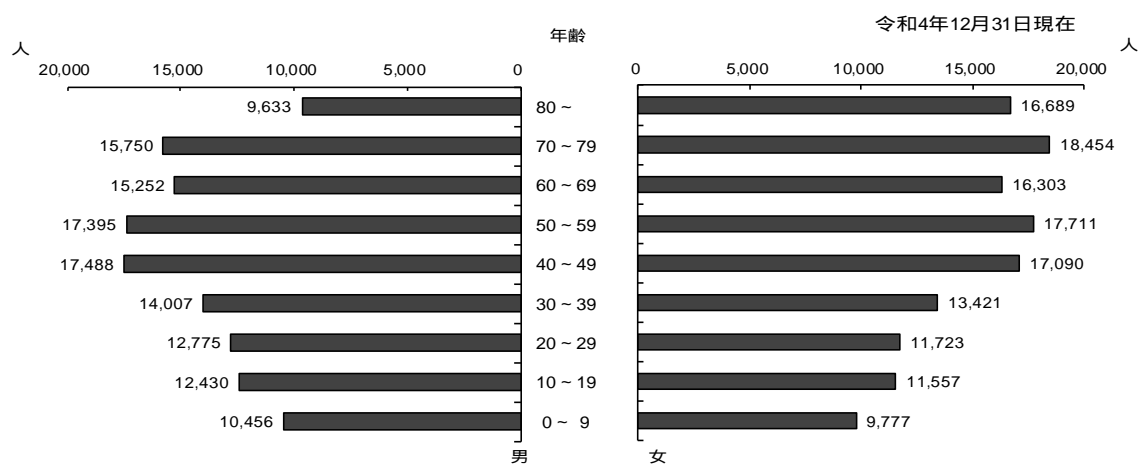
人口の推移



世帯数の推移



年齢別人口統計

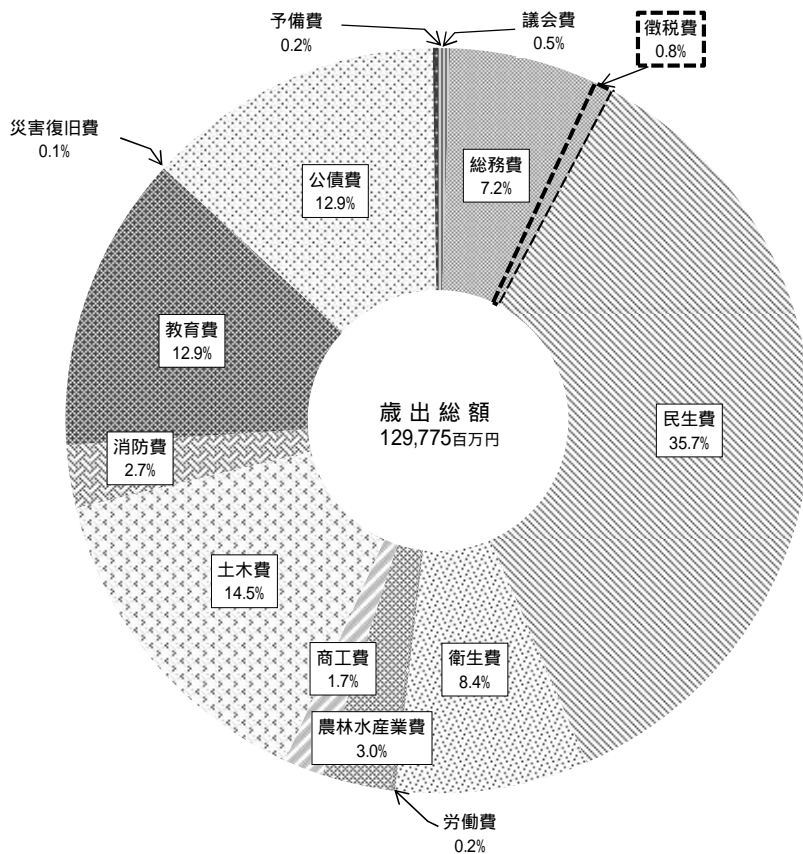
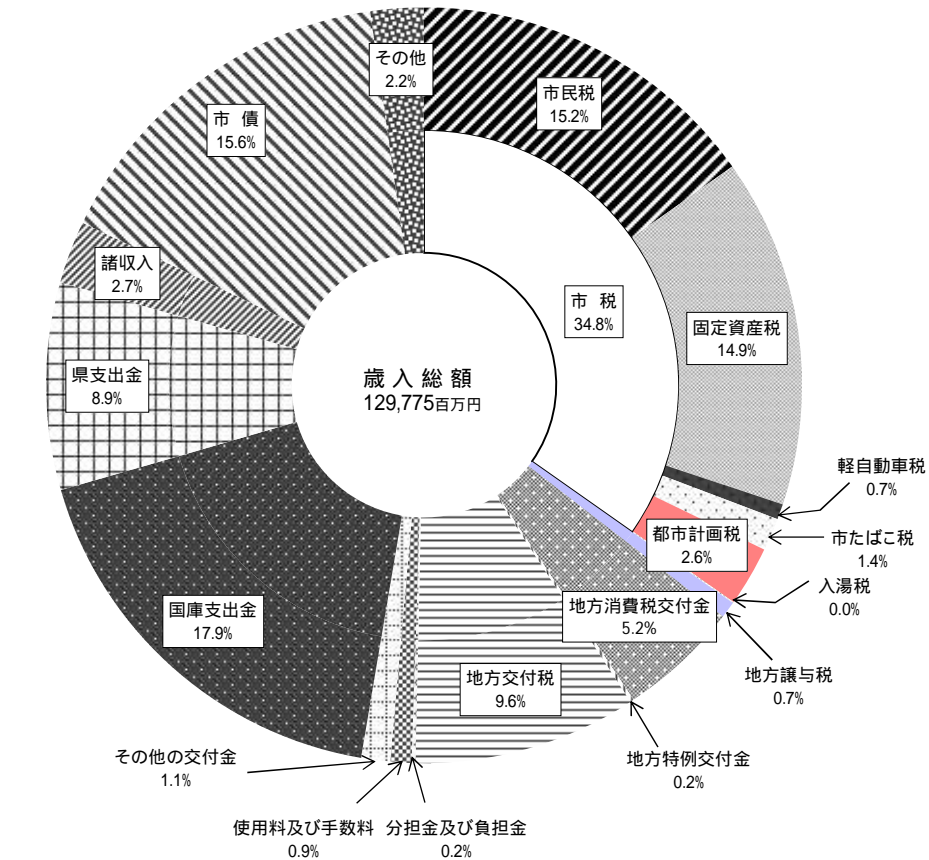


2. 令和5年度一般会計当初予算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款 (項)	予 算 額	構 成 比	款 (項)	予 算 額	構 成 比
1 市 税	45,137,000	34.8	1 議 会 費	685,454	0.5
(市 民 税)	(19,702,000)	(15.2)	2 総 務 費	9,394,985	7.2
(固 定 資 産 税)	(19,370,000)	(14.9)	(徴 税 費)	(1,084,805)	(0.8)
(軽 自 動 車 税)	(850,000)	(0.7)	3 民 生 費	46,329,291	35.7
(市 た ば こ 税)	(1,809,000)	(1.4)	4 衛 生 費	10,872,456	8.4
(都 市 計 画 税)	(3,331,000)	(2.6)	5 労 働 費	249,658	0.2
(入 湯 税)	(75,000)	(0.0)	6 農 林 水 産 業 費	3,882,155	3.0
2 地 方 譲 与 税	916,000	0.7	7 商 工 費	2,215,662	1.7
3 利 子 割 交 付 金	30,000	0.0	8 土 木 費	18,802,543	14.5
4 配 当 割 交 付 金	300,000	0.2	9 消 防 費	3,554,831	2.7
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	150,000	0.1	10 教 育 費	16,692,090	12.9
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,000,000	0.8	11 災 害 復 旧 費	26,300	0.1
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,700,000	5.2	12 公 債 費	16,769,575	12.9
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	30,000	0.0	14 予 備 費	300,000	0.2
9 環 境 性 能 割 交 付 金	59,000	0.0			
10 地 方 特 例 交 付 金	200,000	0.2			
11 地 方 交 付 税	12,400,000	9.6			
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	36,000	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	209,563	0.2			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,181,578	0.9			
15 国 庫 支 出 金	23,169,933	17.9			
16 県 支 出 金	11,497,345	8.9			
17 財 産 収 入	106,688	0.1			
18 寄 附 金	877,186	0.6			
19 繰 入 金	1,681,105	1.3			
20 繰 越 金	300,000	0.2			
21 諸 収 入	3,492,602	2.7			
22 市 債	20,301,000	15.6			
歳 入 合 計	129,775,000	100.0	歳 出 合 計	129,775,000	100.0

3. 令和5年度一般会計当初予算の構成図



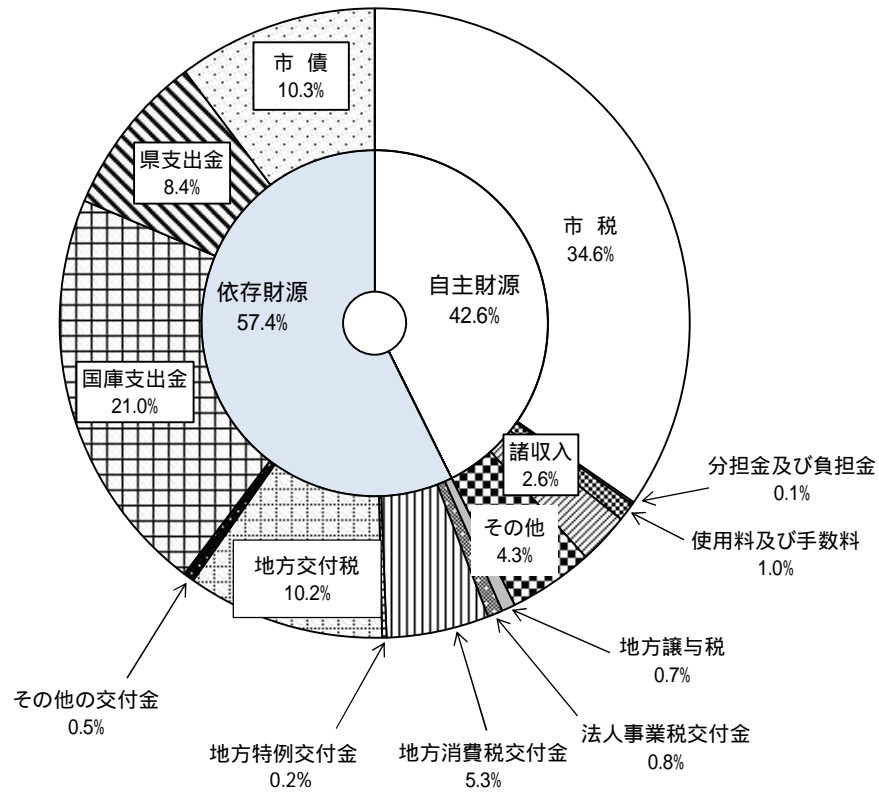
4. 令和4年度一般会計決算額

(単位：千円、%)

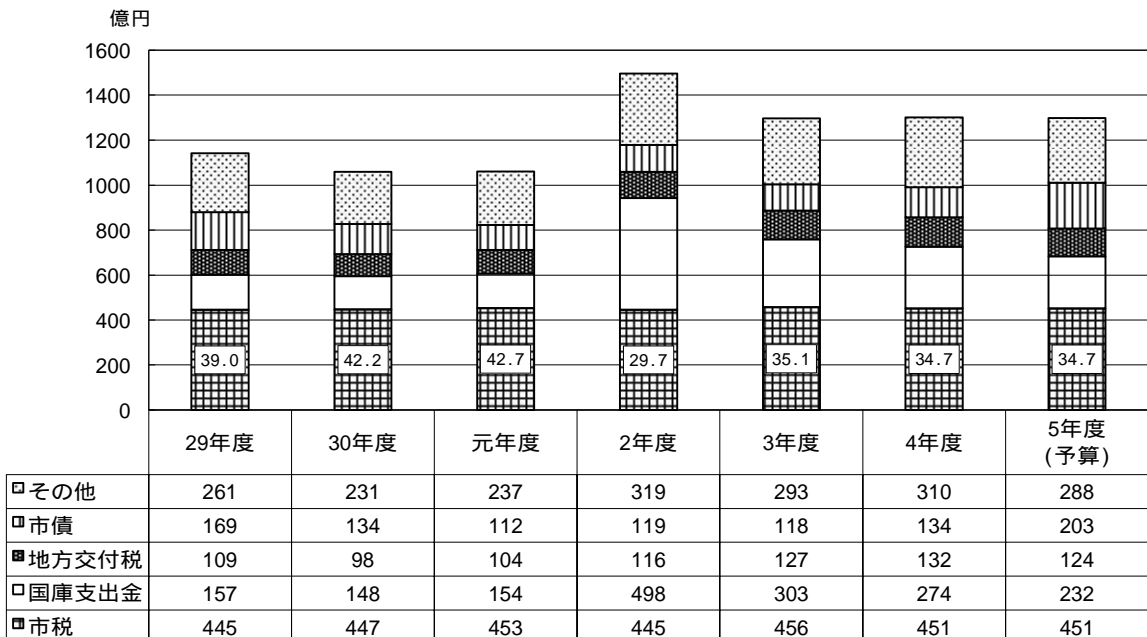
歳 入			歳 出		
款 (項)	決 算 額	構成比	款 (項)	決 算 額	構成比
1 市 税	45,058,422	34.6	1 議 会 費	661,060	0.5
(市 民 税)	(19,864,128)	(15.3)	2 総 務 費	9,376,262	7.4
(固 定 資 産 税)	(19,051,897)	(14.6)	(徴 税 費)	(1,114,292)	(0.9)
(軽 自 動 車 税)	(816,350)	(0.6)	3 民 生 費	47,198,897	36.9
(市 た ば こ 税)	(1,955,365)	(1.5)	4 衛 生 費	9,445,107	7.4
(都 市 計 画 税)	(3,296,444)	(2.5)	5 労 働 費	279,608	0.2
(入 湯 税)	(74,237)	(0.1)	6 農 林 水 産 業 費	3,689,575	2.9
2 地 方 譲 与 税	913,540	0.7	7 商 工 費	2,725,450	2.1
3 利 子 割 交 付 金	18,159	0.0	8 土 木 費	20,646,909	16.2
4 配 当 割 交 付 金	293,993	0.2	9 消 防 費	3,311,588	2.6
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	260,205	0.2	10 教 育 費	11,153,383	8.7
6 法 人 事 業 税 交 付 金	991,922	0.8	11 災 害 復 旧 費	488,012	0.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,859,900	5.3	12 公 債 費	18,796,594	14.7
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	31,010	0.0	14 予 備 費	0	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	98,949	0.1			
10 地 方 特 例 交 付 金	277,440	0.2			
11 地 方 交 付 税	13,213,456	10.2			
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	32,128	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	163,821	0.1			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,238,544	1.0			
15 国 庫 支 出 金	27,356,286	21.0			
16 県 支 出 金	10,893,741	8.4			
17 財 産 収 入	119,114	0.1			
18 寄 附 金	409,243	0.3			
19 繰 入 金	1,043,311	0.8			
20 繰 越 金	4,077,736	3.1			
21 諸 収 入	3,401,896	2.6			
22 市 債	13,359,581	10.3			
歳 入 合 計	130,112,397	100.0	歳 出 合 計	127,772,445	100.0

5. 一般会計歳入(決算額)に占める市税の割合

歳入の性質別構成(令和4年度)



歳入決算額の推移



6. 令和4年度市税の概況

(1) 市税決算

調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収納率 (%)
45,786,858	45,058,422	98.4

(2) 市税収入の増減

収入済額 (千円)	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
45,058,422	501,001	1.1

(3) 主な税目の増減

税目	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
個人市民税	1,340,300	7.8
法人市民税	97,845	2.4
固定資産税	712,486	3.9
たばこ税	75,987	4.0

(4) 法人市民税の業種別増減（現年調定）

業種分類	増加額 (千円)	増加率 (%)	業種分類	減少額 (千円)	減少率 (%)
サービス業その他	134,467	16.3	証券商品取引業	51,636	85.3
保険業	21,922	6.3	運輸通信・電力業等	65,681	28.2
重工業	18,727	6.0	銀行その他金融業	43,813	23.5
			小売業	51,163	8.8
			卸売業	35,409	8.3

(5) 固定資産税の状況（現年調定）

	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要因
土地	98	0.0	負担調整措置等により税額が増加する土地についての据置措置
家屋	679,264	7.8	取り壊し等の減少を、新增築家屋の増加が上回った
償却資産	224,761	10.0	アフターコロナ社会を見据えた新規事業参画のための設備投資増加
国有資産等交付金	5,223	2.6	国有資産の価格の減少

(6) その他の税の状況（現年調定）

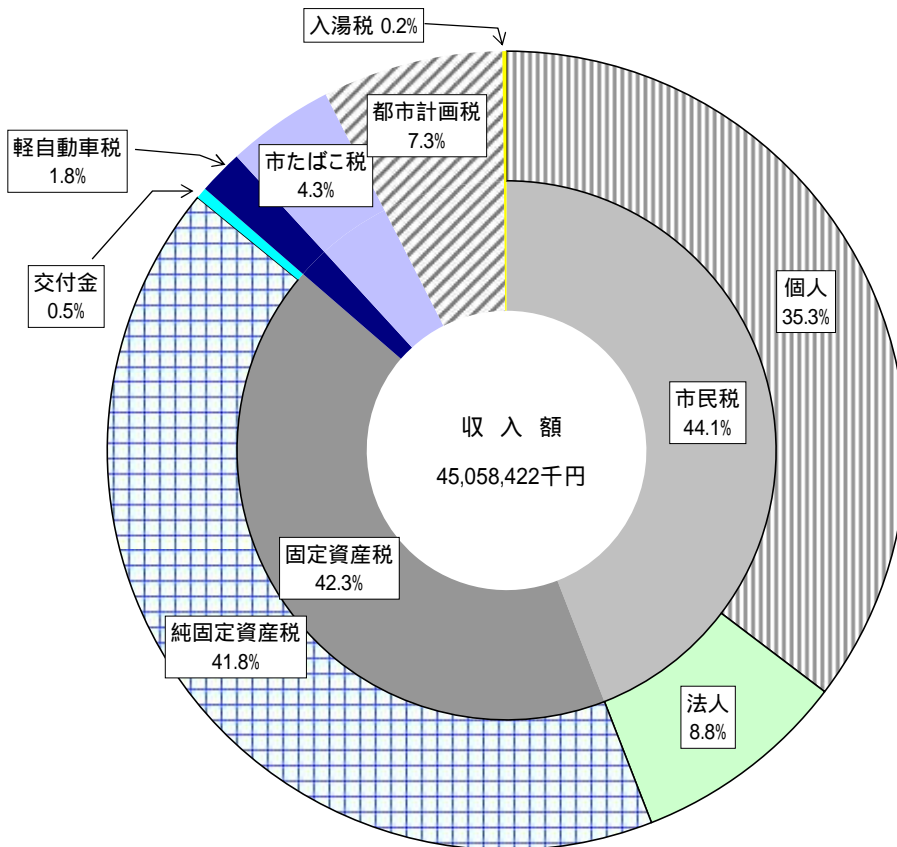
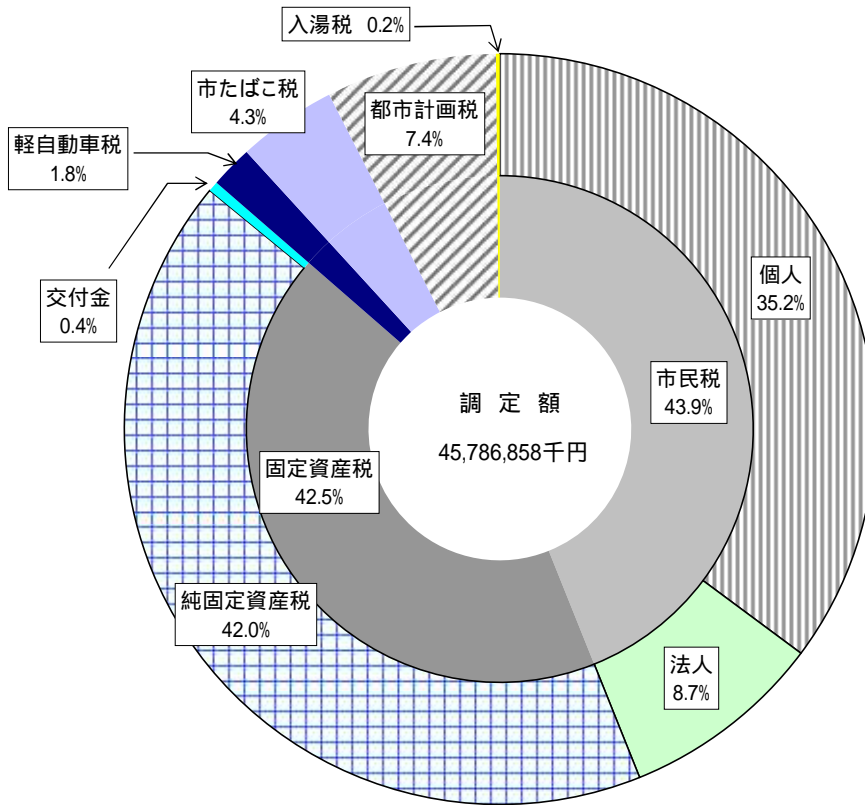
	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要因
都市計画税	124,476	3.9	新織協ビルをはじめとする、大型家屋の整備 中心市街地の地価上昇
軽自動車税	47,501	6.2	軽自動車登録台数の増 環境性能割の臨時的軽減措置の終了
市たばこ税	75,987	4.0	売渡本数の増
入湯税	12,060	19.4	新型コロナウイルス感染症の影響で減少した 入湯客数の回復

7. 令和4年度市税決算一覧表

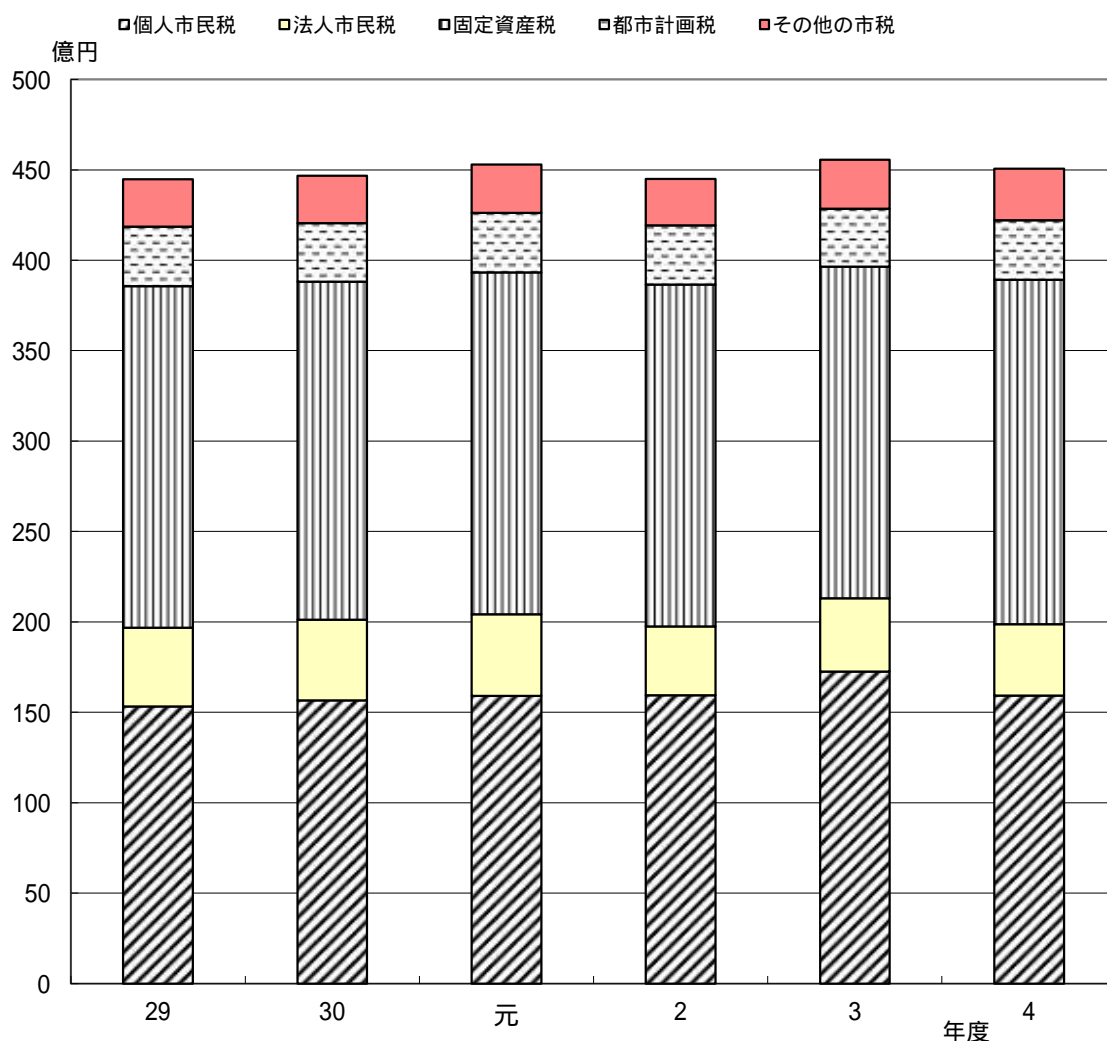
(単位：千円、%)

区分 税目	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額	対予算収入差額 (C-A)	対調定収入比 (C/B×100)
市民税	19,918,000	20,114,362	19,864,128	42,284	207,950	53,872	98.8
個人	15,877,000	16,116,364	15,917,944	35,686	162,734	40,944	98.8
現年課税分	15,778,000	15,921,809	15,823,436	1,861	96,512	45,436	99.4
滞納繰越分	99,000	194,555	94,508	33,825	66,221	4,492	48.6
法人	4,041,000	3,997,998	3,946,184	6,598	45,216	94,816	98.7
現年課税分	4,034,000	3,949,386	3,938,751	42	10,593	95,249	99.7
滞納繰越分	7,000	48,612	7,433	6,556	34,622	433	15.3
固定資産税	18,985,000	19,441,396	19,051,898	54,894	334,604	66,898	98.0
純固定資産税	18,788,000	19,243,517	18,854,019	54,894	334,604	66,019	98.0
現年課税分	18,655,000	18,836,170	18,755,161	161	80,848	100,161	99.6
土地	6,922,000	7,003,409	6,973,290	161	29,959	51,290	99.6
家屋	9,300,000	9,349,995	9,309,783	0	40,212	9,783	99.6
償却資産	2,433,000	2,482,766	2,472,088	0	10,678	39,088	99.6
滞納繰越分	133,000	407,347	98,858	54,733	253,756	34,142	24.3
国有資産等交付金	197,000	197,879	197,879	0	0	879	100.0
軽自動車税	810,000	835,844	816,350	3,820	15,674	6,350	97.7
現年課税分	751,000	762,777	753,768	53	8,956	2,768	98.8
滞納繰越分	6,000	16,380	5,895	3,767	6,718	105	36.0
環境性能割	53,000	56,687	56,687	0	0	3,687	100.0
市たばこ税	1,828,000	1,955,365	1,955,365	0	0	127,365	100.0
特別土地保有税	0	342	0	342	0	0	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0.0
滞納繰越分	0	342	0	342	0	0	0.0
都市計画税	3,291,000	3,365,312	3,296,444	9,600	59,268	5,444	98.0
現年課税分	3,268,000	3,293,076	3,278,913	28	14,135	10,913	99.6
土地	1,590,000	1,606,151	1,599,243	28	6,879	9,243	99.6
家屋	1,678,000	1,686,925	1,679,670	0	7,255	1,670	99.6
滞納繰越分	23,000	72,236	17,531	9,572	45,134	5,469	24.3
入湯税	63,000	74,237	74,237	0	0	11,237	100.0
現年課税分	44,627,000	45,047,386	44,834,198	2,145	211,044	207,198	99.5
滞納繰越分	268,000	739,472	224,225	108,795	406,451	43,775	30.3
市税合計	44,895,000	45,786,858	45,058,423	110,940	617,495	163,423	98.4

8. 令和4年度市税決算 税目別構成図



9. 市税決算額の推移



(単位：千円)

年 度	29	30	元	2	3	4
個人市民税	15,310,401	15,649,378	15,901,783	15,934,354	17,258,244	15,917,944
法人市民税	4,371,706	4,477,046	4,509,132	3,809,638	4,044,029	3,946,184
固定資産税	18,885,165	18,676,340	18,908,708	18,897,554	18,339,411	19,051,897
都市計画税	3,287,120	3,250,382	3,286,929	3,286,673	3,204,824	3,296,444
その他の市税	2,610,646	2,617,365	2,677,909	2,552,021	2,712,915	2,845,953
合 計	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240	45,559,423	45,058,422

10. 市税年度別決算表

区 分 税 目	令 和 元 年 度					令 和 2 年 度			
	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率
市 民 税 1	20,504,000	20,875,713	20,410,915	1.4	97.8	19,437,000	20,159,602	19,743,992	3.3
個 人 2	15,757,000	16,303,935	15,901,783	1.6	97.5	15,834,000	16,253,882	15,934,354	0.2
現年課税分 3	15,575,000	15,812,224	15,670,609	1.8	99.1	15,673,000	15,895,092	15,764,764	0.6
滞納繰越分 4	182,000	491,711	231,174	7.6	47.0	161,000	358,790	169,590	26.6
法 人 5	4,747,000	4,571,778	4,509,132	0.7	98.6	3,603,000	3,905,720	3,809,638	15.5
現年課税分 6	4,738,000	4,509,252	4,497,298	0.7	99.7	3,596,000	3,848,621	3,799,217	15.5
滞納繰越分 7	9,000	62,526	11,834	33.2	18.9	7,000	57,099	10,421	11.9
固 定 資 産 税 8	18,781,000	19,620,612	18,908,708	1.2	96.4	19,060,000	19,619,062	18,897,554	0.1
純固定資産税 9	18,561,000	19,400,545	18,688,641	1.2	96.3	18,851,000	19,409,794	18,688,286	0.0
現年課税分 10	18,344,000	18,595,665	18,430,544	1.4	99.1	18,662,000	18,737,217	18,468,977	0.2
滞納繰越分 11	217,000	804,880	258,097	10.3	32.1	189,000	672,577	219,309	15.0
国有資産等交付金 12	220,000	220,067	220,067	1.9	100.0	209,000	209,268	209,268	4.9
軽自動車税 12	699,000	731,642	701,127	5.8	95.8	745,000	769,488	745,718	6.4
現年課税分 14	688,000	689,821	678,598	4.2	98.4	698,000	713,284	705,621	4.0
滞納繰越分 15	11,000	32,448	13,156	14.9	40.5	11,000	27,144	11,037	16.1
環境性能割 16	0	9,373	9,373	—	100.0	36,000	29,060	29,060	210.0
市たばこ税 17	1,905,000	1,903,906	1,903,906	0.8	100.0	1,884,000	1,771,155	1,771,155	7.0
特別土地保有税 18	0	1,946	1,603	—	82.4	0	342	0	—
現年課税分 19	0	0	0	—	—	0	0	0	—
滞納繰越分 20	0	1,946	1,603	—	82.4	0	342	0	—
都市計画税 21	3,274,000	3,413,626	3,286,929	1.1	96.3	3,321,000	3,414,516	3,286,673	0.0
現年課税分 22	3,235,000	3,269,865	3,240,830	1.3	99.1	3,287,000	3,294,807	3,247,639	0.2
滞納繰越分 23	39,000	143,761	46,099	10.3	32.1	34,000	119,709	39,034	15.3
入湯税 24	65,000	71,273	71,273	8.6	100.0	81,000	35,148	35,148	50.7
現年課税分 25	65,000	71,273	71,273	8.6	100.0	81,000	35,148	35,148	50.7
滞納繰越分 26	0	0	0	—	—	0	0	0	—
現年課税分 27	44,770,000	45,081,446	44,722,498	1.5	99.2	44,126,000	44,533,652	44,030,849	1.5
滞納繰越分 28	458,000	1,537,272	561,963	7.8	36.6	402,000	1,235,661	449,391	20.0
市 税 合 計 29	45,228,000	46,618,718	45,284,461	1.4	97.1	44,528,000	45,769,313	44,480,240	1.8

表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

収納率	令和3年度					令和4年度				
	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率
97.9	18,326,000	21,586,050	21,302,273	7.9	98.7	19,918,000	20,114,362	19,864,128	6.8	98.8
98.0	15,346,000	17,490,316	17,258,244	8.3	98.7	15,877,000	16,116,364	15,917,944	7.8	98.8
99.2	15,196,000	17,221,081	17,128,992	8.7	99.5	15,778,000	15,921,809	15,823,436	7.6	99.4
47.3	150,000	269,235	129,252	23.8	48.0	99,000	194,555	94,508	26.9	48.6
97.5	2,980,000	4,095,734	4,044,029	6.2	98.7	4,041,000	3,997,998	3,946,184	2.4	98.7
98.7	2,907,000	4,014,043	4,011,703	5.6	99.9	4,034,000	3,949,386	3,938,751	1.8	99.7
18.3	73,000	81,691	32,326	210.2	39.6	7,000	48,612	7,433	77.0	15.3
96.3	17,858,000	18,797,300	18,339,411	3.0	97.6	18,985,000	19,441,396	19,051,898	3.9	98.0
96.3	17,655,000	18,594,198	18,136,309	3.0	97.5	18,788,000	19,243,517	18,854,019	4.0	98.0
98.6	17,296,000	17,932,244	17,849,245	3.4	99.5	18,655,000	18,836,170	18,755,161	5.1	99.6
32.6	359,000	661,954	287,064	30.9	43.4	133,000	407,347	98,858	65.6	24.3
100.0	203,000	203,102	203,102	2.9	100.0	197,000	197,879	197,879	2.6	100.0
96.9	757,000	791,805	771,360	3.4	97.4	810,000	835,844	816,350	5.8	97.7
98.9	722,000	735,692	728,031	3.2	99.0	751,000	762,777	753,768	3.5	98.8
40.7	6,000	19,842	7,058	36.1	35.6	6,000	16,380	5,895	16.5	36.0
100.0	29,000	36,271	36,271	24.8	100.0	53,000	56,687	56,687	56.3	100.0
100.0	1,782,000	1,879,378	1,879,378	6.1	100.0	1,828,000	1,955,365	1,955,365	4.0	100.0
—	0	342	0	—	—	0	342	0	—	—
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
—	0	342	0	—	0.0	0	342	0	—	0.0
96.3	3,167,000	3,285,948	3,204,824	2.5	97.5	3,291,000	3,365,312	3,296,444	2.9	98.0
98.6	3,104,000	3,168,600	3,153,935	2.9	99.5	3,268,000	3,293,076	3,278,913	4.0	99.6
32.6	63,000	117,348	50,889	30.4	43.4	23,000	72,236	17,531	65.6	24.3
100.0	49,000	62,177	62,177	76.9	100.0	63,000	74,237	74,237	19.4	100.0
100.0	49,000	62,177	62,177	76.9	100.0	63,000	74,237	74,237	19.4	100.0
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
98.9	41,288,000	45,252,588	45,052,834	2.3	99.6	44,627,000	45,047,386	44,834,198	0.5	99.5
36.4	651,000	1,150,412	506,589	12.7	44.0	268,000	739,472	224,225	55.7	30.3
97.2	41,939,000	46,403,000	45,559,423	2.4	98.2	44,895,000	45,786,858	45,058,423	1.1	98.4

11. 税目別月別収入額調

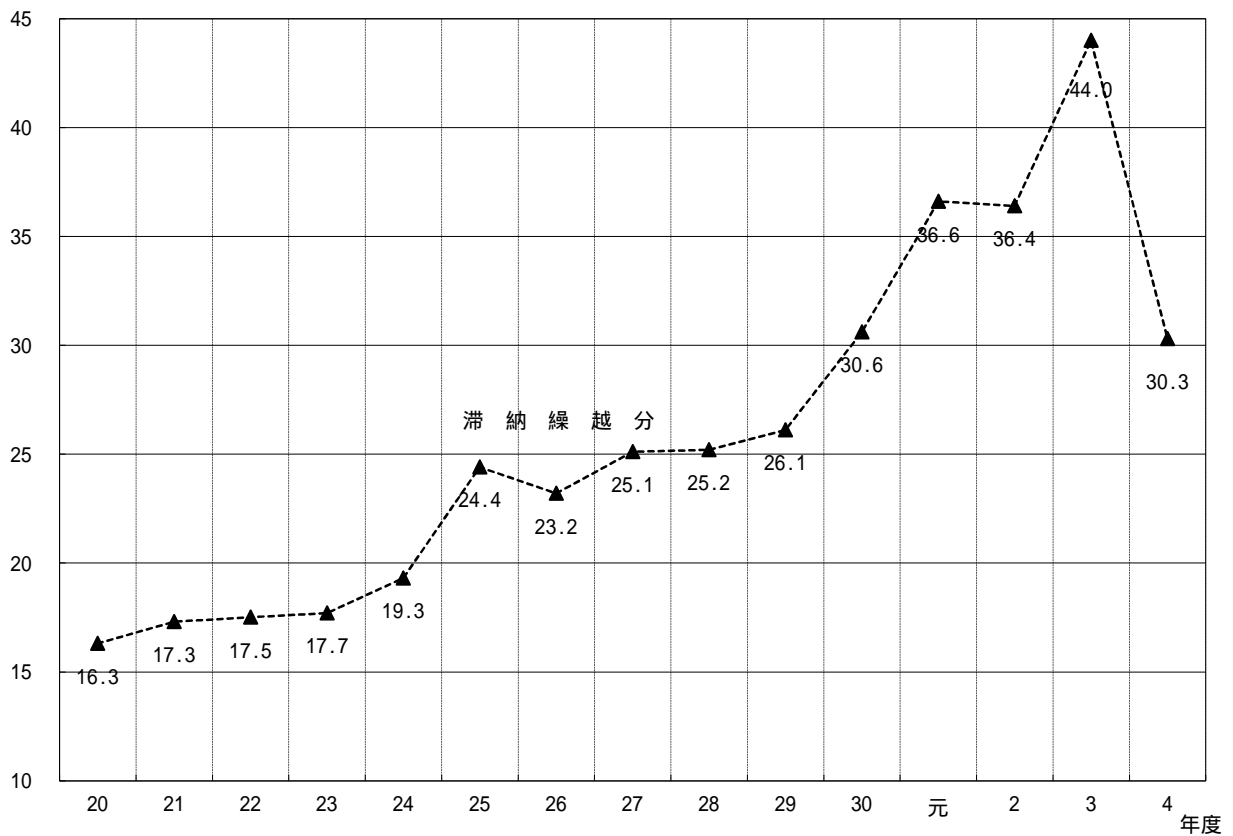
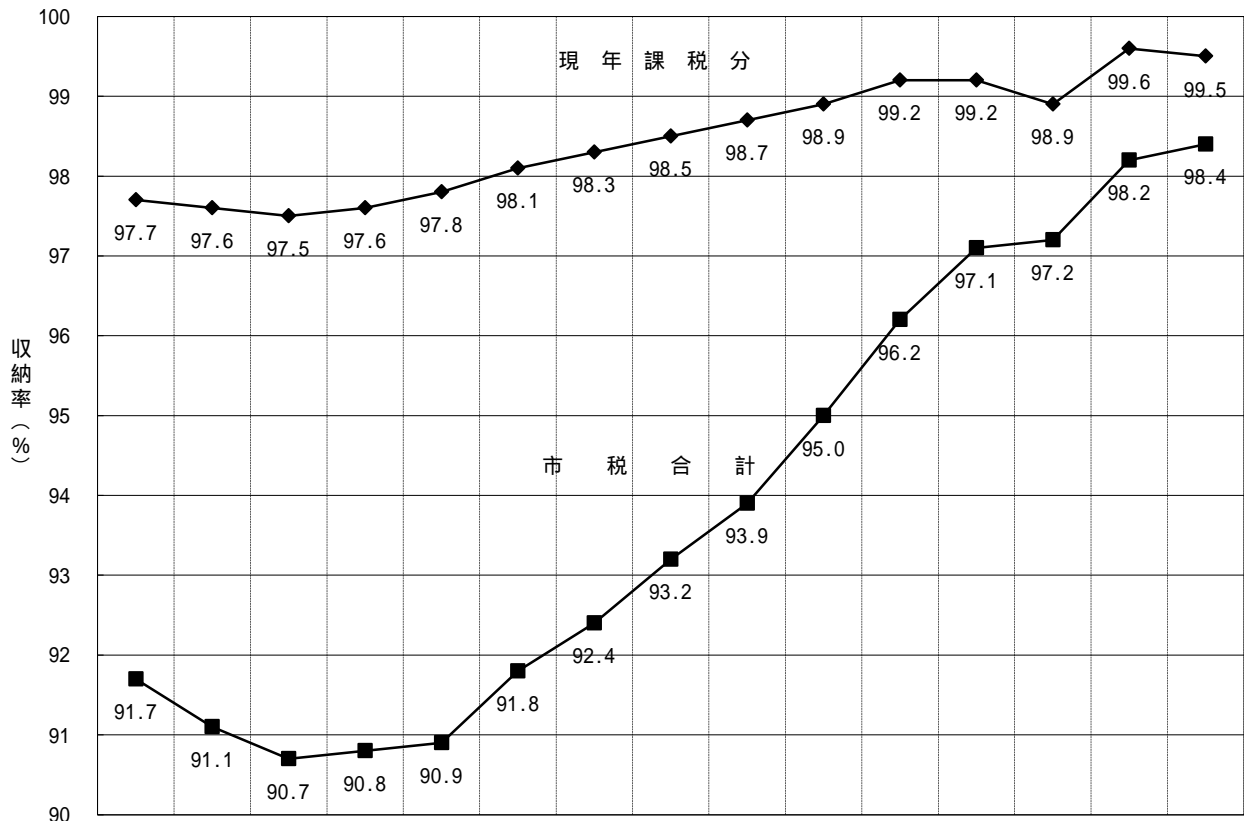
税 目		月 別						
		4	5	6	7	8	9	10
令和3年度	市 税 合 計	4,396,704	8,740,811	3,634,783	4,556,791	4,482,972	1,951,586	1,283,426
	(構 成 比)	9.7	19.2	8	10	9.8	4.3	2.8
	現年課税分	4,381,095	8,724,507	3,566,873	4,458,923	4,428,829	1,919,307	1,252,929
	(構 成 比)	9.7	19.4	7.9	9.9	9.8	4.3	2.8
	滞納繰越分	15,609	16,304	67,911	97,868	54,142	32,279	30,497
(構 成 比)	3.1	3.2	13.4	19.3	10.7	6.4	6.0	
令和4年度	市 税 合 計	3,947,146	9,605,248	3,980,747	2,781,826	4,582,999	1,944,150	1,481,508
	(構 成 比)	8.8	21.3	8.8	6.2	10.2	4.3	3.3
	現年課税分	3,937,932	9,590,318	3,925,638	2,754,954	4,559,190	1,924,857	1,468,797
	(構 成 比)	8.8	21.4	8.8	6.1	10.2	4.3	3.3
	滞納繰越分	9,214	14,930	55,109	26,873	23,809	19,293	12,712
	(構 成 比)	4.1	6.7	24.6	12.0	10.6	8.6	5.7
	個人市民税	117,147	1,126,100	1,711,773	1,994,816	1,142,195	1,464,490	1,122,471
	(構 成 比)	0.7	7.1	10.8	12.5	7.2	9.2	7.1
	法人市民税	129,889	579,199	1,124,780	97,544	212,745	173,536	127,482
	(構 成 比)	3.3	14.7	28.5	2.5	5.4	4.4	3.2
	固定資産税	3,140,475	6,101,109	580,532	557,492	2,452,644	106,619	43,953
	(構 成 比)	16.5	32	3	2.9	12.9	0.6	0.2
	軽自動車税	5,176	394,613	329,796	29,008	11,672	7,197	5,946
	(構 成 比)	0.6	48.3	40.4	3.6	1.4	0.9	0.7
市たばこ税	97	333,605	159,517	166	328,979	167,454	168,210	
(構 成 比)	0.0	17.1	8.2	0.0	16.8	8.6	8.6	
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	
(構 成 比)								
都市計画税	549,247	1,064,960	68,542	97,466	428,668	18,570	7,583	
(構 成 比)	16.7	32.3	2.1	3.0	13.0	0.6	0.2	
入 湯 税	5,116	5,662	5,808	5,334	6,095	6,283	5,863	
(構 成 比)	6.9	7.6	7.8	7.2	8.2	8.5	7.9	

表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

月		別						合 計
11	12	1	2	3	4	5		
2,320,868	4,875,967	2,050,899	1,984,615	4,298,554	944,169	37,279	45,559,423	
5.1	10.7	4.5	4.4	9.4	2.1	0.1	100.0	
2,288,369	4,787,513	2,017,488	1,969,108	4,276,444	944,169	37,279	45,052,834	
5.1	10.6	4.5	4.4	9.5	2.1	0.1	100.0	
32,498	88,453	33,411	15,506	22,110	0	0	506,589	
6.4	17.5	6.6	3.1	4.4	0.0	0.0	100.0	
2,177,372	4,966,893	1,898,503	2,282,212	4,413,655	943,969	52,193	45,058,422	
4.8	11	4.2	5.1	9.8	2.1	0.1	100.0	
2,163,109	4,949,610	1,886,917	2,274,420	4,402,293	943,969	52,193	44,834,197	
4.8	11.0	4.2	5.1	9.8	2.1	0.1	100.0	
14,263	17,283	11,586	7,791	11,362	0	0	224,225	
6.4	7.7	5.2	3.5	5.1	0.0	0.0	100.0	
1,475,676	1,126,244	1,182,143	1,353,699	1,186,817	894,578	19,794	15,917,944	
9.3	7.1	7.4	8.5	7.5	5.6	0.1	100.0	
468,919	599,524	61,481	167,650	236,966	-31,828	-1,701	3,946,184	
11.9	15.2	1.6	4.2	6.0	-0.8	0.0	100.0	
50,191	2,747,417	252,644	513,130	2,410,987	67,223	27,484	19,051,898	
0.3	14.4	1.3	2.7	12.7	0.4	0.1	100.0	
7,208	6,986	6,066	5,058	5,075	737	1,812	816,350	
0.9	0.9	0.7	0.6	0.6	0.1	0.2	100.0	
160,106	198	345,774	145,789	145,394	75	0	1,955,365	
8.2	0.0	17.7	7.5	7.4	0.0	0.0	100.0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
9,231	480,223	44,168	89,719	421,511	11,752	4,805	3,296,444	
0.3	14.6	1.3	2.7	12.8	0.4	0.1	100.0	
6,042	6,301	6,227	7,167	6,905	1,433	0	74,237	
8.1	8.5	8.4	9.7	9.3	1.9	0.0	100.0	

12. 市税収納率の推移



13. 市民一人当り・一世帯当り・納税者一人当り市税負担額

(単位：円)

区 分	2			3			4			5 (予算)		
	市 民 一人当り 負担額	一 世 帯 当 り 負担額	納 税 者 一 人 当 り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一 世 帯 当 り 負担額	納 税 者 一 人 当 り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一 世 帯 当 り 負担額	納 税 者 一 人 当 り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一 世 帯 当 り 負担額	納 税 者 一 人 当 り 負担額
普 通 税	158,106	390,694	-	163,798	400,352	-	161,456	394,628	-	162,735	391,025	-
市 民 税	75,845	187,419	-	82,504	201,654	-	76,934	188,040	-	76,830	184,610	-
個 人	61,210	151,256	112,013	66,841	163,372	121,564	61,650	150,684	112,123	61,142	146,914	111,044
法 人	14,634	36,163	270,975	15,663	38,282	283,652	15,284	37,356	276,789	15,688	37,696	277,812
固 定 資 産 税	72,593	179,384	181,459	71,028	173,606	176,051	73,788	180,351	182,891	75,536	181,500	185,725
軽 自 動 車 税	2,865	7,079	7,933	2,987	7,302	8,163	3,162	7,728	8,639	3,315	7,965	8,886
市 た ば こ 税	6,804	16,813	-	7,279	17,791	-	7,573	18,510	-	7,054	16,951	-
特 別 土 地 保 有 税	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
目 的 税	12,760	31,532	-	12,653	30,926	-	13,055	31,908	-	13,282	31,915	-
都 市 計 画 税	12,625	31,199	41,185	12,412	30,338	40,119	12,767	31,205	41,266	12,990	31,212	41,764
入 湯 税	135	334	-	241	589	-	288	703	-	292	703	-
市 税 合 計	170,866	422,226	-	176,451	431,279	-	174,511	426,536	-	176,017	422,940	-

14. 市税状況調

年度 区分		30		元		2		3		4	
		金額 (千円)	対前 年比	金額 (千円)	対前 年比	金額 (千円)	対前 年比	金額 (千円)	対前 年比	金額 (千円)	対前 年比
予算額		44,684,335	98.8	45,228,000	101.2	44,528,000	98.5	41,939,000	94.2	44,895,000	107.0
調定額		46,425,553	99.2	46,618,718	100.4	45,769,313	98.2	46,403,000	101.4	45,786,858	98.7
収入額		44,670,511	100.5	45,284,461	101.4	44,480,240	98.2	45,559,423	102.4	45,058,422	98.9
不納欠損額		204,701	64.7	92,287	45.1	123,770	134.1	101,470	82.0	110,940	109.3
収納率	対予算	99.9		100.1		99.9		108.6		100.4	
	対調定	96.2		97.1		97.2		98.2		98.4	
指数 H12年度 = 100	予算額	101.8		103.0		101.4		95.5		102.3	
	調定額	98.3		98.7		96.9		98.3		97.0	
	収入額	101.7		103.1		101.2		103.7		102.6	
人口		263,109		261,986		260,322		258,198		256,435	
世帯数		103,432		104,511		105,347		105,638		106,722	
1世帯人口		2.5		2.5		2.5		2.4		2.4	
税務職員	職員数	89		88		89		87		86	
	1人当り人口	2,956		2,977		2,924		2,967		2,981	
	1人当り世帯数	1,162		1,188		1,184		1,214		1,241	
	1人当り人件費	5,953		6,452		6,743		6,719		6,871	
税務職員 1人当り 賦課額	予算額	502,071		513,955		500,315		482,057		522,035	
	調定額	521,635		529,758		514,262		533,368		532,405	

税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

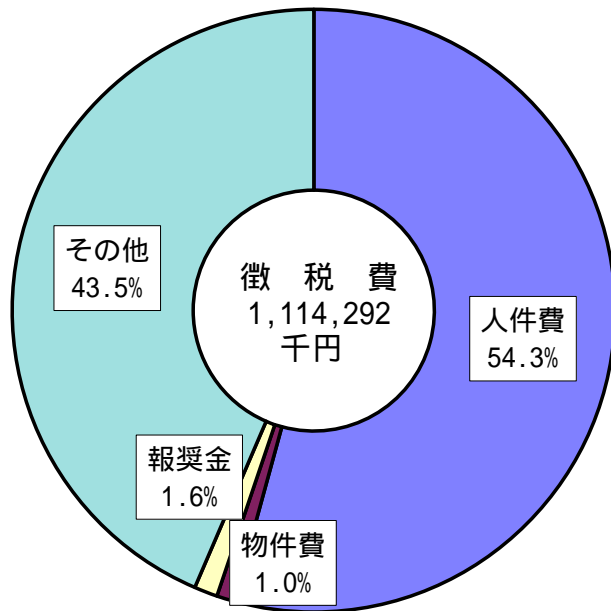
15. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

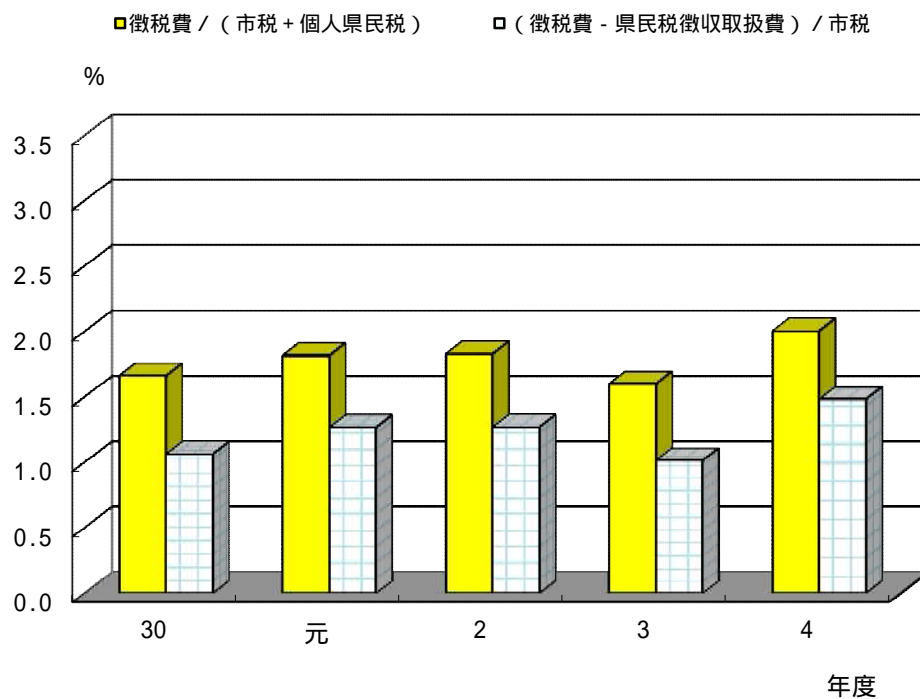
区 分		年 度	30	元	2	3	4
税収入額	1. 市 税		44,670,511	45,284,461	44,480,240	45,559,423	45,058,422
	2. 個人県民税		10,313,345	10,481,158	10,501,976	11,384,857	10,491,503
	3. 合 計		54,983,856	55,765,619	54,982,216	56,944,280	55,549,925
徴 税 費	人 件 費	4. 基 本 給	269,768	294,027	303,710	307,058	304,935
		5. 諸 手 当	168,402	177,724	182,085	176,315	185,343
		6. そ の 他	91,625	96,059	114,322	114,640	114,338
		7. 小 計	529,795	567,810	600,117	598,013	604,616
	物 件 費	8. 旅 費	108	39	536	605	707
		9. 賃 金	12,100	11,401	0	0	0
		10. そ の 他	8,701	9,353	9,193	9,342	9,946
		11. 小 計	20,909	20,793	9,729	9,947	10,653
	報 奨 金 等	12. 納期前納付の奨励金	-	-	-	-	-
		13. 納 税 奨 励 金	12,756	11,950	11,877	11,038	10,424
		14. そ の 他	3,956	3,825	3,679	3,529	3,386
		15. 小 計	16,712	15,775	15,556	14,567	13,810
	16. そ の 他	346,938	410,426	381,700	290,147	485,213	
	17. 合 計	914,354	1,014,804	1,007,102	912,674	1,114,292	
	県 民 税 徴 収 取 扱 費	18. 納税義務者数を基準にした金額	415,230	417,612	419,289	421,398	420,102
		19. 通知書を基準にした金額	-	-	-	-	-
		20. 徴収額を基準にした金額	72	61	73	21	0
21. 報奨金額に相当する金額		-	-	-	-	-	
22. 還付金等に相当する金額		23,619	22,624	22,672	28,259	25,089	
23. 合 計		438,921	440,297	442,034	449,678	445,191	
24. (17 - 23)	475,433	574,507	565,068	462,996	669,101		
税収入に対 する徴税費 の割合	25. (17 / 3)	1.7	1.8	1.8	1.6	2.0	
	26. (24 / 1)	1.1	1.3	1.3	1.0	1.5	
徴税職員数	吏 員	88	85	87	87	86	
	そ の 他	1	3	2	2	2	
	27. 合 計	89	88	89	89	88	
	臨 時 職 員	0	0	0	0	0	
職員1人当たりの人件費 (7 / 27)		5,953	6,452	6,743	6,719	6,871	

税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

16. 令和4年度徴税費構成図

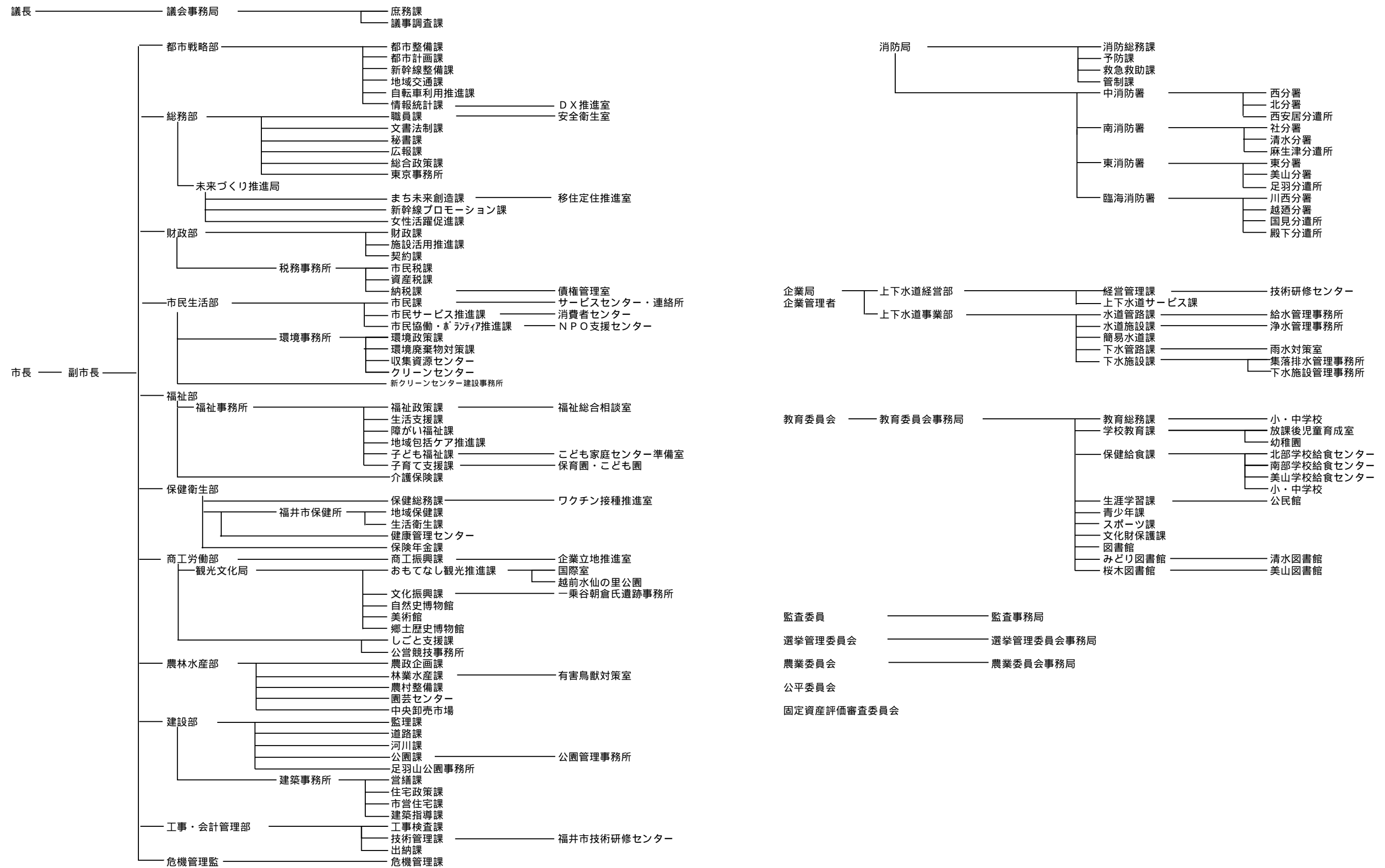


17. 税収入に対する徴税費割合



稅務機構

1. 福井市行政機構図



(令和 5 年 4 月 1 日現在)

2. 税務機構および事務分掌

(令和5年4月1日現在)

部	所	課	係等	事務分掌	
財 政 部	税 務 所	市 民 税 課	税制・管理係	<ol style="list-style-type: none"> 市税に係る税制に関すること。 市税の予算、決算及び調定並びに税務諸統計に関すること。 市たばこ税・入湯税の申告及び調定に関すること。 税証明、公印、文書取扱その他課内の庶務に関すること。 不服申立及び固定資産評価審査委員会に関すること。 	
			個人市民税1・2係	<ol style="list-style-type: none"> 個人市・県民税の賦課、減免、申告受付、指導に関すること。 個人市・県民税の特別徴収事務に関すること。 無申告その他の所得調査に関すること。 	
			法人・軽自係	<ol style="list-style-type: none"> 法人市民税の申告、減免及び調定に関すること。 軽自動車税の賦課、減免及び調定に関すること。 	
			共通業務	<ol style="list-style-type: none"> 税の相談窓口・還付申告の受付に関すること。 新総合行政システムに関すること。 市税等の収納支援に関すること。 租税教育の推進並びに納税思想の普及及び啓発に関すること。 	
		事 務 所	資 産 税 課	償却・管理係	<ol style="list-style-type: none"> 現所有者及び納税管理人に関すること。 資産証明に関すること。 固定資産課税台帳、地籍図等の閲覧に関すること。 固定資産概要調書の作成に関すること。 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 電算システムに関すること。 償却資産申告に関すること。 償却資産の評価及び賦課に関すること。
				土地係	<ol style="list-style-type: none"> 土地の評価及び価格の通知に関すること。 土地に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。 地籍図の管理に関すること。 土地評価システムに関すること。
				家屋係	<ol style="list-style-type: none"> 家屋の評価及び価格の通知に関すること。 家屋に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。 家屋評価システムに関すること。
				共通業務	<ol style="list-style-type: none"> 市税等の収納支援に関すること。

部	所	課	係 等	事 務 分 掌
財 政 部	税 務 事 務 所	納 税 課	管 理 係	1 市税等の収納消込に関する事 2 市税等の充当及び還付に関する事 3 市税等の口座振替に関する事 4 納税組合その他納税奨励事務に関する事 5 納税証明に関する事
			企 画 係	1 夜間・休日納税窓口に関する事 2 各種照会文書に関する事
			現年1・2係 過 年 係	1 滞納処分に関する事 2 滞納管理システムの管理及び更新に関する事 3 捜索に関する事 4 財産調査の実施に関する事 5 処分財産の管理に関する事 6 時効の管理に関する事
		債 権 管 理 係	1 移管債権の滞納処分等に関する事 2 公売に関する事 3 債権管理に係る相談及び助言に関する事 4 債権放棄に関する事	
		債権管理室		

3. 税務職員に関する調

(1) 税務職員配置人員

(令和5年4月1日現在)

課	係等	職 員 数							計	
		課 長	副課長	課長補佐	主 幹	副主幹	主 査	主 事		
税務事務所 所長1	市民税課	税制・管理係	1	1	1	1		1	1	3
		個人市民税1係				2	1	3	2	8
		個人市民税2係				1		2	4	7
		法人・軽自係				1		1	2	4
		計	1	1	1	5	1	7	9	25
	資産税課	償却・管理係	1	1	1	2		2	2	6
		土地係				1	2	3	5	11
		家屋係				1	3	3	5	12
		計	1	1	1	4	5	8	12	32
	納税課	管 理 係	1	1	1	1	2	4	6	13
		企 画 係				1		1	1	3
		現 年 1 係				1	1	2	1	5
現 年 2 係					1		2	2	5	
過 年 係					1	1	3	2	7	
地方税滞納整理機構 債権管理室			1			2	1	1	4	
計	1	2	1	5	7	13	13	42		
合 計		3	4	3	14	13	28	34	100	

注：合計は所長を含む

(2) 税務職員数の割合

(令和5年4月1日現在)

年 度	30	元	2	3	4	5
市長部局 (A)	1,787人	1,741人	1,653人	1,634人	1,629人	1,606人
税務職員 (B)	97人	104人	106人	104人	104人	100人
B / A	5.43%	5.97%	6.41%	6.36%	6.38%	6.23%

(3) 税務職員年齢調

(令和5年4月1日現在)

区 分		20歳未満	30歳未満	40歳未満	50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
税 務 所	市民税課	0	6	10	4	6	26	39.9
	資産税課	0	10	9	7	6	32	37.6
	納 税 課	0	9	16	10	7	42	38.0
	計	0	25	35	21	19	100	38.4

(注) 市民税課は所長を含む。

(4) 税務職員経験年数調

(令和5年4月1日現在)

区 分		1年未満	2年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	計	平均年数
税 務 所	市民税課	7	5	2	5	5	2	26	3.6
	資産税課	4	6	3	9	9	1	32	3.5
	納 税 課	11	6	6	9	9	1	42	2.7
	計	22	17	11	23	23	4	100	3.2

(注) 市民税課は所長を含む。

賦 課

1. 市税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 税 目	30		元		2		3		4	
	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比
市 民 税	20,028,395	102.2	20,321,476	101.5	19,743,713	97.2	21,235,124	107.6	19,871,195	93.6
個人	15,551,880	102.1	15,812,224	101.7	15,895,092	100.5	17,221,081	108.3	15,921,809	92.5
法人	4,476,515	102.4	4,509,252	100.7	3,848,621	85.3	4,014,043	104.3	3,949,386	98.4
固定資産税	18,558,786	98.7	18,815,732	101.4	18,946,485	100.7	18,135,346	95.7	19,034,049	105.0
軽自動車税	664,681	104.2	699,194	105.2	742,344	106.2	771,963	104.0	819,464	106.2
市たばこ税	1,888,902	98.9	1,903,906	100.8	1,771,155	93.0	1,879,378	106.1	1,955,365	104.0
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市計画税	3,228,945	98.7	3,269,865	101.3	3,294,807	100.8	3,168,600	96.2	3,293,076	103.9
入湯税	65,636	99.3	71,273	108.6	35,148	49.3	62,177	176.9	74,237	119.4
合 計	44,435,345	100.3	45,081,446	101.5	44,533,652	98.8	45,252,588	101.6	45,047,386	99.5

2. 税率の変遷

年 度 区 分	29	30	元	2	3	4	5	
個人市民税 均等割	3,500 円							
個人市民税 所得割	6 %							
法人市民税 均等割	《H20年度から》							
	1号法人	次に掲げる法人					60,000 円	
		ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの						
		イ 人格のない社団等						
		ウ 一般社団（財団）法人（非営利型法人に該当するものを除く。）						
		エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの。						
		オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人以下であるもの						
	2号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					144,000 円	
	3号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人以下であるもの					156,000 円	
	4号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					180,000 円	
5号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人以下であるもの					192,000 円		
6号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					480,000 円		
7号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業員の数の合計数が50人以下であるもの					492,000 円		
8号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					2,100,000 円		
9号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					3,600,000 円		
法人市民税 税割	12.1 % (注1)			8.4 % (注2)				
固定資産税	1.4 %							

(注1) 平成26年10月1日以後に開始される事業年度から

(注2) 令和元年10月1日以後に開始される事業年度から

年度 区分	年 度							
	29	30	元	2	3	4	5	
軽自動車税 令和元年10月 1日以後は、 種別割	原動機付自転車		50cc 以下	2,000 円				
			90cc 以下	2,000 円				
			125cc 以下	2,400 円				
			ミニカー	3,700 円				
軽自動車		二輪	3,600 円					
二輪の小型自動車					6,000 円			
小型特殊自動車		農耕作業用	2,000 円					
		特殊作業用	5,900 円					
軽自動車		三輪	(注3)	3,900 円				
		四輪乗用	営業用	6,900 円				
			自家用	10,800 円				
		四輪貨物	営業用	3,800 円				
			自家用	5,000 円				
		雪上用						
軽自動車税 環境性能割				(注4)				
市たばこ税	《H25年4月分から》		《H30年10月分から》		《R1年10月分から》		《R2年10月分から》 《R3年10月分から》	
	(旧3級品以外) 5,262円 / 千本		(旧3級品以外) 5,692円 / 千本		(旧3級品以外) (旧3級品) 5,692円 / 千本		6,122円 / 千本	
	(旧3級品) 3,355円 / 千本		(旧3級品) 4,000円 / 千本				6,552円 / 千本	
都市計画税	0.3 %							
入湯税	100 円			150 円				

(注3) 平成27年4月1日以後に取得される新車から

(注4) 令和元年10月1日以後に取得される新車から (令和元年9月30日までは自動車取得税(県税)として県が賦課徴収)

税率は、自動車の取得価格×税率(以下の表のとおり)。

自動車を無償で取得した場合や、著しく低い価格で取引された場合は、通常の取引価格による。なお、免税点は50万円。

乗用車

車両区分	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%
令和12年度燃費基準75%達成 かつR2年度燃費基準達成	0%	0%
令和12年度燃費基準60%達成 かつR2年度燃費基準達成	1%	0.5%
令和12年度燃費基準55%達成 かつR2年度燃費基準達成	2%	1%
以外の車	2%	2%

軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック等)

車両区分	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%
平成27年度燃費基準+25%達成	0%	0%
平成27年度燃費基準+20%達成	1%	0.5%
平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%
以外の車	2%	2%

平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成したガソリン車・ハイブリット車()に限る。

3. 税率一覧表(令和5年度)

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率																																									
市民税	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3. 市内に事務所又は事業所等を有する法人 4. 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの 5. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	個人 (所得割) 6% (均等割) 3,500円 平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、均等割に500円を加算する地方税法の特例が定められた。	法人 (税割) 8.4% (均等割) 第1号法人 60,000円 第2号法人 144,000円 第3号法人 156,000円 第4号法人 180,000円 第5号法人 192,000円 第6号法人 480,000円 第7号法人 492,000円 第8号法人 2,100,000円 第9号法人 3,600,000円																																								
固定資産税	土地 家屋の所有者 償却資産	土地・家屋 基準年度の価格又は、基準年度の価格に比準 償却資産	1.4% 1.4%																																								
軽自動車税	種別割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	種別割 原動機付自転車 総排気量(又は定格出力) 0.05リットル(0.6キロワット)以下のもの 0.05リットル(0.6キロワット)を超え 0.09リットル(0.8キロワット)以下のもの 0.09リットル(0.8キロワット)を超えるもの ミニカー 軽自動車 二輪のもの(側車付のものを含む) 三輪のもの 四輪以上のもの 乗用 営業用 自家用 貨物 営業用 自家用 小型特殊自動車 農耕作業用 その他のもの 二輪の小型自動車	2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 3,600円 3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円 2,000円 5,900円 6,000円																																								
	環境性能割 軽自動車の取得者	環境性能割 自動車の取得価格に以下の割合を乗じた額(免税点50万円)																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分	税率		自家用	営業用	電気自動車等	0%	0%	令和12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成	0%	0%	令和12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成	1%	0.5%	令和12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成	2%	1%	以外の車	2%	2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+25%達成</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分	税率		自家用	営業用	電気自動車等	0%	0%	平成27年度燃費基準+25%達成	0%	0%	平成27年度燃費基準+20%達成	1%	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%	以外の車	2%	2%
車両区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車等	0%	0%																																									
令和12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成	0%	0%																																									
令和12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成	1%	0.5%																																									
令和12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
車両区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車等	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+25%達成	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+20%達成	1%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
市たばこ税	小売販売業者に対する売渡し又は消費者等へ売渡す製造たばこの製造者特定販売業者又は卸売販売業者	(従量割) 売渡し等に係る製造たばこの合計本数 1,000本当たり 6,552円																																									
都市計画税	土地・家屋の所有者	土地および家屋に係る固定資産税の課税基準となるべき価格	0.3%																																								
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	入湯客 1人1日	150円																																								

申告期日	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 (法人) 法人税申告期限	1月1日	(個人) 普通徴収 給与特別徴収 年金特別徴収	(個人) 普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 徴収の翌月の10日 12回徴収 年金特別徴収 各年金支給月 4・6・8月 仮徴収 10・12・2月 本徴収 (法人) 申告期限と同じ
新築住宅に対する減額申告 1月31日 償却資産 1月31日	1月1日	普通徴収	第1期 4月15日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月28日
取得申告 納税義務が発生した日から 15日以内 廃車申告 納税義務が消滅した日から 30日以内 変更申告 変更の事由が生じた日から 15日以内	4月1日	普通徴収	5月15日～5月31日
取得の日から15日以内		申告納付	取得の日から15日以内
翌月末日		申告納付	翌月末日
		固定資産税と同じ	
翌月15日		特別徴収申告納入	翌月15日

4. 市民税

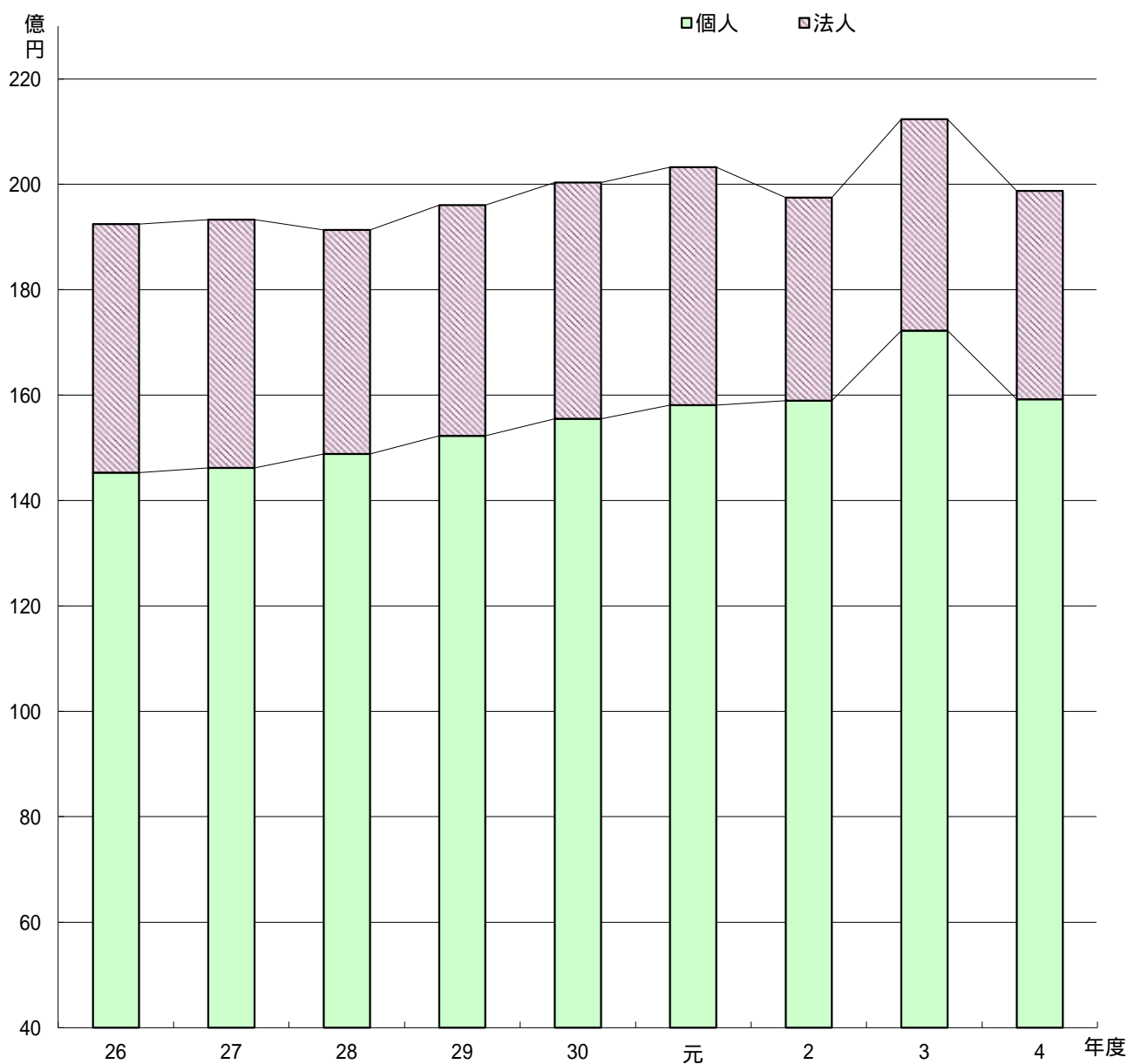
(1) 市民税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

税 目		元		2		3		4		
		調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	
個 人	普通徴収	所得割	3,093,346	97.0	3,083,081	99.7	4,547,589	147.5	3,160,299	69.5
		均等割	114,303	95.3	110,678	96.8	110,751	100.1	108,689	98.1
			3,207,649	96.9	3,193,759	99.6	4,658,340	145.9	3,268,988	70.2
	特別徴収	所得割	11,505,887	102.9	11,635,138	101.1	11,442,576	98.3	11,570,805	101.1
		均等割	317,549	102.9	323,772	102.0	326,623	100.9	325,011	99.5
			11,823,436	102.9	11,958,910	101.1	11,769,199	98.4	11,895,816	101.1
	年金特徴	所得割	556,154	101.6	562,744	101.2	564,540	100.3	556,956	98.7
		均等割	55,563	99.0	55,918	100.6	56,356	100.8	56,683	100.6
			611,717	101.3	618,662	101.1	620,896	100.4	613,639	98.8
	計	所得割	15,155,386	101.6	15,280,963	100.8	16,554,704	108.3	15,288,061	92.3
		均等割	487,416	100.6	490,368	100.6	493,731	100.7	490,382	99.3
			15,642,802	101.6	15,771,331	100.8	17,048,435	108.1	15,778,443	92.6
		(分離課税所得)	169,423	113.6	123,761	73.0	172,646	139.5	143,366	83.0
			15,812,225	101.7	15,895,092	100.5	17,221,081	108.3	15,921,809	92.5
法人	法人税割	3,291,296	100.9	2,641,922	80.3	2,792,516	105.7	2,711,341	97.1	
	均等割	1,217,956	100.3	1,206,699	99.1	1,221,527	101.2	1,238,045	101.4	
		4,509,252	100.7	3,848,621	85.3	4,014,043	104.3	3,949,386	98.4	
合 計		20,152,054	101.4	19,619,952	97.4	21,062,478	107.4	19,727,829	93.7	

合計には、個人市民税のうち分離課税（退職所得）分は含まない。

(2) 市民税年度別調定額の推移



(単位：百万円)

	26	27	28	29	30	元	2	3	4
法人市民税	4,716	4,708	4,252	4,373	4,477	4,509	3,849	4,014	3,949
個人市民税	14,527	14,622	14,884	15,229	15,552	15,812	15,895	17,221	15,922
合計	19,124	19,158	18,998	19,461	19,879	20,152	19,620	21,062	19,728

(3) 個人市民税所得者区分別課税状況調

区 分 年 度	給 与 所 得 者			営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者		
	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
26	11,417,267	82.1	99.5	691,896	5.0	101.0	12,563	0.1	67.9
27	11,780,631	84.3	103.2	736,325	5.3	106.4	7,519	0.1	59.9
28	12,005,497	83.8	101.9	765,045	5.3	103.9	13,138	0.1	174.7
29	12,238,485	83.8	101.9	756,681	5.2	98.9	22,531	0.2	171.5
30	12,445,824	83.7	101.7	734,094	4.9	97.0	18,003	0.1	79.9
元	12,705,814	84.2	102.1	764,035	5.1	104.1	19,128	0.1	106.2
2	12,775,357	84.0	100.5	815,604	5.4	106.7	13,413	0.1	70.1
3	12,447,926	74.7	97.4	821,841	4.9	100.8	15,989	0.1	119.2
4	12,668,159	83.2	101.8	797,799	5.2	97.1	13,283	0.1	83.1
5	12,815,504	82.8	101.2	797,370	5.2	99.9	12,040	0.1	90.6

(4) 令和5年度個人市民税所得段階別調(所得割課税分)

区 分 課税所得金額の段階	給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者	
	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
10万円以下の金額	2,760	2,030,029	240	224,031	8	7,863
10万円を超え 100万円以下	29,277	43,524,206	1,747	2,836,677	48	78,972
100万円を超え 200万円以下	33,614	88,120,055	1,243	3,415,985	36	94,199
200万円を超え 300万円以下	19,506	75,494,865	753	2,893,592	13	54,196
300万円を超え 400万円以下	9,706	50,529,459	392	1,949,881	5	23,136
400万円を超え 550万円以下	4,974	32,497,670	298	1,884,527	6	38,074
550万円を超え 700万円以下	1,490	12,367,571	152	1,202,584	4	33,860
700万円を超え 1,000万円以下	1,357	14,253,239	150	1,535,831	2	21,459
1,000万円を超え 2,000万円以下	1,501	24,380,859	130	2,123,029	1	18,684
2,000万円を超え 5,000万円以下	356	10,942,926	49	1,592,868	0	0
5,000万円を超え 1億円以下	56	3,733,255	10	645,620	0	0
1億円を超える金額	7	1,050,881	3	516,656	0	0
合 計	104,604	358,925,015	5,167	20,821,281	123	370,443

各年7月1日現在(単位:千円、%)

その他の所得者			合 計		
所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
1,776,461	12.8	112.5	13,898,187	100.0	101.0
1,456,580	10.4	82	13,981,055	100.0	100.6
1,548,731	10.8	106.3	14,332,411	100.0	102.5
1,580,604	10.8	102.1	14,598,301	100.0	101.9
1,672,030	11.2	105.8	14,869,951	100.0	101.9
1,601,702	10.6	95.8	15,090,679	100.0	101.5
1,606,274	10.6	100.3	15,210,648	100.0	100.8
3,373,913	20.3	210.0	16,659,669	100.0	109.5
1,755,546	11.5	52.0	15,234,787	100.0	91.4
1,857,879	12.0	105.8	15,482,793	100.1	101.6

令和5年7月1日現在(単位:人、千円)

分離課税をした者		その他の所得者		合 計	
納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
242	137,803	1,601	1,304,583	4,851	3,704,309
287	476,987	11,363	15,380,842	42,722	62,297,684
275	741,028	3,134	7,352,891	38,302	99,724,158
185	739,292	862	3,108,146	21,319	82,290,091
176	891,195	396	1,904,743	10,675	55,298,414
112	715,518	341	2,130,239	5,731	37,266,028
62	489,391	200	1,529,769	1,908	15,623,175
88	899,951	213	2,108,763	1,810	18,819,243
107	1,774,864	143	2,111,936	1,882	30,409,372
62	1,967,333	28	837,765	495	15,340,892
12	866,476	3	237,353	81	5,482,704
3	577,465	0	0	13	2,145,002
1,611	10,277,303	18,284	38,007,030	129,789	428,401,072

(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調

各年7月1日現在 (単位:人)

所得者区分 \ 年 度	30	元	2	3	4	5
給与所得者	107,255	108,263	109,146	108,750	109,165	109,371
営業所得者	6,404	6,376	6,547	6,655	6,102	6,014
農業所得者	280	245	207	208	168	145
その他所得者	24,364	24,073	23,808	24,169	24,256	24,099
合 計	138,303	138,957	139,708	139,782	139,691	139,629

(6) 個人市民税特別徴収義務者数調

各年7月1日現在

年 度	30	元	2	3	4	5
事業所数	10,228	10,695	10,831	10,927	11,061	11,142

(7) 令和5年度個人市民税納税義務者数調

令和5年7月1日現在 (単位:人、千円)

所得者区分 \ 区 分	均等割を納める者		所得割を納める者		均等割のみを納める者		納税義務者
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	
給与所得者	109,371	382,799	105,233	12,815,504	4,138	14,483	109,371
営業所得者	6,014	21,049	5,214	797,370	800	2,800	6,014
農業所得者	145	508	124	12,040	21	74	145
その他所得者	24,099	84,347	19,218	1,857,879	4,881	17,084	24,099
合 計	139,629	488,703	129,789	15,482,793	9,840	34,441	139,629

(8) 個人県民税確定按分率調

(単位:円、%)

年 度 \ 区 分	市民税額	県民税額	合 計	按 分 率
29	15,223,427,033	10,031,548,285	25,254,975,318	39.721077367
30	15,543,880,209	10,243,818,938	25,787,699,147	39.723663905
元	15,805,266,375	10,417,541,013	26,222,807,388	39.727024109
2	15,889,811,000	10,472,619,360	26,362,430,360	39.725545851
3	17,215,384,779	11,356,577,603	28,571,962,382	39.747278997
4	15,916,801,893	10,490,755,862	26,407,557,755	39.726338798

(9) 年度別納税義務者数調

(単位：人)

年 度	30	元	2	3	4	5
個人市民税	138,303	138,957	139,708	139,782	139,691	139,629
普通徴収	25,582	23,348	22,327	21,742	21,897	20,982
特別徴収	91,240	93,824	95,114	95,705	95,696	95,928
年金特徴	21,481	21,785	22,267	22,335	22,098	22,719
法人市民税	10,129	10,169	10,291	10,330	10,452	10,548

(10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）

(単位：千円、%)

月	2 年 度			3 年 度			4 年 度		
	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比
4 月	161,818	5.5	4.2	155,913	3.6	3.9	155,303	0.4	3.9
5 月	392,580	6.6	10.2	323,154	17.7	8.1	366,454	13.4	9.3
6 月	950,063	2.5	24.7	821,230	13.6	20.5	928,294	13.0	23.5
7 月	435,661	20.9	11.3	531,790	22.1	13.2	508,059	4.5	12.9
8 月	213,511	3.2	5.5	186,986	12.4	4.7	171,930	8.1	4.4
9 月	227,431	2.2	5.9	215,850	5.1	5.4	203,178	5.9	5.1
10 月	139,713	3.8	3.6	134,822	3.5	3.4	142,609	5.8	3.6
11 月	630,587	31.5	16.4	734,115	16.4	18.3	622,694	15.2	15.8
12 月	294,596	32.3	7.7	435,358	47.8	10.8	421,143	3.3	10.7
1 月	74,509	22.9	1.9	81,552	9.5	2.0	72,374	11.3	1.8
2 月	148,975	16.5	3.9	165,075	10.8	4.1	169,173	2.5	4.3
3 月	179,177	25.2	4.7	228,198	27.4	5.7	188,175	17.5	4.8
合 計	3,848,621	14.7	100.0	4,014,043	4.3	100.0	3,949,386	1.6	100.0

(11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

業 種 区 分	2 年 度		3 年 度		4 年 度	
	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率
農林・漁業・鉱業	14,068	18.3	14,283	1.5	14,420	1.0
建設業	605,217	8.0	629,696	4.0	624,055	0.9
その他製造業	643,415	28.7	665,732	3.5	670,682	0.7
卸売、小売業	936,624	16.7	1,017,613	8.6	940,083	7.6
金融・保険	543,060	10.8	598,572	10.2	544,700	9.0
不動産業	186,085	1.9	148,394	20.3	172,889	16.5
運輸・通信業	168,917	24.9	171,587	1.6	159,352	7.1
電気・ガス・水道	20,901	151.6	71,319	241.2	22,456	68.5
サービス業	729,259	5.9	695,396	4.6	798,072	14.8
その他	1,075	0.6	1,451	35.0	2,677	84.5
合 計	3,848,621	14.7	4,014,043	4.3	3,949,386	1.6
歳 出 還 付	124,596	20.6	73,843	40.7	101,535	37.5

(12) 法人税割月別申告率

（単位：％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
30年度	30.9	40.8	64.6	51.4	48.6	49.8	49.4	71.3	74.6	68.6	55.0	72.5	54.9
元年度	32.8	40.0	66.0	52.6	48.0	52.4	50.9	73.1	74.1	68.6	57.6	72.0	55.7
2年度	31.0	37.3	58.3	47.3	46.5	53.6	51.0	69.4	73.1	64.9	58.0	71.8	53.1
3年度	31.1	38.6	61.1	53.2	50.0	50.9	52.0	71.2	72.0	68.9	58.1	68.8	54.4
4年度	29.9	39.5	61.0	50.4	49.2	54.0	53.7	71.4	72.1	63.9	60.5	68.9	54.7

(13) 令和5年度法人数調

令和5年4月1日現在

法人区分	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	合 計	
法 人 市 民 税 納 期 月	1月	237	1	34	1	9	2	6		290	
	2月	831	7	132	6	8	1	1		986	
	3月	282	3	96	13	35	6	44	1	1	481
	4月	949	3	66	6	15	3	23	1	2	1,068
	5月	1,355	11	306	41	38	4	31		1	1,787
	6月	645	7	265	42	118	32	181	11	22	1,323
	7月	533	2	130	16	65	9	150	4	19	928
	8月	713	6	111	5	15		10			860
	9月	545	7	92	10	9	3	17	1	2	686
	10月	606	1	85	10	4	1	3			710
	11月	687	13	141	16	17		7		1	882
	12月	352	6	88	8	15	4	8	1	1	483
合 計	7,735	67	1,546	174	348	65	481	19	49	10,484	
4年度同日現在	7,456	68	1,570	174	355	64	484	23	49	10,243	

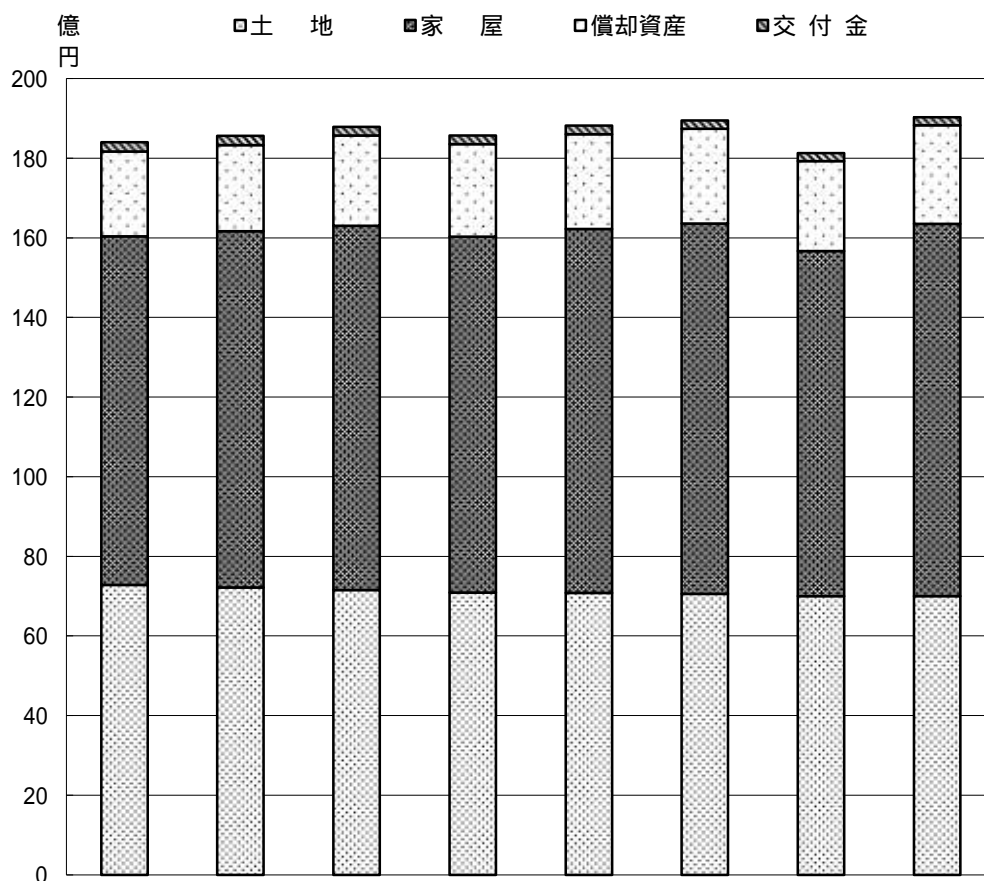
5. 固定資産税・都市計画税及び交付金

(1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 区 分	2			3			4			5（6月末）		
	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比
土 地	79,537	7,055,158	99.6	80,038	7,003,508	99.3	80,490	7,003,409	100.0	80,816	6,982,994	99.7
家 屋	80,908	9,303,161	101.8	81,034	8,670,731	93.2	82,023	9,349,995	107.8	82,518	9,567,847	102.3
償却資産	3,509	2,378,897	100.1	3,163	2,258,005	94.9	3,666	2,482,766	110.0	3,727	2,567,382	103.4
小 計	104,132	18,737,216	100.8	104,416	17,932,244	95.7	105,187	18,836,170	105.0	105,534	19,118,223	101.5
交 付 金	9	209,268	95.1	9	203,102	97.1	9	197,879	97.4	9	188,211	95.1
合 計	104,141	18,946,484	100.7	104,425	18,135,346	95.7	105,196	19,034,049	105.0	105,543	19,306,434	101.4

(2) 固定資産税年度別調定額の推移



(単位：億円)

年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5 (6月末)
土 地	72.8	72.2	71.5	70.9	70.8	70.6	70.0	70.0	69.8
家 屋	87.6	89.5	91.5	89.4	91.4	93.0	86.7	93.5	95.7
償却資産	21.3	21.6	22.7	23.2	23.8	23.8	22.6	24.8	25.7
交 付 金	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9
合 計	184.1	185.5	188.0	185.6	188.2	189.5	181.4	190.3	193.1

(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

年度 区分	2			3			4			5(6月末)		
	納税義務者	調定額	対前年比	納税義務者	調定額	対前年比	納税義務者	調定額	対前年比	納税義務者	調定額	対前年比
土地	62,812	1,613,883	99.7	63,307	1,600,868	99.2	63,791	1,606,151	100.3	64,071	1,604,928	100.3
家屋	61,814	1,680,924	101.8	61,983	1,567,732	93.3	62,877	1,686,925	107.6	63,337	1,721,049	109.8
合計	79,792	3,294,807	100.8	80,125	3,168,600	96.2	80,653	3,293,076	103.9	80,647	3,325,977	105.0

(4) 令和5年度償却資産の概要

（単位：千円）

種別	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの	
市長 決定	構 築 物	34,512,111	34,207,074	199,563	34,007,511
	機械及び装置	78,290,694	74,493,520	1,709,982	72,783,538
	船舶、車両及び運搬具	1,377,313	1,377,313		1,377,313
	航 空 機	973	973		973
	工具、器具及び備品	28,995,683	28,911,478	3,333	28,908,145
	小 計	143,176,774	138,990,358	1,912,878	137,077,480
配分	総務大臣	41,651,050	41,365,494		
	県知事	3,743,339	3,056,503		
合計	188,571,163	183,412,355			

(5) 償却資産の累年比較

(単位：千円)

年 度	区 分	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの
令和元年度	市長決定分	129,423,678	125,878,109	2,910,295	122,967,814
	総務大臣配分	41,417,259	41,083,653		
	知事配分	4,052,536	2,857,120		
	計	174,893,473	169,818,882		
令和2年度	市長決定分	130,351,631	126,093,553	2,441,810	123,651,743
	総務大臣配分	40,681,233	40,411,963		
	知事配分	3,800,802	2,725,054		
	計	174,833,666	169,230,570		
令和3年度	市長決定分	125,689,801	116,983,508	6,922,221	110,061,287
	総務大臣配分	41,744,304	41,375,399		
	知事配分	1,402,469	1,172,188		
	計	168,836,574	159,531,095		
令和4年度	市長決定分	136,737,498	132,217,092	2,328,303	129,888,789
	総務大臣配分	42,177,509	41,869,963		
	知事配分	3,468,125	2,833,030		
	計	182,383,132	176,920,085		
令和5年度	市長決定分	143,176,774	138,990,358	1,912,878	137,077,480
	総務大臣配分	41,651,050	41,365,494		
	知事配分	3,743,339	3,056,503		
	計	188,571,163	183,412,355		

(6) 土地・家屋評価額等調

ア 土 地

区 分 \ 年 度	元			2		
	筆 数	地 積	評 価 額	筆 数	地 積	評 価 額
田	81,751	76,537,339	40,818,372	80,876	76,202,499	38,686,046
畑	41,815	8,191,229	17,292,893	41,344	8,119,806	16,697,704
宅 地	274,137	44,316,495	1,105,681,367	274,524	44,509,180	1,103,187,911
池 沼	102	26,446	665	102	26,446	665
山 林	145,345	139,935,680	1,902,230	145,852	140,005,022	1,901,574
牧 場	0	0	0	0	0	0
原 野	2,808	845,003	19,325	2,806	839,171	19,237
雑 種 地	16,964	5,518,451	23,979,908	17,336	5,580,013	23,802,142
計	562,922	275,370,643	1,189,694,760	562,840	275,282,137	1,184,295,279

イ 家 屋

区 分 \ 年 度	元			2			
	棟 数	床面積	評 価 額	棟 数	床面積	評 価 額	
木 造	専用住宅	78,932	9,195,446	201,718,503	79,160	9,248,866	209,352,874
	併用住宅	4,268	533,149	7,697,620	4,207	536,869	7,802,878
	その他	25,789	1,962,856	17,960,270	25,621	1,949,268	18,903,196
	小 計	108,989	11,691,451	227,376,393	108,988	11,735,003	236,058,948
非 木 造	住 宅 アパート	21,143	4,258,876	192,798,667	21,139	4,255,952	193,865,839
	その他	22,200	6,557,055	251,029,501	22,120	6,551,251	252,688,779
	小 計	43,343	10,815,931	443,828,168	43,259	10,807,203	446,554,618
計	152,332	22,507,382	671,204,561	152,247	22,542,206	682,613,566	

(単位：筆、㎡、千円)

3			4			5		
筆数	地積	評価額	筆数	地積	評価額	筆数	地積	評価額
79,559	75,827,303	37,464,448	78,159	75,330,061	35,652,011	77,426	75,108,490	33,730,726
40,296	7,919,784	16,167,714	37,845	7,431,885	15,417,834	37,567	7,385,946	14,925,549
275,604	44,706,062	1,111,168,449	276,570	4,485,390	1,111,019,051	277,147	44,945,629	1,110,652,148
100	25,958	653	99	25,932	652	99	25,932	652
147,417	140,318,070	1,906,512	150,666	141,128,839	1,912,525	150,526	141,165,504	1,912,818
0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,888	855,786	19,553	2,912	853,040	19,547	2,898	848,186	19,506
17,689	5,663,129	23,896,728	17,810	5,690,341	23,767,938	18,142	5,748,875	23,940,678
563,553	275,316,092	1,190,624,057	564,061	234,945,488	1,187,789,558	563,805	275,228,562	1,185,182,077

(単位：棟、㎡、千円)

3			4			5		
棟数	床面積	評価額	棟数	床面積	評価額	棟数	床面積	評価額
79,463	9,304,647	202,646,927	79,749	9,356,221	209,975,503	80,090	9,414,837	217,654,635
4,163	533,963	7,566,452	4,114	530,175	7,787,624	4,048	524,939	7,964,237
25,475	1,950,293	18,814,900	25,361	1,952,323	19,825,031	25,179	1,950,998	21,028,499
109,101	11,788,903	229,028,279	109,224	11,838,719	237,588,158	109,317	11,890,774	246,647,371
21,136	4,247,482	190,387,340	21,145	4,267,155	193,566,142	21,270	4,273,247	195,216,950
22,050	6,521,600	244,482,904	22,015	6,549,820	255,322,086	22,043	6,564,161	260,309,014
43,186	10,769,082	434,870,244	43,160	10,816,975	448,888,228	43,313	10,837,408	455,525,964
152,287	22,557,985	663,898,523	152,384	22,655,694	686,476,386	152,630	22,728,182	702,173,335

(7) 令和5年度 宅地に関する調（免税点以上）

区 分	納税義務者数	地 積	対前年比	構 成 比
商 業 地 区	7,269	5,007,017	100.1	11.2
住 宅 地 区	58,133	20,636,401	100.5	46.2
工 業 地 区	3,219	5,226,734	100.2	11.7
村 落 地 区	16,057	13,607,659	99.8	30.5
農業用施設に供する宅地	265	151,495	102.1	0.3
合 計	84,943	44,629,306	100.2	100.0

表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(8) 令和5年度 家屋の種類別状況調

区 分	棟 数	床 面 積	対前年比	構 成 比	
木 造	専用住宅	80,090	9,414,837	100.6	79.2
	共同住宅	1,393	324,863	103.2	2.7
	併用住宅	4,048	524,939	99.0	4.4
	工場・倉庫	3,096	364,704	98.6	3.1
	土 蔵	3,536	248,915	98.7	2.1
	附属家	15,142	806,854	98.9	6.8
	そ の 他	2,012	205,662	102.9	1.7
	小 計	109,317	11,890,774	100.4	100.0
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	4,179	2,290,623	100.1	21.1
	住宅・アパート	21,270	4,273,247	100.1	39.4
	ホテル・病院・劇場等	375	450,164	103.6	4.2
	工場・倉庫・市場	6,467	2,906,890	99.9	26.8
	そ の 他	11,022	916,484	99.9	8.5
	小 計	43,313	10,837,408	100.2	100.0
計	152,630	22,728,182	100.3		

(単位：人、㎡、千円、%)

評価額	対前年比	構成比	課税標準額	対前年比	構成比
230,113,115	99.9	20.8	132,022,715	100.0	28.8
679,499,469	100.2	61.3	225,637,353	99.8	49.2
85,384,716	100.1	7.7	51,788,311	100.0	11.3
112,761,823	98.8	10.2	48,373,030	98.7	10.6
596,012	102.3	0.1	359,084	102.4	0.1
1,108,355,135	100.0	100.0	458,180,493	99.8	100.0

(単位：棟、㎡、千円、%、円)

評価額	対前年比	構成比	平均価格	摘要
217,654,635	103.7	88.2	23,118	
10,614,497	108.2	4.3	32,674	
7,964,237	102.3	3.2	15,172	
1,724,343	102.3	0.7	4,728	
281,670	99.1	0.1	1,132	
3,336,622	100.7	1.4	4,135	
5,071,367	107.3	2.1	24,659	
246,647,371	103.8	100.0	20,743	
128,976,973	100.7	28.3	56,307	
195,216,950	100.9	42.9	45,684	
32,700,794	107.4	7.2	72,642	
73,056,350	102.3	16.0	25,132	
25,574,897	100.9	5.6	27,905	
455,525,964	101.5	100.0	42,033	
702,173,335	102.3		30,894	

(9) 家屋の新・増築状況調

ア 木造家屋

(単位：m²、千円、%、円)

年度	種類	棟数	床面積	評価額	対前年比	平均価格
30	専用住宅	985	122,960	7,723,589	98.8	62,814
	併用住宅	25	3,908	23,086	30.5	5,907
	その他	109	17,044	1,155,564	162.0	67,799
	計	1,119	143,912	8,902,239	103.4	61,859
元	専用住宅	878	109,285	6,901,050	89.4	63,147
	併用住宅	18	2,779	166,348	720.6	59,859
	その他	121	16,877	957,391	82.9	56,728
	計	1,017	128,941	8,024,789	90.1	62,236
2	専用住宅	1,074	132,132	8,331,529	120.7	63,055
	併用住宅	15	2,396	147,168	88.5	61,422
	その他	139	19,026	1,037,395	108.4	54,525
	計	1,228	153,554	9,516,092	118.6	61,972
3	専用住宅	992	119,395	7,986,354	95.9	66,890
	併用住宅	18	3,035	190,768	129.6	62,856
	その他	124	21,138	1,247,552	120.3	59,019
	計	1,134	143,568	9,424,674	99.0	65,646
4	専用住宅	974	119,087	7,967,491	99.8	66,905
	併用住宅	19	3,206	202,321	106.1	63,107
	その他	126	20,246	1,145,440	91.8	56,576
	計	1,119	142,539	9,315,252	98.8	65,352
5	専用住宅	1,001	121,665	8,178,562	102.6	67,222
	併用住宅	16	2,631	163,958	81.0	62,318
	その他	123	22,898	1,356,367	118.4	59,235
	計	1,140	147,194	9,698,887	104.1	65,892

イ 非 木 造 家 屋

(単位：㎡、千円、%、円)

年度	種 類	棟 数	床 面 積	評 価 額	対 前 年 比	平 均 価 格
30	住宅・アパート	116	24,084	2,100,736	74.6	87,225
	そ の 他	112	55,753	4,394,851	93.2	78,827
	計	228	79,837	6,495,587	86.2	81,361
元	住宅・アパート	105	24,226	2,044,580	97.3	84,396
	そ の 他	137	71,557	6,982,448	158.9	97,579
	計	242	95,783	9,027,028	139.0	94,245
2	住宅・アパート	100	21,390	1,759,443	86.1	82,255
	そ の 他	112	38,233	3,374,590	48.3	88,264
	計	212	59,623	5,134,033	56.9	86,108
3	住宅・アパート	116	18,249	1,741,578	99.0	95,434
	そ の 他	83	24,665	2,353,114	69.7	95,403
	計	199	42,914	4,094,692	79.8	95,416
4	住宅・アパート	197	33,332	3,536,241	203.0	106,091
	そ の 他	174	62,832	6,862,678	291.6	109,223
	計	371	96,164	10,398,919	254.0	108,137
5	住宅・アパート	91	22,782	2,071,050	58.6	90,907
	そ の 他	112	55,831	5,755,029	83.9	103,079
	計	203	78,613	7,826,079	75.3	99,552

(10) 新築住宅に対する軽減税額調

(単位：千円)

区分 年度	地方税法附則第15条の6				地方税法附則第15条の7				計	
	新築住宅		新築住宅 (中高層耐火建築物)		認定長期優良住宅		認定長期優良住宅 (中高層耐火建築物)			
	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額
30	3,239	132,967	539	24,049	974	47,273	9	490	4,761	204,779
元	3,214	135,666	645	26,901	942	47,051	6	348	4,807	209,966
2	3,298	142,348	710	28,993	910	46,798	5	312	4,923	218,451
3	3,191	135,765	682	27,915	869	43,771	4	235	4,746	207,686
4	3,227	144,653	754	31,209	878	46,369	5	418	4,864	222,649
5	3,124	142,261	802	31,787	942	51,604	6	488	4,874	226,140

(11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調

区 分	年 度					
	30	元	2	3	4	5
縦覧件数	46	29	20	52	65	30
閲覧件数	667	646	406	567	549	628
計	713	675	426	619	614	658

(12) 固定資産評価審査委員会

ア 委 員

職 名	氏 名	就任年月日	任期満了年月日	職 業
委 員	増 田 健 治	H 18.10.1	R 6.9.30	土地家屋調査士
委 員	勝 田 輝	H 22.12.22	R 4.12.21	弁 護 士
委 員	田 中 昭 美	H 30.4.1	R 6.3.31	税 理 士

イ 書 記 4名(市民税課職員兼任)

ウ 審査状況

年 度	29	30	元	2	3	4
申出件数	0	2	0	0	0	0

(13) 令和4年度土地・家屋異動件数調

ア 土 地

異動事由	所有権移転	表示変更	分筆登記	地目変更	合筆登記	その他	計
件 数	6,009	1,495	460	538	115	149	8,766
筆 数	19,309	2,389	1,171	962	162	279	24,272

イ 家 屋

異動事由	所有権移転	表示変更	新築表示	滅 失	その他	計
件 数	4,225	1,267	209	754	0	6,455

(14) 国有資産等所在市交付金調

(単位：人、千円、%)

区 分	年 度					
	30	元	2	3	4	5
交付金	納付者数	9	9	9	9	9
	金 額	215,899	220,066	209,268	203,102	197,879
	対前年比	98.4	101.9	95.1	97.1	97.4

6. 軽自動車税

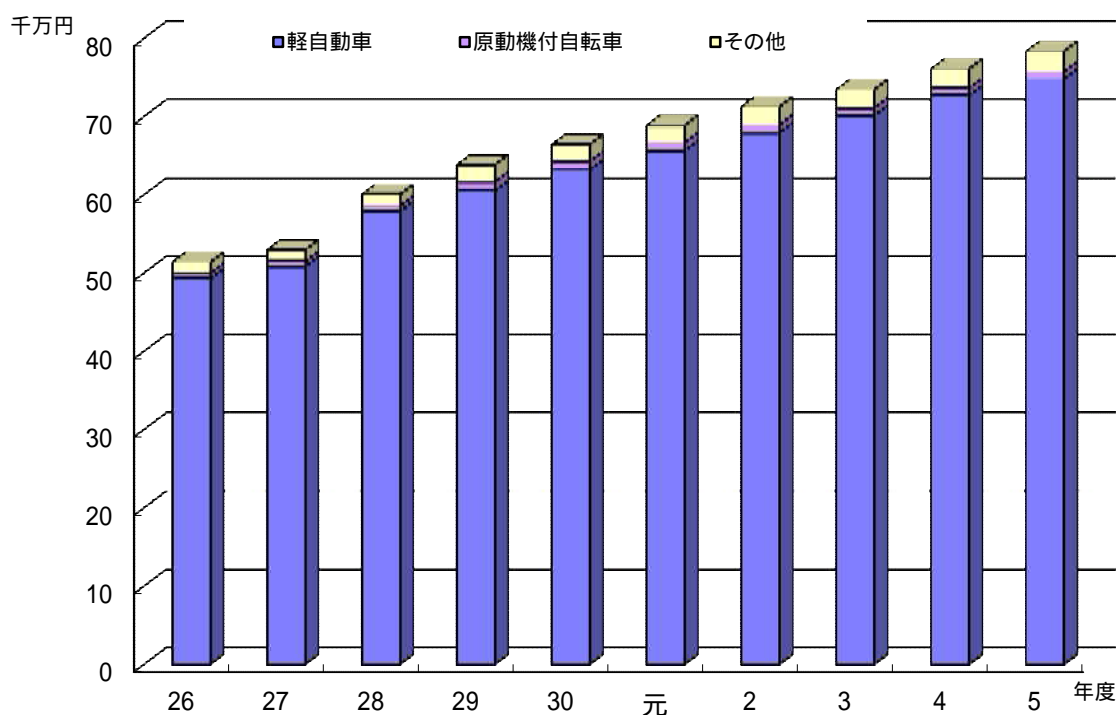
(1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）

(単位：台、千円、%)

区 分	年 度	2			3			4			5 (7/1 現在)		
		台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	3,418	6,836	93.0	3,212	6,424	94.0	3,058	6,116	95.2	2,954	5,908	96.6
	90cc以下	278	556	100.4	277	554	99.6	278	556	100.4	288	576	103.6
	125cc以下	811	1,946	107.8	879	2,110	108.4	959	2,302	109.1	1022	2,452	106.5
	ミニカー	107	396	96.4	107	396	100.0	103	381	96.2	105	388	101.8
軽 自 動 車	二輪	1,801	6,484	100.6	1,885	6,786	104.7	1,969	7,088	104.5	2,085	7,506	105.9
	三輪	2	9	100.0	2	9	100.0	2	9	100.0	2	9	100.0
	四輪乗用	62,777	580,305	103.9	63,037	600,844	103.5	63,117	624,704	104.0	63,656	643,188	103.0
	四輪貨物	18,836	93,062	101.1	18,782	93,856	100.9	18,900	95,490	101.7	19,151	97,742	102.4
小 型 特 殊 自 動 車	農耕 農作業	799	1,598	105.8	901	1,802	112.8	950	1,900	105.4	963	1,926	101.4
	フォーク リフト	1,452	8,567	104.9	1,517	8,950	104.5	1,631	9,623	107.5	1,745	10,296	107.0
二輪小型自動車		2,227	13,362	102.5	2,320	13,920	104.2	2,427	14,562	104.6	2,548	15,288	105.0
合 計		92,508	713,121	103.4	92,919	735,651	103.2	93,394	762,731	103.7	94,519	785,279	103.0

現年課税分のうち過年度分を除く。

(2) 軽自動車税年度別調定額の推移



7. 市たばこ税

(1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）

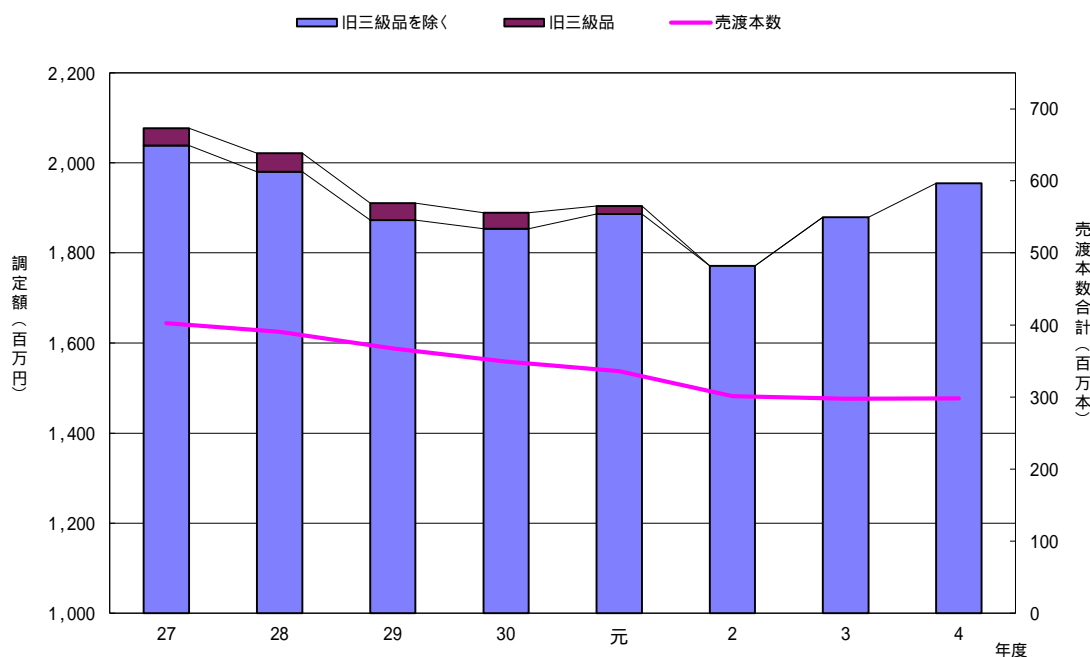
（単位：本、千円、％）

年度	旧3級品を除くたばこ		旧3級品のたばこ		合 計		対前年比	
	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額
27	387,388,539	2,038,439	15,313,120	38,206	402,701,659	2,076,645	99.2	99.2
28	376,269,895	1,979,932	14,494,260	41,589 (手持品課税分) 1 241	390,764,155	2,021,521 241	97.0	97.4
29	355,948,788	1,873,003	11,380,220	37,599 (手持品課税分) 1 165	367,329,008	1,910,602 165	94.0	94.5
30	340,550,731 (手持品課税分) 2 7,978	1,846,154	8,805,280	34,543 (手持品課税分) 1 227	349,356,011	1,880,697 8,205	95.1	98.9
元	331,396,640	1,886,310	4,352,640 (手持品課税分) 1 238	17,358	335,749,280	1,903,668 238	96.1	100.8
2	301,448,817 (手持品課税分) 2 6,521	1,764,634			301,448,817	1,764,634 6,521	89.8	93.0
3	297,875,201 (手持品課税分) 2 7,023	1,872,355			297,875,201	1,872,355 7,023	98.8	106.1
4	298,437,934	1,955,365			298,437,934	1,955,365	100.2	104.0

(注)令和元年10月1日から旧3級品たばこの税額が旧3級品以外のたばこの税額に統一されたため、以降は全て旧3級品を除くたばこで集計しています

- 平成27年度税率改正に伴い、小売業者が各年の4月1日及び令和元年10月1日時点で販売用に5,000本以上の旧3級品たばこを所有している場合に課税引上げ額 ... 平成28・29年の旧3級品：本数×0.43円 平成30年の旧3級品：本数×0.645円 令和元年の旧3級品：本数×1.692円
- 平成30年度税率改正に伴い、小売業者が平成30年10月1日時点で販売用に20,000本以上の旧3級品以外のたばこを所有している場合及び令和2年10月1日時点で販売用に20,000本以上のたばこを所有している場合及び令和3年10月1日時点で販売用に20,000本以上のたばこを所有している場合に課税引上げ額 ... 平成30年の旧3級品以外：本数×0.43円 令和2年：本数×0.43円 令和3年：本数×0.43円

(2) 市たばこ税年度別調定額の推移



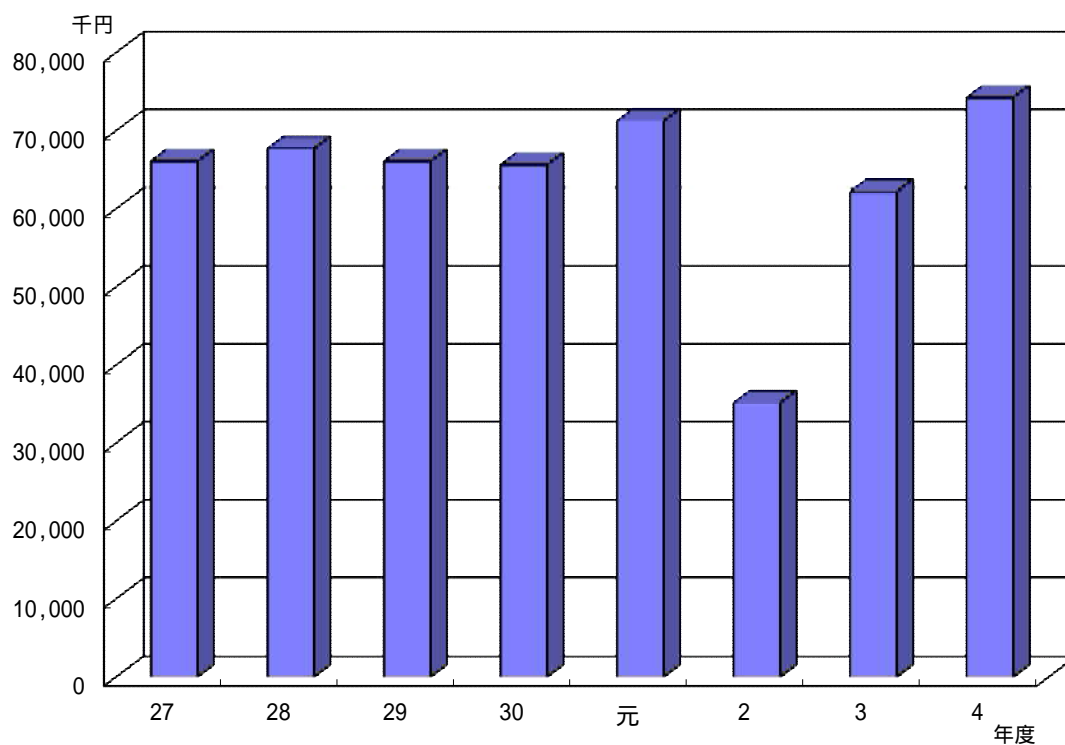
8.入湯税

(1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4
特別徴収義務者数	16	16	17	17	18	18	16	17
入湯者数	661,126	677,146	660,931	656,356	712,726	351,481	424,710	494,972
調定額	66,113	67,715	66,093	65,636	71,273	35,148	62,177	74,237
対前年比	101.6	102.4	97.6	99.3	108.6	49.3	176.9	119.4

(2) 入湯税年度別調定額の推移



9. 特別土地保有税

(1) 特別土地保有税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

区 分		年 度							
		8	9	10	11	12	13	14	15 ~
納税義務者	取得分	11	6	5	1	3	8	7	新 規 課 税 停 止
	保有分	66	53	47	47	44	39	32	
調 定 額	取得分	9,946	42,795	113	53	1,033	1,230	915	
	保有分	45,804	113,373	39,285	39,242	40,230	34,016	26,652	
	計	55,750	156,168	39,398	39,295	41,263	35,246	27,567	
対前年比	取得分	6,177.6	430.3	0.3	46.9	1,949.1	119.1	74.4	
	保有分	111.1	247.5	34.7	99.9	102.5	84.6	78.4	
	計	134.7	280.1	25.2	99.7	105.0	85.4	78.2	

10. 市税外歳入に関する調

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
県税徴収交付金	438,921	440,297	442,034	449,678	445,191
督促手数料	4,920	4,982	4,283	3,701	3,266
延滞金	331,214	452,122	401,480	360,486	296,840
税証明手数料	20,888	17,855	16,631	15,092	15,226

督促手数料、延滞金については、国民健康保険税分も含む。

11. 証明・閲覧状況

ア. 件数 (令和4年度)

(単位：件)

所得証明	納税証明	継続検査用 納税証明	資産証明	車庫証明用 土地証明
28,699	9,648	2,823	4,727	782
価格通知	住宅用家屋証明	その他の証明	閲覧	
5,239	1,088	2,836	2,933	

イ. 手数料 (令和4年度)

(単位：円)

所得証明	納税証明	資産証明	車庫証明用 土地証明	住宅用 家屋証明	閲覧
1枚につき 300	1枚につき 300	1枚につき 300	1枚につき 300	1件につき 1,300	公簿は1冊、 公文書及び公函 は1件につき 200

納 稅

1. 納 税 組 合

(1) 種類別納税組合数調

年 度	30	元	2	3	4
地 域 組 合	380	375	366	361	351
職 域 組 合	4	4	4	4	4
計	384	379	370	365	355

(2) 組合員数別納税組合数調

年 度	30	元	2	3	4
10人未満	8	11	10	15	15
10人以上～20人未満	66	68	77	83	91
20人以上～40人未満	160	153	146	140	132
40人以上～60人未満	66	64	57	55	52
60人以上～80人未満	33	37	41	42	36
80人以上～100人未満	24	22	16	14	13
100人以上	27	24	23	16	16
計	384	379	370	365	355

(3) 税目別組合員数調

(単位：人、%)

年 度 \ 税 目		市・県民税	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	納税組合加入率
28	納税義務者	45,218	103,243	68,316	32,313	9.9
	組合加入者	4,363	10,623	6,332	3,345	
29	納税義務者	42,601	103,675	68,382	31,044	9.5
	組合加入者	3,938	10,159	6,064	3,151	
30	納税義務者	41,381	103,762	68,274	30,340	9.2
	組合加入者	3,747	9,787	5,920	2,941	
元	納税義務者	39,546	103,990	68,538	29,447	8.8
	組合加入者	3,410	9,348	5,683	2,796	
2	納税義務者	38,744	104,131	68,522	28,197	8.5
	組合加入者	3,206	8,921	5,487	2,635	
3	納税義務者	38,423	104,416	68,542	28,070	8.0
	組合加入者	3,022	8,341	5,302	2,484	
4	納税義務者	38,168	105,187	68,631	28,621	7.5
	組合加入者	2,777	7,868	5,033	2,336	

(4) 納税組合数および組合員数調

年度 区分	30	元	2	3	4
組合数	384	379	370	365	355
組合員数	16,672	15,974	15,121	14,032	13,156

(5) 納税奨励金交付状況調

(単位：千円)

年 度		30	元	2	3	4
納税奨励金の交付額		16,364	15,276	15,090	14,073	12,820
交付内訳	市・県民税	2,418	2,181	2,124	2,012	1,871
	固定資産税・都市計画税	9,884	9,323	9,305	8,588	7,927
	軽自動車税	451	444	445	434	430
	国民健康保険税	3,608	3,326	3,214	3,036	2,590
1組合当り交付額		43	40	41	39	35

(6) 納税組合年度別・税目別取扱額調

(単位：千円)

年度	税 目	調 定 額 A	納税組合 調定額 B	総収入額 C	納税組合納期 限内納付額 D	納税組合 調定比 B/A	納付額 調定比 D/A	納付率 D/B	納付額 収入比 D/C
元	市・県民税(普通徴収)	5,154,766	622,208	5,056,184	609,175	12.1	11.8	97.9	12.0
	固定資産税・都市計画税	21,865,530	2,288,655	21,671,374	2,237,929	10.5	10.2	97.8	10.3
	軽自動車税	689,821	51,426	678,598	49,990	7.5	7.2	97.2	7.4
	国民健康保険税	4,850,984	547,112	4,552,539	529,326	11.3	10.9	96.7	11.6
	計	32,561,101	3,509,401	31,958,695	3,426,420	10.8	10.5	97.6	10.7
2	市・県民税(普通徴収)	5,204,009	559,472	5,100,008	548,679	10.8	10.5	98.1	10.8
	固定資産税・都市計画税	22,032,024	2,186,060	21,716,616	2,139,377	9.9	9.7	97.9	9.9
	軽自動車税	713,284	51,012	705,621	49,296	7.2	6.9	96.6	7.0
	国民健康保険税	4,765,696	508,032	4,524,816	495,256	10.7	10.4	97.5	10.9
	計	32,715,013	3,304,576	32,047,061	3,232,608	10.1	9.9	97.8	10.1
3	市・県民税(普通徴収)	7,616,673	522,508	7,584,321	512,076	6.9	6.7	98.0	6.8
	固定資産税・都市計画税	21,100,844	1,968,746	21,003,180	1,933,433	9.3	9.2	98.2	9.2
	軽自動車税	735,692	50,693	728,031	49,219	6.9	6.7	97.1	6.8
	国民健康保険税	4,729,296	488,934	4,553,799	476,087	10.3	10.1	97.4	10.5
	計	34,182,505	3,030,881	33,869,331	2,970,815	8.9	8.7	98.0	8.8
4	市・県民税(普通徴収)	5,308,061	522,106	5,233,583	506,541	9.8	9.5	97.0	9.7
	固定資産税・都市計画税	22,129,245	1,833,796	22,034,073	1,804,245	8.3	8.2	98.4	8.2
	軽自動車税	762,777	50,380	753,768	49,065	6.6	6.4	97.4	6.5
	国民健康保険税	4,235,209	404,595	4,080,429	392,503	9.6	9.3	97.0	9.6
	計	32,435,292	2,810,877	32,101,853	2,752,354	8.7	8.5	97.9	8.6

2. 令和4年度口座振替取扱および加入状況調

(単位：人、千円、%)

区分 税目	納税義務者	口座振替 加入者数	加入率	調定額	口座振替 調定額	口座振替 納期内納付額	口座振替 取扱比	振替率
	A	B	B/A	C	D	E	D/C	E/D
市・県民税 (普通徴収)	38,168	11,930	31.3	5,308,061	2,366,005	2,341,843	44.6	99.0
固定資産税・ 都市計画税	105,187	55,341	52.6	22,129,245	11,505,704	11,484,346	52.0	99.8
軽自動車税	68,631	11,209	16.3	762,777	116,092	115,794	15.2	99.7
国民健康保険税	28,621	12,567	43.9	4,235,209	1,948,472	1,933,394	46.0	99.2
計	240,607	91,047	37.8	32,435,292	15,936,273	15,875,377	49.1	99.6

3. 滞納処分状況等調

(単位：件、千円)

令和4年度 差押および解除状況								
区分 種別	前年度繰越分		本年度差押分		本年度差押終了分			
	件数	税額	件数	税額	公売		徴収・その他	
					件数	税額	件数	税額
不動産	606	951,654	33	15,296	13	5,148	226	222,957
動産	1	16,233	0	0	0	0	1	17,105
債権	861	634,611	2,172	606,844	0	0	2,133	304,673
計	1,468	1,602,498	2,205	622,140	13	5,148	2,360	544,735

4. 市税督促状況調

(単位：千円)

年度	税目	市・県民税 (普通徴収)	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	合計
	30	調定	5,335,251	21,571,832	664,681
督促		671,339	1,102,100	75,552	1,848,991
割合		12.6	5.1	11.4	6.7
元	調定	5,154,766	21,865,530	689,821	27,710,117
	督促	672,104	1,058,778	72,445	1,803,327
	割合	13.0	4.8	10.5	6.5
2	調定	5,204,009	22,032,024	713,284	27,949,317
	督促	558,007	1,014,181	59,107	1,631,295
	割合	10.7	4.6	8.3	5.8
3	調定	7,616,673	21,100,844	735,692	29,453,209
	督促	593,153	886,231	65,416	1,544,800
	割合	7.8	4.2	8.9	5.2
4	調定	5,421,767	22,129,245	762,777	28,313,789
	督促	588,615	932,120	66,993	1,587,728
	割合	10.9	4.2	8.8	5.6

5. 欠損処分額調

(単位：件、円)

年度	30		元		2		3		4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	1,075	55,844,835	1,000	45,981,630	1,007	51,612,843	821	39,478,290	969	42,284,691
個人	971	48,060,407	928	40,692,611	947	47,988,958	790	36,454,805	931	35,686,699
法人	104	7,784,428	72	5,289,019	60	3,623,885	31	3,023,485	38	6,597,992
固定資産税	982	123,592,494	496	36,956,302	663	58,219,082	571	49,360,652	727	54,893,550
軽自動車税	637	3,489,565	492	2,846,629	524	3,696,071	493	3,908,023	456	3,819,616
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	342,300
都市計画税	982	21,773,676	496	6,502,662	663	10,241,754	571	8,722,983	727	9,599,824
合計	3,676	204,700,570	2,484	92,287,223	2,857	123,769,750	2,456	101,469,948	2,880	110,939,981

6. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表

令和5年4月1日現在

区 分	機 関 名	店 数		本店又は代表機関の所在地・電話番号	
		市内	市外		
指 定	福井銀行	28	68	福井市順化1丁目1-1	24-2030
収納代理	みずほ銀行	1	453	福井市大手2丁目7-15	22-3500
"	三井住友銀行	1	454	福井市大手3丁目4-7	23-3102
"	北陸銀行	8	148	福井市中央1丁目7-15	24-5555
"	北國銀行	1	103	福井市順化1丁目2-1	22-8461
"	福邦銀行	13	25	福井市順化1丁目6-9	21-2500
"	福井信用金庫	16	23	福井市田原2丁目3-1	22-5400
"	越前信用金庫	3	9	大野市日吉町2-19	0779-66-1313
"	横浜幸銀信用組合	1		福井市御幸4丁目10-25	24-1200
"	イオ信用組合	1		福井市日之出2丁目10-15	22-8284
"	北陸労働金庫	2	5	福井市宝永2丁目1-24	22-5678
"	福井県農業協同組合	12	41	福井市大手3丁目2-18	50-7600
"	東日本信用漁業協同組合連合会	1		福井市大手2丁目8-10	21-6080
"	ゆうちょ銀行	1		福井市大手3丁目1-28	24-0120

そ の 他

(付録第1) 最近の主な税制改正一覧

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																		
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成31年6月30日入居分までに延長する。	平成31年度分から	27																		
	ふるさと納税制度の見直し	特例控除額の上限の引上げ 控除限度額を、所得割額の2割(現行:1割)に引上げ ワンストップ特例制度の創設 確定申告が不要な給与所得者等について、控除を受けるための手続きを簡素化	平成28年度分から (27年中に支出した寄附金から適用)	27																		
法人市民税	均等割の税率区分の基準見直し	現行の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずる。 当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする。	平成27年4月1日以後に開始する事業年度から	27																		
軽自動車税	原付及び二輪車並びに小型特殊自動車に係る税率改正の延期	平成27年度分以後の年度分に適用することとされている原付及び二輪車並びに小型特殊自動車に係る税率について、適用開始を1年間延期する。	平成28年度分から	27																		
	グリーン化特例(軽課)の導入	平成27年度に新規取得した「一定の環境性能を有する軽四輪等」について、その燃費性能に応じて平成28年度分の税率を軽減する。 軽乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>税率を概ね75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+20%達成車</td> <td>税率を概ね50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成車</td> <td>税率を概ね25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> 軽貨物車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>税率を概ね75%軽減</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>税率を概ね50%軽減</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>税率を概ね25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> 天然ガス自動車は、ポスト新長期規制からNOx10%低減した車が、ハイブリット車は、平成17年排出ガス基準70%低減達成車()に限る	対象車	内容	電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね75%軽減	2020年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減	2020年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減	対象車	内容	電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね75%軽減	平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減	平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減	平成28年度分	27		
対象車	内容																					
電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね75%軽減																					
2020年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減																					
2020年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減																					
対象車	内容																					
電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね75%軽減																					
平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減																					
平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減																					
市たばこ税	旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し	旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止する。 <旧3級品の税率の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000本当たり)</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>2,495円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28.4.1~</td> <td>2,925円</td> <td>+430円</td> </tr> <tr> <td>H29.4.1~</td> <td>3,355円</td> <td>+430円</td> </tr> <tr> <td>H30.4.1~</td> <td>4,000円</td> <td>+645円</td> </tr> <tr> <td>H31.4.1~</td> <td>5,262円</td> <td>+1,262円</td> </tr> </tbody> </table>		税率 (1,000本当たり)	増減	現行	2,495円		H28.4.1~	2,925円	+430円	H29.4.1~	3,355円	+430円	H30.4.1~	4,000円	+645円	H31.4.1~	5,262円	+1,262円	平成28年4月1日以降の売渡し等分から (小売販売業者等の手持品課税を実施)	27
	税率 (1,000本当たり)	増減																				
現行	2,495円																					
H28.4.1~	2,925円	+430円																				
H29.4.1~	3,355円	+430円																				
H30.4.1~	4,000円	+645円																				
H31.4.1~	5,262円	+1,262円																				

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年										
その他	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）改正に伴う規定の整備	<p>下記文書に係る申告事項として、個人番号及び法人番号を加える。</p> <p><主な対象文書></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>文書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人市民税</td> <td>申告書・減免申請書</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>減免申請書等</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>減免申請書</td> </tr> <tr> <td>入湯税</td> <td>特別徴収義務者の経営申告書</td> </tr> </tbody> </table>	税目	文書名	法人市民税	申告書・減免申請書	固定資産税	減免申請書等	軽自動車税	減免申請書	入湯税	特別徴収義務者の経営申告書	平成 28 年 1 月 1 日から	27
税目	文書名													
法人市民税	申告書・減免申請書													
固定資産税	減免申請書等													
軽自動車税	減免申請書													
入湯税	特別徴収義務者の経営申告書													

【平成 28 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	医療費控除の特例の創設	検診等を受けている個人が、スイッチOTC薬の購入費用を年間 1.2 万円を超えて支払った場合、その超える部分の金額（年間 8.8 万円が限度）を所得控除する。	平成 30 年度分 ~ 令和 4 年度分	28
	住宅借入金等特別税額控除制度の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和 3 年 12 月 31 日入居分までに延長する。	令和 2 年度分から	29
法人市民税	法人税割の税率の改正	<p>地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を引き下げる。</p> <p style="text-align: center;">12.1% 8.4%</p>	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から	29
固定資産税	家屋及び償却資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	<p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（特例期間：最初の 3 年度分）について、適用期限を 2 年延長する。</p> <p style="padding-left: 20px;">太陽光発電設備及び風力発電設備 課税標準の特例措置の割合：3 分の 2</p> <p style="padding-left: 20px;">水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 課税標準の特例措置の割合：2 分の 1</p> <p>「都市再生特別措置法」に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置（特例期間：最初の 5 年度分）について、適用期限を 2 年延長する。</p> <p style="text-align: center;">課税標準の特例措置の割合：5 分の 4</p>	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの取得分	28

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																							
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の1年延長	「新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて翌年度の税率を軽減する」という特例措置の適用期限を1年延長する。	平成29年度分	28																																							
	環境性能割の創設	<p>自動車取得税（県税）が廃止されることに伴い、軽自動車の取得価額の0.0%～2.0%を環境性能割（市税）として課税する。</p> <p>軽乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンティセル乗用車（ポスト新長期規制適合）</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%達成車</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成車</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成車</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>軽貨物車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成車</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成車</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成17年排出基準75%低減を達成したガソリン車、ガソリンハイブリット車（ ）に限る</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンティセル乗用車（ポスト新長期規制適合）	0%	0%	2020年度燃費基準+10%達成車	0%	0%	2020年度燃費基準達成車	1%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成車	2%	1%	以外の車	2%	2%	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	0%	0%	平成27年度燃費基準+20%達成車	0%	0%	平成27年度燃費基準+15%達成車	1%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成車	2%	1%	以外の車	2%	2%	令和元年10月1日以降に取得される車
区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンティセル乗用車（ポスト新長期規制適合）	0%	0%																																									
2020年度燃費基準+10%達成車	0%	0%																																									
2020年度燃費基準達成車	1%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+10%達成車	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+20%達成車	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+15%達成車	1%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+10%達成車	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									

【平成29年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年												
個人市民税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<p>配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額を引き上げるとともに、世帯の収入が逆転しないような仕組みを設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者特別控除の控除額</th> <th colspan="2">配偶者の所得制限</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33万円</td> <td>合計所得金額45万円未満（給与収入110万円）</td> <td>合計所得金額90万円以下（給与収入155万円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額</p> <p>適用なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>配偶者の所得制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76万円以上（給与収入141万円）</td> <td>合計所得金額123万円超（給与収入201万円）</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限		現行	改正後	33万円	合計所得金額45万円未満（給与収入110万円）	合計所得金額90万円以下（給与収入155万円）	合計所得金額	配偶者の所得制限	76万円以上（給与収入141万円）	合計所得金額123万円超（給与収入201万円）	平成31年度分から	29
	配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限														
現行		改正後														
33万円	合計所得金額45万円未満（給与収入110万円）	合計所得金額90万円以下（給与収入155万円）														
合計所得金額	配偶者の所得制限															
76万円以上（給与収入141万円）	合計所得金額123万円超（給与収入201万円）															
	上場株式等の配当所得等の課税方式の選択に係る所要の措置	<p>特定上場株式等の配当等について、納税義務者が課税方式を、総合課税、源泉徴収課税（申告不要）、申告分離課税のいずれかを選択し、所得税と住民税の課税方式は原則同じ方式を採用していたものを、確定申告書と住民税申告書の両方の提出があり、住民税申告で所得税と異なる課税方式を選択していた場合には、住民税は所得税と異なる方式で課税できることを明確化する。</p>	平成29年4月1日から	29												

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年												
固定資産税	固定資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準に特例措置を適用する。 課税標準の特例措置の割合：2分の1	平成30年度分から	29												
		子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けて実施する認可外の事業所内保育事業（企業主導型保育事業）の用に供する固定資産に係る課税標準に特例措置（特例期間：最初の5年度分）を適用する。 課税標準の特例措置の割合：2分の1	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得分	29												
		緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する固定資産に係る課税標準に特例措置（特例期間：最初の5年度分）を適用する。 課税標準の特例措置の割合：3分の2	平成29年6月15日から平成31年3月31日までの設置分	29												
	耐震改修又は省エネ改修が行われた既存住宅の減額措置	耐震改修又は省エネ改修が行われた既存住宅が認定長期優良住宅に該当することになったとき、固定資産税の3分の2を減額する。	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに改修された住宅	29												
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の重点化・2年延長	<p>「新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて翌年度の税率を軽減する」という特例措置の適用基準を以下のとおり厳格化し、適用期限を2年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス自動車の要件に、H30年度排出ガス規制適合を追加。 ・ガソリン車・ハイブリット車は、H30年度排出ガス基準50%低減達成車又はH17年度排出基準75%低減達成車に限る。 ・軽乗用車の軽減に係る適用基準を表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>現行区分（28・29年度） H27.4.1～29.3.31取得</th> <th>改正区分（30・31年度） H29.4.1～31.3.31取得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%軽減</td> <td>電気自動車、 天然ガス自動車</td> <td>電気自動車、 天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td>50%軽減</td> <td>2020年度燃費基準 +20%達成車</td> <td>2020年度燃費基準 +30%達成車</td> </tr> <tr> <td>25%軽減</td> <td>2020年度燃費基準 達成車</td> <td>2020年度燃費基準 +10%達成車</td> </tr> </tbody> </table>	税率	現行区分（28・29年度） H27.4.1～29.3.31取得	改正区分（30・31年度） H29.4.1～31.3.31取得	75%軽減	電気自動車、 天然ガス自動車	電気自動車、 天然ガス自動車	50%軽減	2020年度燃費基準 +20%達成車	2020年度燃費基準 +30%達成車	25%軽減	2020年度燃費基準 達成車	2020年度燃費基準 +10%達成車	平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得される新車	29
税率	現行区分（28・29年度） H27.4.1～29.3.31取得	改正区分（30・31年度） H29.4.1～31.3.31取得														
75%軽減	電気自動車、 天然ガス自動車	電気自動車、 天然ガス自動車														
50%軽減	2020年度燃費基準 +20%達成車	2020年度燃費基準 +30%達成車														
25%軽減	2020年度燃費基準 達成車	2020年度燃費基準 +10%達成車														

【平成 30 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年								
個人 市 民 税	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引下げるとともに、基礎控除を同額引上げる。これにより基礎控除額が 43 万円（現行：33 万円）となる。	令和 3 年度分から	30								
	給与所得控除・公的年金等控除の見直し	給与所得控除が適用される給与等の収入金額を 1,000 万円以下から 850 万円以下に引下げ、控除の上限額を 220 万円から 195 万円に引下げる。 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、控除額の上限を 195 万 5 千円とする。 公的年金所得者の年金以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合には、公的年金等控除額を 10 万円引下げ、2,000 万円を超える場合は 20 万円引下げる。	令和 3 年度分から	30								
	基礎控除の見直し	前年の合計所得金額が 2,400 万円（給与収入 2,595 万円）を超える所得割の納税義務者について、所得金額に応じて基礎控除額が逡減し、2,500 万円を超える場合には、基礎控除の適用をしない仕組みを設ける。 <table border="1" data-bbox="523 763 1075 987"> <thead> <tr> <th>合計所得金額（給与収入）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400 万円超 2,450 万円以下 （2,595 万円超 2,645 万円以下）</td> <td>29 万円</td> </tr> <tr> <td>2,450 万円超 2,500 万円以下 （2,645 万円超 2,695 万円以下）</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超 （2,695 万円超）</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額（給与収入）	控除額	2,400 万円超 2,450 万円以下 （2,595 万円超 2,645 万円以下）	29 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下 （2,645 万円超 2,695 万円以下）	15 万円	2,500 万円超 （2,695 万円超）	適用なし	令和 3 年度分から	30
	合計所得金額（給与収入）	控除額										
2,400 万円超 2,450 万円以下 （2,595 万円超 2,645 万円以下）	29 万円											
2,450 万円超 2,500 万円以下 （2,645 万円超 2,695 万円以下）	15 万円											
2,500 万円超 （2,695 万円超）	適用なし											
非課税限度額の見直し	均等割非課税限度額の基準を、31 万 5 千円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に 10 万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に 18 万 9 千円を加えた金額）とする。 所得割非課税限度額の基準を、35 万円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に 10 万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に 32 万円を加えた金額）とする。 障害者、未成年者、寡婦（夫）に対する非課税措置の対象となる合計所得要件を 135 万円以下（現行：125 万円以下）に引上げる。	令和 3 年度分から	30									

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																								
法人市民税	大法人の電子申告の義務化	資本金1億円超の普通法人等に係る確定申告書、中間申告書、修正申告書の提出について、国税と同様に、電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法により提出することを義務付ける。	令和2年4月1日以後に開始する事業年度から	30																								
固定資産税	償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設	生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき、中小企業が労働生産性・企業収益を向上させるために行った設備投資に係る固定資産の課税標準に特例措置（特例期間：最初の3年度分）を適用する。 課税標準の特例措置の割合：ゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村が条例で定めた割合	平成30年6月6日から令和3年3月31日まで に取得された償却資産	30																								
	バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の創設	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う劇場等について、平成30年4月1日から令和2年3月31日までに間に「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合したバリアフリー改修を行った場合、工事が完了した翌年度から2年度分の固定資産税額及び都市計画税額を1/3減額する。	平成31年度分から	30																								
市たばこ税	市たばこ税の税率引上げ	製造たばこに係る税率を、平成30年10月1日から令和3年10月1日にかけて1,000本当たり430円ずつ3回引上げる。 <税率の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000本当たり)</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>5,262円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>+430円</td> </tr> <tr> <td>R2.10.1～</td> <td>6,122円</td> <td>+430円</td> </tr> <tr> <td>R3.10.1～</td> <td>6,552円</td> <td>+430円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成27年度の税制改正により、平成31年4月1日に予定されていた旧3級品の製造たばこに係る税率引上げを、令和元年10月1日実施に延期する。</p> <旧3級品の税率の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000本当たり)</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R元.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>+1,692円</td> </tr> </tbody> </table>		税率 (1,000本当たり)	増額	現行	5,262円		H30.10.1～	5,692円	+430円	R2.10.1～	6,122円	+430円	R3.10.1～	6,552円	+430円		税率 (1,000本当たり)	増額	現行	4,000円		R元.10.1～	5,692円	+1,692円	平成30年10月1日以降の売渡し等分から（小売販売業者等の手持品課税を実施）	30
		税率 (1,000本当たり)	増額																									
現行	5,262円																											
H30.10.1～	5,692円	+430円																										
R2.10.1～	6,122円	+430円																										
R3.10.1～	6,552円	+430円																										
	税率 (1,000本当たり)	増額																										
現行	4,000円																											
R元.10.1～	5,692円	+1,692円																										
	加熱式たばこの課税方式の見直し	加熱式たばこは「パイプ式たばこ」に分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算し課税している。新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、加熱式たばこの紙巻きたばこの換算方法を、「重量」と「小売価格」によって換算する方式とし、新課税方式による紙巻たばこへの換算割合を5年間、毎年1/5ずつ増やしていくこととする。	平成30年10月1日以降の売渡し等分から5年間かけて段階的に実施	30																								
その他	共同電子納税システム（共同収納）の導入	複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全ての地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用して、共通電子納税システムを導入する。	令和元年10月1日から 個人住民税（特別徴収） 法人市民税のみ	30																								

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年													
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	<p>令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合における、住宅ローン控除の適用期間 3 年延長する(現行 10 年間 13 年間)。</p> <p>11 年目から 13 年目までの、各年において、所得税額で控除しきれない額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、控除限度額(以下参照)の範囲内で、以下のいずれか少ない額を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物購入価格の 2 / 3 % ・住宅ローン年末残高の 1 % <p>住宅ローン控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に、当該税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とし、平成 31 年度分以後の個人市民税から適用する。</p>	<p>令和 13 年度 ~ 15 年度分</p> <p>令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 12 月 31 日に遅れた場合でも要件を満たせば特例措置の対象となった</p>	31													
	非課税措置の対象の拡充	<p>事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が 135 万円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする。</p>	<p>令和 3 年度分から</p>	31													
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減	<p>令和元年 10 月 1 日に消費税率が上げられることに伴い、需要の平準化を図るため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した自家用乗用車(新車・中古車)について、環境性能割の税率を 1 %軽減する。</p> <p>自家用乗用車の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車 (2020 年度燃費基準+10%達成)</td> <td>1.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車 (2020 年度燃費基準達成)</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車に適用する排ガス要件： H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業用乗用車の税率の臨時的軽減はないが、車種の区分は、自家用乗用車と同じ。 ・軽貨物車は変更しない。但し、H30 排ガス規制は導入。 	区分	税率	臨時的軽減	電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車 (2020 年度燃費基準+10%達成)	1.0%		ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車 (2020 年度燃費基準達成)	2.0%	1.0%	<p>令和 2 年度分から</p> <p>令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 9 月 30 日 令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものに延長された</p>	31	
	区分	税率	臨時的軽減														
電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税															
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車 (2020 年度燃費基準+10%達成)	1.0%																
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車 (2020 年度燃費基準達成)	2.0%	1.0%															
種別割のグリーン化特例(軽課)の延長及び基準の見直し	<p>消費税率引上げに配慮し、現行のグリーン化特例を令和 3 年度(現行:令和元年度)まで 2 年間延長する。</p> <p>グリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定し、令和 3 年度及び 4 年度に初回新規登録等を受けた自家用乗用車について適用する。</p> <p>自家用乗用車の軽減率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">初度検査年月</th> </tr> <tr> <th>~ R3.3</th> <th>R3.4 ~ R5.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)</td> <td>75%軽減</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準 + 30%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>軽減なし</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>25%軽減</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減しているものに限る。</p>	区分	初度検査年月		~ R3.3	R3.4 ~ R5.3	電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減	2020 年度燃費基準 + 30%達成	50%軽減	軽減なし	2020 年度燃費基準 + 10%達成	25%軽減		<p>令和 2 年度分から</p>	31
区分	初度検査年月																
	~ R3.3	R3.4 ~ R5.3															
電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減															
2020 年度燃費基準 + 30%達成	50%軽減	軽減なし															
2020 年度燃費基準 + 10%達成	25%軽減																

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																																																																								
個人市市民税	ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	<p>全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための以下の措置を講じる。</p> <p>個人住民税の人的非課税措置の見直し</p> <table border="1" data-bbox="499 327 1102 568"> <tr> <td>改正前</td> <td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母） 前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く 寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする</td> </tr> </table> <p>未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し</p> <p>婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）を適用する。</p> <p>現行 [表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)] 改正後</p> <table border="1" data-bbox="499 775 1102 1070"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">寡婦(寡夫)控除</td> <td colspan="4">ひとり親控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本人が女性</td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td>離別</td> <td>未届のひとり親</td> <td>本人所得</td> <td>-500</td> <td>500-</td> <td>-500</td> <td>500-</td> <td>-500</td> <td>500-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>有</td> <td>子</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>子以外</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>無</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本人が男性</td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td>離別</td> <td>未届のひとり親</td> <td>本人所得</td> <td>-500</td> <td>500-</td> <td>-500</td> <td>500-</td> <td>-500</td> <td>500-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>有</td> <td>子</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>子以外</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>無</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母） 前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く	改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く 寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする			寡婦(寡夫)控除				ひとり親控除				本人が女性	配偶関係	死別	離別	未届のひとり親	本人所得	-500	500-	-500	500-	-500	500-	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	26	30	26	有	子以外	26	26	26	26	26	26	26	26	26	無	無	26									本人が男性	配偶関係	死別	離別	未届のひとり親	本人所得	-500	500-	-500	500-	-500	500-	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	26	30	26	有	子以外	26	26	26	26	26	26	26	26	26	無	無	26									令和3年度分から	2
改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母） 前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く																																																																																																											
改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く 寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする																																																																																																											
		寡婦(寡夫)控除				ひとり親控除																																																																																																						
本人が女性	配偶関係	死別	離別	未届のひとり親	本人所得	-500	500-	-500	500-	-500	500-																																																																																																	
	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	26	30	26																																																																																																	
	有	子以外	26	26	26	26	26	26	26	26	26																																																																																																	
	無	無	26																																																																																																									
本人が男性	配偶関係	死別	離別	未届のひとり親	本人所得	-500	500-	-500	500-	-500	500-																																																																																																	
	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	26	30	26																																																																																																	
	有	子以外	26	26	26	26	26	26	26	26	26																																																																																																	
	無	無	26																																																																																																									
固定資産税	所有者不明の固定資産に係る規定の整備	<p>現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。 条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用。</p> <p>使用者を所有者とみなす制度の拡大 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。 令和3年度分以後の固定資産税について適用。</p>	令和2年6月	2																																																																																																								
固定資産税	特例措置の割合の規定	<p>対象資産 国から認定を受けた事業者が、認定事業（地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の建築物を整備する事業に限る）により新たに取得した家屋及び償却資産のうち、以下のもの 都市再生特別措置法第2条第2項に規定する公共施設 公園、広場など、 都市利便施設 ア)緑化施設 イ)通路</p> <p>改正内容 対象の家屋・償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準額に5分の3を参酌して、2分の1以上10分の7以下の範囲内において市で定める割合を乗じる。</p>	令和2年6月	2																																																																																																								

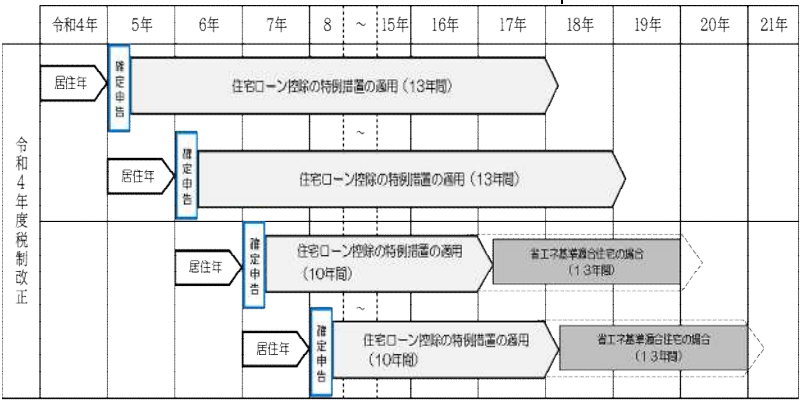
税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																														
固定資産税	特例割合の変更	対象資産 電気事業者所有の出力が5,000kW以上の水力発電設備 改正内容 特例割合を見直した上で適用期限を2年延長	令和3年度から	2																														
たばこ税	たばこの課税方式の見直し	軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）税率の見直し。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">葉巻たばこ 1本当たりの重量</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正予定</th> </tr> <tr> <th>R2.10月～</th> <th>R3.10月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1g未満</td> <td>重量比例課税 1gをもって 紙巻たばこ1本に換算</td> <td>本数課税 0.7g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算</td> <td>本数課税 1g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> <tr> <td>1g以上</td> <td></td> <td>重量比例課税 1gをもって</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定		R2.10月～	R3.10月～	1g未満	重量比例課税 1gをもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算	1g以上		重量比例課税 1gをもって		令和2年10月1日以降の 売渡し等分から 令和3年10月1日以降の 売渡し等分から	2																
葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定																																
		R2.10月～	R3.10月～																															
1g未満	重量比例課税 1gをもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算																															
1g以上		重量比例課税 1gをもって																																
その他	延滞金等の割合の引下げ	徴収の猶予及び法人市民税における納期限の延長に係る延滞金の割合の引下げ。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>現行</th> <th>令和2年の割合</th> <th>改正後</th> <th>改正後の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金</td> <td>法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの</td> <td>特例基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 8.9%</td> <td>(名称を「延滞金特例基準割合」に変更)</td> <td>年 8.9%</td> </tr> <tr> <td>1月以内</td> <td>早期納付を促す観点から低い利率</td> <td>特例基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 2.6%</td> <td>(名称を「延滞金特例基準割合」に変更)</td> <td>年 2.6%</td> </tr> <tr> <td>徴収の猶予等</td> <td>事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減</td> <td>特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 1.6%</td> <td>猶予特例基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)</td> <td>年 1.1%</td> </tr> <tr> <td>納期限の延長</td> <td>法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの</td> <td>特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 1.6%</td> <td>平均貸付割合 + 0.5%</td> <td>年 1.1%</td> </tr> </tbody> </table>		内容	現行	令和2年の割合	改正後	改正後の割合	延滞金	法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特例基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	(名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 8.9%	1月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特例基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6%	(名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 2.6%	徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特例基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%	納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%	令和3年度から	2
	内容	現行	令和2年の割合	改正後	改正後の割合																													
延滞金	法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特例基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	(名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 8.9%																													
1月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特例基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6%	(名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 2.6%																													
徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特例基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%																													
納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%																													

【令和3年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																				
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施している住宅ローン減税の控除期間の特例措置（10年間→13年間）について、要件を満たした令和4年末までの入居者に対して適用する。 ○要件 一定の期日までに契約が行われていること ・注文住宅を新築・・・令和3年9月末 ・分譲住宅・既存住宅を取得、増改築・・・令和3年11月末 面積要件 ・50㎡以上 40㎡以上（40～50㎡は所得1,000万円以下） 【参考イメージ図】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6-15年</th> <th>令和16年</th> <th>令和17年</th> <th>令和18年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税引上げ時 平成31年4月1日 施行</td> <td>入居</td> <td>確定申告</td> <td>住宅ローン控除の特例措置の適用（13年間）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前回 令和3年1月1日 施行</td> <td>入居年の延長</td> <td>入居</td> <td>確定申告</td> <td>住宅ローン控除の特例措置の適用（13年間）</td> <td>1年延長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>入居年の延長</td> <td>入居</td> <td>確定申告</td> <td>住宅ローン控除の特例措置の適用（13年間）</td> <td>1年延長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6-15年	令和16年	令和17年	令和18年	消費税引上げ時 平成31年4月1日 施行	入居	確定申告	住宅ローン控除の特例措置の適用（13年間）						前回 令和3年1月1日 施行	入居年の延長	入居	確定申告	住宅ローン控除の特例措置の適用（13年間）	1年延長				今回	入居年の延長	入居	確定申告	住宅ローン控除の特例措置の適用（13年間）	1年延長				令和15年度～17年度分 ・控除の適用年度を令和17年度まで延長 ・入居年を令和4年まで延長	3
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6-15年	令和16年	令和17年	令和18年																															
消費税引上げ時 平成31年4月1日 施行	入居	確定申告	住宅ローン控除の特例措置の適用（13年間）																																					
前回 令和3年1月1日 施行	入居年の延長	入居	確定申告	住宅ローン控除の特例措置の適用（13年間）	1年延長																																			
今回	入居年の延長	入居	確定申告	住宅ローン控除の特例措置の適用（13年間）	1年延長																																			
	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の延長	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。	令和5年度～令和9年度 令和4年度までの適用期限を令和9年度まで延長	3																																				

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																
固定資産税	土地に係る固定資産税・都市計画税の税額据え置き措置	<p>新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、次の措置を講ずる。</p> <p>宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	令和3年度	3																																																
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減の期間延長	<p>消費税率引き上げに伴い実施している、軽自動車の環境性能割の税率の臨時的特例措置（令和元年10月1日から令和3年3月31日まで取得した軽自動車の環境性能割の税率を1%軽減）について、区分の見直しを行った上で、適用期限を9か月間（令和3年12月31日まで）延長する。</p> <p>【環境性能割の税率区分の見直し】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">【旧行】（令和元、2年度）</th> <th colspan="2">【改正案】（令和3、4年度）</th> </tr> <tr> <td>軽自動車 軽自動車 天然ガス自動車</td> <td>軽自動車 非課税</td> <td>軽自動車 軽自動車 天然ガス自動車</td> <td>軽自動車 非課税</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド 2020年度基準 +20%達成</td> <td rowspan="3">1%</td> <td>ハイブリッド 2020年度基準 +20%達成</td> <td rowspan="3">1%</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>2020年度基準 +10%達成</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 達成</td> <td>2020年度基準 達成</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2%</td> <td>上記以外 又は2020年度基準未達成</td> <td>2%</td> </tr> </table> <p>【措置内容】 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>税率</th> <th>環境性能割</th> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </table>	【旧行】（令和元、2年度）		【改正案】（令和3、4年度）		軽自動車 軽自動車 天然ガス自動車	軽自動車 非課税	軽自動車 軽自動車 天然ガス自動車	軽自動車 非課税	ハイブリッド 2020年度基準 +20%達成	1%	ハイブリッド 2020年度基準 +20%達成	1%	2020年度基準 +10%達成	2020年度基準 +10%達成	2020年度基準 達成	2020年度基準 達成	上記以外	2%	上記以外 又は2020年度基準未達成	2%	税率	環境性能割	非課税	非課税	1%	非課税	2%	1%	令和3年度 令和3年3月31日まで 令和3年12月31日まで（9か月延長）	3																				
【旧行】（令和元、2年度）		【改正案】（令和3、4年度）																																																		
軽自動車 軽自動車 天然ガス自動車	軽自動車 非課税	軽自動車 軽自動車 天然ガス自動車	軽自動車 非課税																																																	
ハイブリッド 2020年度基準 +20%達成	1%	ハイブリッド 2020年度基準 +20%達成	1%																																																	
2020年度基準 +10%達成		2020年度基準 +10%達成																																																		
2020年度基準 達成		2020年度基準 達成																																																		
上記以外	2%	上記以外 又は2020年度基準未達成	2%																																																	
税率	環境性能割																																																			
非課税	非課税																																																			
1%	非課税																																																			
2%	1%																																																			
軽自動車税	種別割のグリーン化特例（軽減）の期間延長	<p>種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽減）」）について、区分の見直しを行った上で、自家用乗用車以外の種別においても適用期限を2年延長する。</p> <p>【種別割のグリーン化特例（軽減）の見直し】</p> <p>営業用乗用車（軽自動車）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <td colspan="2">取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ</td> <td colspan="2">取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>種別別軽減率</td> <td>区分</td> <td>種別別軽減率</td> </tr> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>2030年度基準90%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td>25%軽減</td> <td>2030年度基準70%達成</td> <td>25%軽減</td> </tr> </table> <p>軽貨物自動車（軽自動車）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <td colspan="2">取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ</td> <td colspan="2">取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>種別別軽減率</td> <td>区分</td> <td>種別別軽減率</td> </tr> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準+35%達成</td> <td>50%軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度基準+15%達成</td> <td>25%軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	【改正前】		【改正後】		取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ		取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ		区分	種別別軽減率	区分	種別別軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2020年度基準+30%達成	50%軽減	2030年度基準90%達成	50%軽減	2020年度基準+10%達成	25%軽減	2030年度基準70%達成	25%軽減	【改正前】		【改正後】		取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ		取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ		区分	種別別軽減率	区分	種別別軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2015年度基準+35%達成	50%軽減			2015年度基準+15%達成	25%軽減			令和3年度～令和4年度 自家用車以外の種別について令和4年度まで2年間延長（自家用車は平成31年度改正で既延長済）	3
【改正前】		【改正後】																																																		
取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ		取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ																																																		
区分	種別別軽減率	区分	種別別軽減率																																																	
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																																	
2020年度基準+30%達成	50%軽減	2030年度基準90%達成	50%軽減																																																	
2020年度基準+10%達成	25%軽減	2030年度基準70%達成	25%軽減																																																	
【改正前】		【改正後】																																																		
取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ		取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ																																																		
区分	種別別軽減率	区分	種別別軽減率																																																	
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																																	
2015年度基準+35%達成	50%軽減																																																			
2015年度基準+15%達成	25%軽減																																																			

【令和4年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 住宅借入金等特別控除の適用期限を令和20年度分までに、居住年を（令和3年12月31日～7年12月31日）までに4年延長する。 住民税の控除限度額を（13万6,500円～9万7,500円）に引下げる。 住宅借入金等特別控除の控除率を（1.0%～0.7%）に引下げる。 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件を（現行3,000万円以下～2,000万円以下）に引下げる。 新築住宅等の控除期間を（10年～13年）とする。（ただし、省エネ基準を満たさない住宅への令和6・7年中の入居は控除期間10年） <p>【参考 イメージ図（新築住宅の場合）】</p> 	令和5年度から ・控除の適用期限を令和20年度まで延長 ・居住年を令和7年12月31日まで延長	4
固定資産税	土地に係る固定資産税・都市計画税の激変緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。 	令和4年度	4

【令和5年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																				
個人市民税	森林環境税の課税開始に伴う改正	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度から、個人市県民税均等割(個人市民税3,000円、個人県民税1,000円)と併せて、国税の森林環境税1,000円を賦課徴収する。 なお、防災のための施策に要する財源を確保する目的で平成26年度から行われている、個人市県民税均等割引上げ(個人市民税500円、個人県民税500円)の臨時特例は令和5年度で終了する。 	令和6年度から	5																																				
固定資産税	マンション長寿命化促進税制の創設	<p>長寿命化に資する大規模修繕工事を行った分譲マンションに係る建物の固定資産税を1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合に応じて減額(3)する。</p> <p>(3)1戸あたりの面積が100㎡を超えるときは、100㎡相当分を上限として減額する</p> <p>【対象の要件】 以下のア・イのいずれも満たし、かつウのいずれかの要件を満たす分譲マンションが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合、その建物に係る固定資産税を条例に定める割合で減額する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 建築後、20年以上が経過している10戸以上のマンションであること。</p> <p>イ 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること。</p> <p>ウ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定基準に適合するように修繕積立金の額の引上げを行った場合 都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合 </div>	令和5年度	5																																				
軽自動車税	環境性能割の税率区分の見直し	<p>・より環境性能の優れた自動車の普及を促進する観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>・ただし、ガソリン軽自動車については、営業用乗用車のうち2030年度基準70%達成の乗用車の適用期限は2年延長とする。</p> <p>【軽自動車税種別割のグリーン化特例(軽課)の延長】</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>[現行]</p> <p>取得期間：令和3年4月1日～5年3月31日</p> <p>軽課年度：取得の翌年度のみ</p> </td> <td> <p>[改正案]</p> <p>取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日</p> <p>軽課年度：取得の翌年度のみ</p> </td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <table border="1" style="width: 45%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">自家用乗用車</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>種別割軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <div style="width: 45%;"> <p>取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日</p> <p>→ 3年間延長</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 45%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">営業用乗用車</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>種別割軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準90%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準70%達成</td> <td>25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <div style="width: 45%;"> <p>取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日</p> <p>→ 3年間延長</p> <p>取得期間：令和5年4月1日～7年3月31日</p> <p>→ 2年間延長</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 45%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">軽貨物自動車</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>種別割軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <div style="width: 45%;"> <p>取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日</p> <p>→ 3年間延長</p> </div>	<p>[現行]</p> <p>取得期間：令和3年4月1日～5年3月31日</p> <p>軽課年度：取得の翌年度のみ</p>	<p>[改正案]</p> <p>取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日</p> <p>軽課年度：取得の翌年度のみ</p>	自家用乗用車		区分	種別割軽減率	電気自動車	75%軽減	燃料電池自動車	75%軽減	天然ガス自動車	75%軽減	営業用乗用車		区分	種別割軽減率	電気自動車	75%軽減	燃料電池自動車	75%軽減	天然ガス自動車	75%軽減	2030年度基準90%達成	50%軽減	2030年度基準70%達成	25%軽減	軽貨物自動車		区分	種別割軽減率	電気自動車	75%軽減	燃料電池自動車	75%軽減	天然ガス自動車	75%軽減	令和5年度から	5
<p>[現行]</p> <p>取得期間：令和3年4月1日～5年3月31日</p> <p>軽課年度：取得の翌年度のみ</p>	<p>[改正案]</p> <p>取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日</p> <p>軽課年度：取得の翌年度のみ</p>																																							
自家用乗用車																																								
区分	種別割軽減率																																							
電気自動車	75%軽減																																							
燃料電池自動車	75%軽減																																							
天然ガス自動車	75%軽減																																							
営業用乗用車																																								
区分	種別割軽減率																																							
電気自動車	75%軽減																																							
燃料電池自動車	75%軽減																																							
天然ガス自動車	75%軽減																																							
2030年度基準90%達成	50%軽減																																							
2030年度基準70%達成	25%軽減																																							
軽貨物自動車																																								
区分	種別割軽減率																																							
電気自動車	75%軽減																																							
燃料電池自動車	75%軽減																																							
天然ガス自動車	75%軽減																																							

(付録第2) 個人市民税の所得控除等

年度		26～28																																	
区分																																			
収入 額 よ り 控 除	給与所得控除	収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 10,000,000円以下 10,000,000円超 15,000,000円以下 15,000,000円超	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円) 720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10% 2,200,000円 + (収入金額 - 10,000,000円) × 5%																																
	青色専従者給与	支払った金額																																	
	白色専従者給与	(1)500,000円(配偶者の場合は860,000円) (2)(事業所得 + 不動産所得 + 山林所得) ÷ (専従者 + 1) (1)(2)いずれか少ない方の金額																																	
	公的年金等控除	<table border="1"> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>その年中の公的年金等の収入金額 (A)</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">65歳以上の者</td> <td>330万円以下</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円 ~ 410万円</td> <td>(A) × 25% + 37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">65歳未満の者</td> <td>410万円 ~ 770万円</td> <td>(A) × 15% + 78.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円超</td> <td>(A) × 5% + 155.5万円</td> </tr> </table>	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A)	控除額	65歳以上の者	330万円以下	120万円	330万円 ~ 410万円	(A) × 25% + 37.5万円	65歳未満の者	410万円 ~ 770万円	(A) × 15% + 78.5万円	770万円超	(A) × 5% + 155.5万円																				
受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A)	控除額																																	
65歳以上の者	330万円以下	120万円																																	
	330万円 ~ 410万円	(A) × 25% + 37.5万円																																	
65歳未満の者	410万円 ~ 770万円	(A) × 15% + 78.5万円																																	
	770万円超	(A) × 5% + 155.5万円																																	
所得 控 除	雑損	(1)(その年の損失金額-補てん金額)-(総所得金額等 × 10%) (2)損失金額のうち災害関連支出の金額 - 50,000円 (1)(2)いずれか多い方の金額																																	
	医療費	(医療費の額 - 補てん金額) - (総所得金額等 × 5%、ただし10万円まで) 限度額 200万円																																	
	社会保険料	支払った金額																																	
	小規模企業共済等掛金	支払った金額																																	
	生命保険料	<p>一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)</th> <th colspan="2">旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)</th> <th>新契約 + 旧契約</th> </tr> <tr> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="4">左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ~ 32,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> <td>15,001円 ~ 40,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ~ 56,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> <td>40,001円 ~ 70,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">控除上限額 28,000円</td> <td colspan="2">控除上限額 35,000円</td> <td>控除上限額 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>で算出した各控除額を合算 生命保険料控除額(最高7万円) = (一般生命保険料控除額) + (個人年金保険料控除額) + (介護医療保険料控除額)</p>		新契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		新契約 + 旧契約	年間支払保険料	控除額	年間支払保険料	控除額	控除額	12,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円以下	支払い保険料等の全額	左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	12,001円 ~ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	15,001円 ~ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円	32,001円 ~ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	40,001円 ~ 70,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円	56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円	控除上限額 28,000円		控除上限額 35,000円		控除上限額 28,000円
	新契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		新契約 + 旧契約																														
	年間支払保険料	控除額	年間支払保険料	控除額	控除額																														
12,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円以下	支払い保険料等の全額	左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算																															
12,001円 ~ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	15,001円 ~ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円																																
32,001円 ~ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	40,001円 ~ 70,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円																																
56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円																																
控除上限額 28,000円		控除上限額 35,000円		控除上限額 28,000円																															
地震保険料	地震保険料の合計金額 (A) × 1/2(最高 25,000円) + 長期損害保険料の合計金額 (B) (B)の金額が5,000円以下の場合には 全額 (B)の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合には (B) × 1/2 + 2,500円 (B)の金額が15,000円を超える場合は 10,000円 (最高限度 25,000円)																																		
障害者	障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円																																		
扶養	一般扶養 330,000円 (特定 450,000円) 老人扶養 380,000円 (同居 450,000円)																																		
配偶者	一般 330,000円 配偶者特別控除 老人 380,000円 (3万円 ~ 33万円)																																		
老・寡・勤	寡婦一般 260,000円 (特別 300,000円) 寡夫・勤 260,000円																																		
基礎	330,000円																																		
配当控除	10,000,000円以下 1.6% (県民税 1.2%) 10,000,000円を超える部分は、0.8% (県民税 0.6%) 配当の種類、課税所得等の金額により、控除率の違うものや配当控除がないものがある																																		
障・寡・未の非課税限度額	所得額 1,250,000円																																		

29		年度	
		区分	
収入金額が1,800,000円以下	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)	給与所得控除	収入額より控除
1,800,000円超 3,600,000円以下	720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%		
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%		
6,600,000円超 10,000,000円以下	1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%		
10,000,000円超 12,000,000円以下	2,200,000円 + (収入金額 - 10,000,000円) × 5%		
	同 左	青色専従者給与	収入額より控除
	同 左	白色専従者給与	
	同 左	公的年金等控除	控除
	同 左		
	同 左	雑 損	所得控除
	同 左	医 療 費	
	同 左	社 会 保 険 料	
	同 左	小規模企業共済等掛金	
	同 左	生 命 保 険 料	所得控除
	同 左	地 震 保 険 料	
	同 左	障 害 者	
	同 左	扶 養	
	同 左	配 偶 者	
	同 左	老 ・ 寡 ・ 勤	
	同 左	基 礎	
	同 左	配 当 控 除	
	同 左	障・寡・未の非課税限度額	

区 分		年 度	3 0	
収 入 額	給与所得控除	収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 10,000,000円以下 10,000,000円超	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円) 720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%	
	青色専従者給与		同 左	
	白色専従者給与		同 左	
	よ り 控 除	公的年金等控除	受給者の 年 齢 65歳以上 の 者	同 左
受給者の 年 齢 65歳未満 の 者			同 左	
所 得 控 除	雑 損		同 左	
	医 療 費	(1) (医療費の額 - 補てん金額) - (総所得金額等の合計 × 5%、ただし10万円まで) (2) (特定一般用医薬品等の購入額 - 補てん金額) - 12,000円 (1)(2)いずれか一方を控除	限度額	200万円 8万8千円
	社 会 保 険 料		同 左	
	小規模企業共済等掛金		同 左	
	生 命 保 険 料		同 左	
	地 震 保 険 料		同 左	
	障 害 者		同 左	
	扶 養		同 左	
	配 偶 者		同 左	
	老 ・ 寡 ・ 勤		同 左	
基 礎		同 左		
配 当 控 除		同 左		
障・寡・未の非課税限度額		同 左		

元・2		年 度		区 分	
収入金額が1,800,000円以下	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)			給与所得控除	収 入 額
1,800,000円超 3,600,000円以下	720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%				
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%				
6,600,000円超 10,000,000円以下	1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%				
10,000,000円超	2,200,000円				
	同 左			青色専従者給与	よ り 控 除
	同 左			白色専従者給与	
	同 左			公的年金等控除	
	同 左				所 得 控 除
	同 左			雑 損	
	同 左			医 療 費	
	同 左			社 会 保 険 料	
	同 左			小規模企業共済等掛金	
	同 左			生 命 保 険 料	
	同 左			地 震 保 険 料	
	同 左			障 害 者	
	同 左			扶 養	
一 般 11万円～33万円	配偶者特別控除	扶養者の合計所得が		配 偶 者	
老 人 13万円～38万円	(1万円～33万円)	1,000万円超の場合は適用不可			
	同 左			老 ・ 寡 ・ 勤	
	同 左			基 礎	
	同 左			配 当 控 除	
	同 左			障・寡・未の非課税限度額	

年度		3 ~ 5				
区分						
収入額 よ り 控 除	給与所得控除	収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 8,500,000円以下 8,500,000円超	収入金額 × 40% - 100,000円 (最低控除額 550,000円) 620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10% 1,950,000円			
	所得金額調整控除	1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：(給与等の収入金額(上限：1,000万円) - 850万円) × 10% 2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円				
	青色専従者給与	同 左				
	白色専従者給与	同 左				
	公的年金等控除	65歳以上	公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
				1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
			~ 3,300,000円	110万円	100万円	90万円
			3,300,000円~ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
			4,100,000円~ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
			7,700,000円~ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
		10,000,000円~	195.5万円	185.5万円	175.5万円	
	65歳未満	公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
		~ 1,300,000円	60万円	50万円	40万円	
		1,300,000円~ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円	
		4,100,000円~ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円	
		7,700,000円~ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円	
		10,000,000円~	195.5万円	185.5万円	175.5万円	
所得 控 除	雑 損	同 左				
	医 療 費	同 左				
	社 会 保 険 料	同 左				
	小規模企業共済等掛金	同 左				
	生 命 保 険 料	同 左				
	地 震 保 険 料	同 左				
	障 害 者	同 左				
	扶 養	同 左				
	配 偶 者	同 左				
	寡・ひ・勤	寡婦・勤 ひとり親	260,000円 300,000円			
基 礎	合計所得金額					
		~ 24,000,000円	43万円			
		24,000,001円~ 24,500,000円	29万円			
		24,500,001円~ 25,000,000円	15万円			
		25,000,001円~	0円			
配 当 控 除	同 左					
障・寡・ひ・未の非課税限度額	所得額 1,350,000円					

(付録第3) 令和5年度 住民税・所得税要覧

		令和5年度 住民税	令和4年分 所得税																																																																																																							
均等割の非課税限度額		315,000円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1) + 100,000円 以下 扶養親族がある場合は +189,000円																																																																																																								
所得割の非課税限度額		350,000円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1) + 100,000円 以下 扶養親族がある場合は +320,000円																																																																																																								
障・寡・ひ・未の非課税限度額		1,350,000円 (給与収入額 2,043,999円)																																																																																																								
収入額から控除	給与所得控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,800,000円以下</td> <td>収入金額 × 40% - 100,000 (最低控除額 550,000円)</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円超 3,600,000円以下</td> <td>620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円超 6,600,000円以下</td> <td>1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円超 8,500,000円以下</td> <td>1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円超</td> <td>1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除額	1,800,000円以下	収入金額 × 40% - 100,000 (最低控除額 550,000円)	1,800,000円超 3,600,000円以下	620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%	3,600,000円超 6,600,000円以下	1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%	6,600,000円超 8,500,000円以下	1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%	8,500,000円超	1,950,000円																																																																																												
	収入金額	控除額																																																																																																								
	1,800,000円以下	収入金額 × 40% - 100,000 (最低控除額 550,000円)																																																																																																								
	1,800,000円超 3,600,000円以下	620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%																																																																																																								
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%																																																																																																									
6,600,000円超 8,500,000円以下	1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%																																																																																																									
8,500,000円超	1,950,000円																																																																																																									
所得金額調整控除	<p>1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：(給与等の収入金額(上限：1,000万円) - 850万円) × 10%</p> <p>2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円</p>																																																																																																									
青色専従者給与 白色専従者給与	<p>支払った金額</p> <p>(1) 500,000円 (配偶者の場合は860,000円) (2) (事業所得 + 不動産所得 + 山林所得) ÷ (専従者 + 1) (1)(2) いずれか少ない方の金額</p>																																																																																																									
公的年金等控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">公的年金等の収入額の合計 (A)</th> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳未満</td> <td>～ 1,300,000円</td> <td>60万円</td> <td>50万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～ 4,100,000円</td> <td>(A) × 25% + 27.5万円</td> <td>(A) × 25% + 17.5万円</td> <td>(A) × 25% + 7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,700,000円</td> <td>(A) × 15% + 68.5万円</td> <td>(A) × 15% + 58.5万円</td> <td>(A) × 15% + 48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～ 10,000,000円</td> <td>(A) × 5% + 145.5万円</td> <td>(A) × 5% + 135.5万円</td> <td>(A) × 5% + 125.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上</td> <td>～ 3,300,000円</td> <td>110万円</td> <td>100万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円～ 4,100,000円</td> <td>(A) × 25% + 27.5万円</td> <td>(A) × 25% + 17.5万円</td> <td>(A) × 25% + 7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,700,000円</td> <td>(A) × 15% + 68.5万円</td> <td>(A) × 15% + 58.5万円</td> <td>(A) × 15% + 48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～ 10,000,000円</td> <td>(A) × 5% + 145.5万円</td> <td>(A) × 5% + 135.5万円</td> <td>(A) × 5% + 125.5万円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満	～ 1,300,000円	60万円	50万円	40万円	1,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円	65歳以上	～ 3,300,000円	110万円	100万円	90万円	3,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円																																																															
	公的年金等の収入額の合計 (A)			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																																																						
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																																																																																						
65歳未満	～ 1,300,000円	60万円	50万円	40万円																																																																																																						
	1,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円																																																																																																						
	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円																																																																																																						
	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円																																																																																																						
65歳以上	～ 3,300,000円	110万円	100万円	90万円																																																																																																						
	3,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円																																																																																																						
	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円																																																																																																						
	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円																																																																																																						
所得控除	雑損	(1) (その年の損失金額 - 補てん金額) - (総所得金額等の合計額 × 10%) (2) 損失金額のうち災害関連支出の金額 - 50,000円 (1)(2) いずれか多い方の金額																																																																																																								
	医療費	(1) (医療費の額 - 補てん金額) - (「10万円」と「総所得金額等の合計額 × 5%」のいずれか少ない方の金額) (限度額 200万円) (2) (特定一般用医薬品等購入の額 - 補てん金額) - 12,000円 (限度額 8万8千円) (1)(2) いずれか一方を控除																																																																																																								
	社会保険料 小規模企業共済等掛金 生命保険料	<p>支払った金額</p> <p>一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算</p> <p>新契約：平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>控除上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="4">28,000円</td> </tr> <tr> <td>12,001円～ 32,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～ 56,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="4">35,000円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～ 40,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～ 70,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新契約 + 旧契約</td> <td>上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>で算出した各控除額を合算 (住民税：最高7万円) (所得税：最高12万円) 生命保険料控除額 = (一般生命保険料控除額) + (個人年金保険料控除額) + (介護医療保険料控除額)</p>		年間支払保険料	控除額	控除上限額	新契約	12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円	12,001円～ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	32,001円～ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	56,001円以上	一律 28,000円	旧契約	15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円	15,001円～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円	40,001円～ 70,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円	70,001円以上	一律 35,000円	新契約 + 旧契約		上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	28,000円																																																																												
		年間支払保険料	控除額	控除上限額																																																																																																						
	新契約	12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円																																																																																																						
12,001円～ 32,000円		支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円																																																																																																								
32,001円～ 56,000円		支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円																																																																																																								
56,001円以上		一律 28,000円																																																																																																								
旧契約	15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円																																																																																																							
	15,001円～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円																																																																																																								
	40,001円～ 70,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円																																																																																																								
	70,001円以上	一律 35,000円																																																																																																								
新契約 + 旧契約		上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	28,000円																																																																																																							
地震保険料 (旧長期損害保険)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>控除上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td></td> <td>支払い保険料等 × 1/2</td> <td rowspan="2">25,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="3">10,000円</td> </tr> <tr> <td>5,001円～ 15,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(住民税：最高2.5万円) (所得税：最高5万円) 地震保険料控除額 = (地震保険料に係る控除額) + (旧長期損害保険料に係る控除額)</p>		年間支払保険料	控除額	控除上限額	地震		支払い保険料等 × 1/2	25,000円			旧長期	5,000円以下	支払い保険料等の全額	10,000円	5,001円～ 15,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 2,500円	15,001円以上	一律10,000円																																																																																							
	年間支払保険料	控除額	控除上限額																																																																																																							
地震		支払い保険料等 × 1/2	25,000円																																																																																																							
旧長期	5,000円以下	支払い保険料等の全額	10,000円																																																																																																							
	5,001円～ 15,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 2,500円																																																																																																								
	15,001円以上	一律10,000円																																																																																																								
寄附金		(「特定寄附金の額の合計額」と「総所得金額等の40%相当額」のいずれか低い金額) - 2,000円																																																																																																								
障害者	<p>障害者 260,000円 (特別障害者 300,000円) 同居特別障害者 530,000円</p>	<p>障害者 270,000円 (特別障害者 400,000円) 同居特別障害者 750,000円</p>																																																																																																								
扶養	<p>一般扶養 330,000円 (特定 450,000円) 老人扶養 380,000円 (同居 450,000円)</p>	<p>一般扶養 380,000円 (特定 630,000円) 老人扶養 480,000円 (同居 580,000円)</p>																																																																																																								
配偶者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の年間所得</th> <th colspan="3">扶養者の年間合計所得</th> <th rowspan="2">老人一般</th> </tr> <tr> <th>～ 9,000,000</th> <th>9,000,001～ 9,500,000</th> <th>9,500,001～ 10,000,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>～ 480,000円</td> <td>38万 33万</td> <td>26万 22万</td> <td>13万 11万</td> </tr> <tr> <td>480,001～ 1,000,000円</td> <td>33万</td> <td>22万</td> <td>11万</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">配偶者特別控除</td> <td>1,000,001～ 1,050,000円</td> <td>31万</td> <td>21万</td> <td>11万</td> </tr> <tr> <td>1,050,001～ 1,100,000円</td> <td>26万</td> <td>18万</td> <td>9万</td> </tr> <tr> <td>1,100,001～ 1,150,000円</td> <td>21万</td> <td>14万</td> <td>7万</td> </tr> <tr> <td>1,150,001～ 1,200,000円</td> <td>16万</td> <td>11万</td> <td>6万</td> </tr> <tr> <td>1,200,001～ 1,250,000円</td> <td>11万</td> <td>8万</td> <td>4万</td> </tr> <tr> <td>1,250,001～ 1,300,000円</td> <td>6万</td> <td>4万</td> <td>2万</td> </tr> <tr> <td>1,300,001～ 1,330,000円</td> <td>3万</td> <td>2万</td> <td>1万</td> </tr> <tr> <td>1,330,001～</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人一般	～ 9,000,000	9,000,001～ 9,500,000	9,500,001～ 10,000,000	配偶者控除	～ 480,000円	38万 33万	26万 22万	13万 11万	480,001～ 1,000,000円	33万	22万	11万	配偶者特別控除	1,000,001～ 1,050,000円	31万	21万	11万	1,050,001～ 1,100,000円	26万	18万	9万	1,100,001～ 1,150,000円	21万	14万	7万	1,150,001～ 1,200,000円	16万	11万	6万	1,200,001～ 1,250,000円	11万	8万	4万	1,250,001～ 1,300,000円	6万	4万	2万	1,300,001～ 1,330,000円	3万	2万	1万	1,330,001～	0	0	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の年間所得</th> <th colspan="3">扶養者の年間合計所得</th> <th rowspan="2">老人一般</th> </tr> <tr> <th>～ 9,000,000</th> <th>9,000,001～ 9,500,000</th> <th>9,500,001～ 10,000,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>～ 480,000円</td> <td>48万 38万</td> <td>32万 26万</td> <td>16万 13万</td> </tr> <tr> <td>480,001～ 950,000円</td> <td>38万</td> <td>26万</td> <td>13万</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">配偶者特別控除</td> <td>950,001～ 1,000,000円</td> <td>36万</td> <td>24万</td> <td>12万</td> </tr> <tr> <td>1,000,001～ 1,050,000円</td> <td>31万</td> <td>21万</td> <td>11万</td> </tr> <tr> <td>1,050,001～ 1,100,000円</td> <td>26万</td> <td>18万</td> <td>9万</td> </tr> <tr> <td>1,100,001～ 1,150,000円</td> <td>21万</td> <td>14万</td> <td>7万</td> </tr> <tr> <td>1,150,001～ 1,200,000円</td> <td>16万</td> <td>11万</td> <td>6万</td> </tr> <tr> <td>1,200,001～ 1,250,000円</td> <td>11万</td> <td>8万</td> <td>4万</td> </tr> <tr> <td>1,250,001～ 1,300,000円</td> <td>6万</td> <td>4万</td> <td>2万</td> </tr> <tr> <td>1,300,001～ 1,330,000円</td> <td>3万</td> <td>2万</td> <td>1万</td> </tr> <tr> <td>1,330,001～</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人一般	～ 9,000,000	9,000,001～ 9,500,000	9,500,001～ 10,000,000	配偶者控除	～ 480,000円	48万 38万	32万 26万	16万 13万	480,001～ 950,000円	38万	26万	13万	配偶者特別控除	950,001～ 1,000,000円	36万	24万	12万	1,000,001～ 1,050,000円	31万	21万	11万	1,050,001～ 1,100,000円	26万	18万	9万	1,100,001～ 1,150,000円	21万	14万	7万	1,150,001～ 1,200,000円	16万	11万	6万	1,200,001～ 1,250,000円	11万	8万	4万	1,250,001～ 1,300,000円	6万	4万	2万	1,300,001～ 1,330,000円	3万	2万	1万	1,330,001～	0	0	0
配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人一般																																																																																																						
	～ 9,000,000	9,000,001～ 9,500,000	9,500,001～ 10,000,000																																																																																																							
配偶者控除	～ 480,000円	38万 33万	26万 22万	13万 11万																																																																																																						
	480,001～ 1,000,000円	33万	22万	11万																																																																																																						
配偶者特別控除	1,000,001～ 1,050,000円	31万	21万	11万																																																																																																						
	1,050,001～ 1,100,000円	26万	18万	9万																																																																																																						
	1,100,001～ 1,150,000円	21万	14万	7万																																																																																																						
	1,150,001～ 1,200,000円	16万	11万	6万																																																																																																						
	1,200,001～ 1,250,000円	11万	8万	4万																																																																																																						
	1,250,001～ 1,300,000円	6万	4万	2万																																																																																																						
	1,300,001～ 1,330,000円	3万	2万	1万																																																																																																						
	1,330,001～	0	0	0																																																																																																						
	配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人一般																																																																																																					
～ 9,000,000		9,000,001～ 9,500,000	9,500,001～ 10,000,000																																																																																																							
配偶者控除	～ 480,000円	48万 38万	32万 26万	16万 13万																																																																																																						
	480,001～ 950,000円	38万	26万	13万																																																																																																						
配偶者特別控除	950,001～ 1,000,000円	36万	24万	12万																																																																																																						
	1,000,001～ 1,050,000円	31万	21万	11万																																																																																																						
	1,050,001～ 1,100,000円	26万	18万	9万																																																																																																						
	1,100,001～ 1,150,000円	21万	14万	7万																																																																																																						
	1,150,001～ 1,200,000円	16万	11万	6万																																																																																																						
	1,200,001～ 1,250,000円	11万	8万	4万																																																																																																						
	1,250,001～ 1,300,000円	6万	4万	2万																																																																																																						
	1,300,001～ 1,330,000円	3万	2万	1万																																																																																																						
	1,330,001～	0	0	0																																																																																																						

		令和5年度 住民税		令和4年分 所得税																				
控 除	寡婦 ひとり親 勤労学生	寡婦 ひとり親 勤労学生	260,000円 300,000円 260,000円	寡婦 ひとり親 勤労学生	270,000円 350,000円 270,000円																			
	基礎		<table border="1"> <tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>～24,000,000円</td><td>43万円</td></tr> <tr><td>24,000,001円～24,500,000円</td><td>29万円</td></tr> <tr><td>24,500,001円～25,000,000円</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>25,000,001円～</td><td>0円</td></tr> </table>	合計所得金額	控除額	～24,000,000円	43万円	24,000,001円～24,500,000円	29万円	24,500,001円～25,000,000円	15万円	25,000,001円～	0円		<table border="1"> <tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>～24,000,000円</td><td>48万円</td></tr> <tr><td>24,000,001円～24,500,000円</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>24,500,001円～25,000,000円</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>25,000,001円～</td><td>0円</td></tr> </table>	合計所得金額	控除額	～24,000,000円	48万円	24,000,001円～24,500,000円	32万円	24,500,001円～25,000,000円	16万円	25,000,001円～
合計所得金額	控除額																							
～24,000,000円	43万円																							
24,000,001円～24,500,000円	29万円																							
24,500,001円～25,000,000円	15万円																							
25,000,001円～	0円																							
合計所得金額	控除額																							
～24,000,000円	48万円																							
24,000,001円～24,500,000円	32万円																							
24,500,001円～25,000,000円	16万円																							
25,000,001円～	0円																							
税	率		一律 課税標準額 × 6% (県民税 一律 課税標準額 × 4%)	<table border="1"> <tr><th>課税標準額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>1,000円～1,949,000円</td><td>課税標準額 × 5%</td></tr> <tr><td>1,950,000円～3,299,000円</td><td>課税標準額 × 10% - 97,500円</td></tr> <tr><td>3,300,000円～6,949,000円</td><td>課税標準額 × 20% - 427,500円</td></tr> <tr><td>6,950,000円～8,999,000円</td><td>課税標準額 × 23% - 636,000円</td></tr> <tr><td>9,000,000円～17,999,000円</td><td>課税標準額 × 33% - 1,536,000円</td></tr> <tr><td>18,000,000円～39,999,000円</td><td>課税標準額 × 40% - 2,796,000円</td></tr> <tr><td>40,000,000円～</td><td>課税標準額 × 45% - 4,796,000円</td></tr> </table>	課税標準額	税率	1,000円～1,949,000円	課税標準額 × 5%	1,950,000円～3,299,000円	課税標準額 × 10% - 97,500円	3,300,000円～6,949,000円	課税標準額 × 20% - 427,500円	6,950,000円～8,999,000円	課税標準額 × 23% - 636,000円	9,000,000円～17,999,000円	課税標準額 × 33% - 1,536,000円	18,000,000円～39,999,000円	課税標準額 × 40% - 2,796,000円	40,000,000円～	課税標準額 × 45% - 4,796,000円				
課税標準額	税率																							
1,000円～1,949,000円	課税標準額 × 5%																							
1,950,000円～3,299,000円	課税標準額 × 10% - 97,500円																							
3,300,000円～6,949,000円	課税標準額 × 20% - 427,500円																							
6,950,000円～8,999,000円	課税標準額 × 23% - 636,000円																							
9,000,000円～17,999,000円	課税標準額 × 33% - 1,536,000円																							
18,000,000円～39,999,000円	課税標準額 × 40% - 2,796,000円																							
40,000,000円～	課税標準額 × 45% - 4,796,000円																							
分 離 課 税	土地 建物等 の 譲渡所得	長期	一般	3.0% (県 2.0%)	15%																			
		長期	優良	(1) 2,000万円以下 2.4% (県 1.6%) (2) 2,000万円超 譲渡所得 × 3.0% (県 2.0%) + 480,000円 (県 320,000円)	(1) 2,000万円以下 10% (2) 2,000万円超 譲渡所得 × 15% - 1,000,000円																			
		長期	居住用財産	(1) 6,000万円以下 2.4% (県 1.6%) (2) 6,000万円超 譲渡所得 × 3.0% (県 2.0%) + 1,440,000円 (県 960,000円)	(1) 6,000万円以下 10% (2) 6,000万円超 譲渡所得 × 15% - 3,000,000円																			
		短期	一般分	5.4% (県 3.6%)	30%																			
	株式等 の 譲渡所得	上場株式等	3.0% (県 2.0%)	15%																				
		その他の株式等	3.0% (県 2.0%)	15%																				
	雑所得	先物取引に係る雑所得等	3.0% (県 2.0%)	15%																				
		土地の譲渡等に係る事業所得等	(1) 7.2% (県 4.8%) (2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の110%相当額 (1)(2) いずれか多い方の金額	(1) 40% (2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の110%相当額 (1)(2) いずれか多い方の金額																				
		退職所得	退職所得控除を計算 (1) 勤続年数が20年以内 40万円 × 勤続年数 (最低80万円) (2) " 20年超 (勤続年数 - 20) × 70万円 + 800万円 (収入金額 - 退職所得控除) × 1/2 × 所得割の税率	退職所得控除を計算 (1) 勤続年数が20年以内 40万円 × 勤続年数 (最低80万円) (2) " 20年超 (勤続年数 - 20) × 70万円 + 800万円 (収入金額 - 退職所得控除) × 1/2 × 所得税の税率																				
	税 額 控 除	配当控除	1.6% (県 1.2%) 10,000,000円を超える部分は、0.8% (県 0.6%)	10% 10,000,000円を超える部分は、5%																				
調整控除		合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外 合計課税所得金額200万円以下の場合 (1) 人的控除額の差額の合計 (2) 合計課税所得金額 (1)(2) いずれか小さい金額の3% (県 2%) 合計課税所得金額200万円超の場合 (1) 人的控除額の差額 - (合計課税所得金額 - 200万円) (2) 5万円 (1)(2) いずれか大きい金額の3% (県 2%)																						
寄附金控除		(寄附金の支出額 - 2,000円) × 6% (県 4%) 寄附金の支出額は総所得金額等の30%を上限 (1) 特例控除対象寄附金 (総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金) については、以下の特例控除額を加算 (特例控除対象寄附金の支出額 - 2,000円) × (90% - 所得税適用税率 × 1.021) × 3/5 (県 2/5) 特例控除額は所得割額 (調整控除後) の20%を上限 (2) ワンストップ特例制度を利用した場合は、以下の申告特例控除額を加算 (1) の金額 × 申告特例控除割合																						

特定扶養：H12.1.2生～H16.1.1生 老人扶養：S28.1.1生以前

令和 5 年 度

市 税 概 要

令和 6 年 3 月 発行

発 行 福井市財政部税務事務所
福井市大手 3 丁目 1 0 - 1